

角田市第5次長期総合計画

人と地域が輝く
田園交流都市
かくだ

角田市
第5次長期総合計画
2011
(2020年3月
基本構想 変更)

角
田
市

角 田 市



人と地域が輝く 田園交流都市を目指して…

21世紀に入り社会を取り巻く環境は、地方分権が進展する中、急速な少子高齢化や人口減少、さらに地球温暖化などの環境問題に加え、地域経済や景気の低迷、雇用不安など、社会全体の構造的な危機に直面し、市民の多様化する価値観やニーズに対応することは、大変難しい状況にあります。

また、生活の利便性や物質的な充足だけでなく、生活の質やゆとり、精神的な満足感など、「心の豊かさ」を求める動きが高まってきており、日常生活においては、スピードや効率性のみを重視する生活や働き方を見直そうという考え方が注目されるようになってきています。

一方、国際的にはグローバリズムが進展し、「人・モノ・カネ・情報」が世界的規模で行き交い、新しい時代の潮流を感じるとともに、国内においては800万人を超える団塊世代の大量退職の下、国で進めている観光立国推進の機運や、国内外における観光ブームの高まりなどにより、いよいよ我が国は「大交流時代」を迎えたように思います。

こうした中で本市においては、東北有数の大河である阿武隈川や、環境保全地域の指定を受けている深山や斗蔵山などの恵まれた自然環境、また国指定重要文化財の高蔵寺・旧佐藤家住宅などの貴重な歴史資源を有するとともに、安全でおいしい豊富な農畜産物、角田中央公園に立地する多彩なスポーツ・レクリエーション施設、さらに宇宙航空研究開発機構（JAXA）角田宇宙センターなど、様々な地域資源を数多く有しており、交流人口や定住人口の拡大に大きな可能性を秘めています。

新しい時代を迎える今、多様な人々の「交流」により都市の活力を高め、交流人口を増やしていくまちづくりが求められていることから、今般、本市の新たな都市像を「人と地域が輝く田園交流都市 かくだ」と定め、新たなまちづくりに取り組んでいくことにいたしました。

そのためのまちづくりの基本指針として、市民力や地域力を最大限に活かし、市民と行政の協働の理念の下、これからの10年間を見通した新たな長期総合計画を策定いたしました。

第5次長期総合計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました市民の皆様をはじめ、ご審議をわずらわした長期総合計画審議会委員、各事業所や市内中学校、各種関係者・団体等の皆様に心から感謝を申し上げますとともに、これからの市政発展のためにより一層のご指導、ご助言を賜りますようお願い申し上げます。

平成23年(2011年)3月

角田市長 大友喜助

角田市第5次長期総合計画 目次

基本構想	第1章 基本構想策定の背景と目的	1
	第1節 基本構想策定の背景	1
	第2節 基本構想の目的	6
	第3節 目標年次	7
	第2章 目標とする都市像	9
	第1節 角田市の都市像	9
	第2節 構想が目指す人口規模	12
	第3節 土地利用構想	13
	第3章 計画の大綱	17
	第1節 人が集い賑わいのあるまち	18
	第2節 調和のとれた産業のまち	19
	第3節 みんなで支えあう健康で元気なまち	20
	第4節 心豊かな個性を育むまち	21
	第5節 安全・安心で快適なまち	22
	第6節 持続可能な行政経営を目指して	23
第4章 計画実現に向けた重点プロジェクト	25	
角田市第5次長期総合計画全体像	28	
基本計画	第1章 人が集い賑わいのあるまち	33
	第1節 協働によるまちづくりの推進	33
	第2節 もてなし豊かな角田ブランドの推進	38
	第3節 交流人口拡大の推進	48
	第2章 調和のとれた産業のまち	54
	第1節 活力ある農林業の振興	54
	第2節 商工業の活性化	62
	第3章 みんなで支えあう健康で元気なまち	68
	第1節 保健・医療の充実	68
	第2節 子育てしやすい環境づくり	76
	第3節 安心な福祉社会の形成	84
	第4章 心豊かな個性を育むまち	94
	第1節 生涯学習の推進	94
	第2節 学校教育環境の充実	102
	第5章 安全・安心で快適なまち	106
	第1節 良好な都市基盤の整備	106
	第2節 快適な住環境の整備	114
	第3節 低炭素型社会への対応	120
	第4節 生活安全への対応	126
	第6章 持続可能な行政経営を目指して	134
	第1節 市民に開かれた行政を目指して	134
	第2節 時代に即応した行政経営	140
	資料編	149

角田市第5次長期総合計画 基本構想

第1章 基本構想策定の背景と目的

第1節

基本構想策定の背景

角田市は、昭和46年から4度の総合計画を策定し、社会や経済の成長に合わせてまちづくりを進め、今日ある市の礎を築いてきました。

近年、地方分権¹の推進、少子高齢化、高度情報化、国際化など時代の転換期にあり、このような社会情勢の大

きな変化に対応する必要がある一方で、行財政運営は極めて厳しい状況にあります。今後は、人、モノ、文化など地域の資源を活かしたまちづくりへの転換とともに、行財政改革に積極的に取り組んでいく必要があります。

■人口減少・少子高齢化の進展

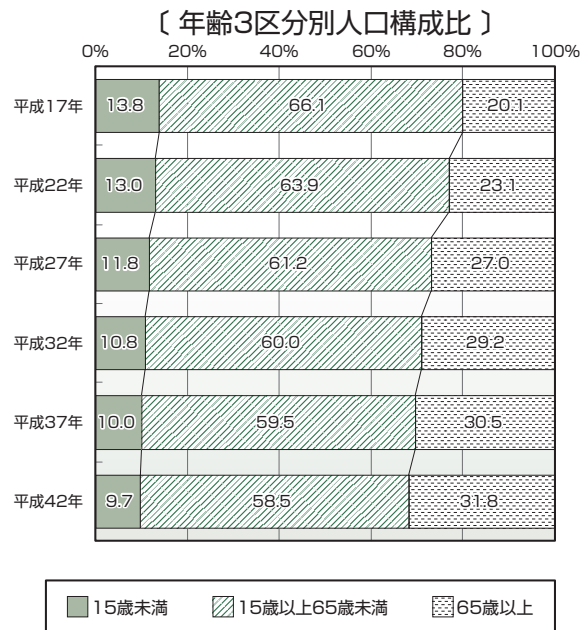
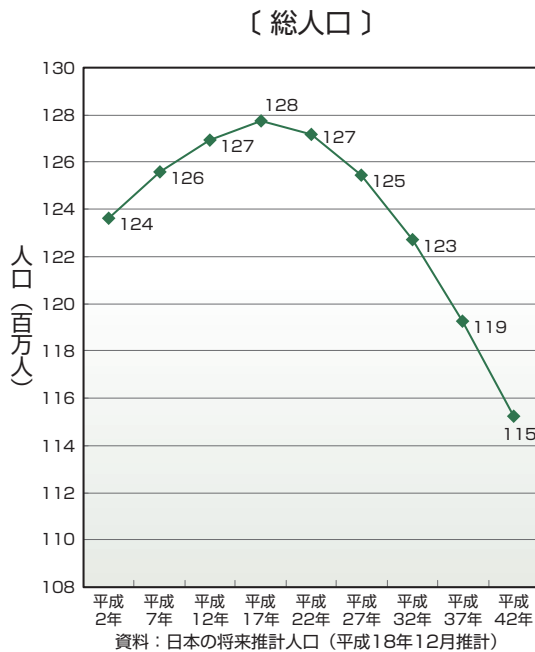
社会の成熟や出生率の低下などを背景に、日本の総人口は、平成16年の約1億2千8百万人をピークに総人口が減少に転じ、本格的な人口減少時代に入るとともに、「団塊の世代²」が高齢化する中、世界のどこの国でもかつて経験したことのない超高齢化社会³に入りました。

人口減少・少子高齢化の進展は、労働力不足による地域産業の低迷、地域社会の活力低下、社会保障費の負担増大、税収の減少による公共サービスの縮小など、地域

における生活や産業などのあらゆる面に影響を与えます。

本市においても、自然動態（出生-死亡）、社会動態（転入-転出）ともにマイナスで推移し、人口減少が進んでいるとともに、少子高齢化の進行もみられます。また、市街地周辺部においては特に少子高齢化が進んでおり、地区ごとの特徴を踏まえたまちづくりが必要となっています。

●日本の総人口及び年齢3区分別人口構成比の推計値



¹地方分権：国の権限や財源を住民に近い地方自治体（都道府県や市町村）に移譲すること

²団塊の世代：昭和22～24年（1947～1949）ごろの第一次ベビーブーム時代に毎年約270万人が生まれ、その後の世代に比較して人数が多い世代

³超高齢化社会：高齢化率（65歳以上の人口が総人口に占める割合）が21%以上の社会

■ 深刻化する地球環境問題⁴への対応

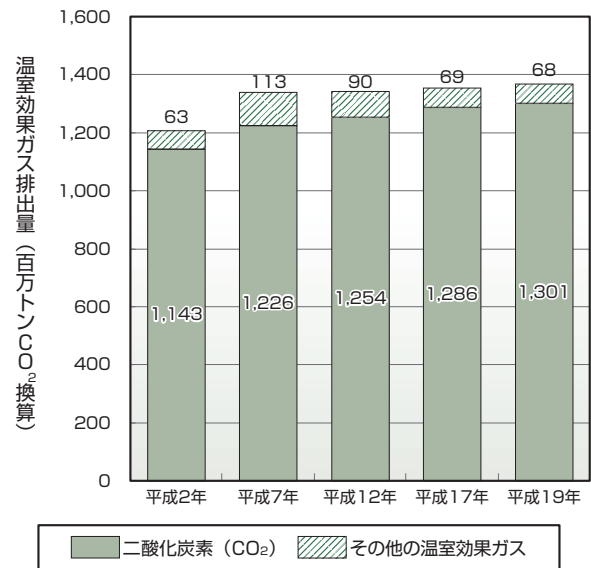
地球温暖化⁵の進行の主たる原因は、人為的な活動により発生する温室効果ガス⁶が原因であり、世界各地で異常気象や生態系への影響など、様々な事象が報告されています。

地球温暖化による気候変動や生態系の変異、オゾン層の破壊など、地球環境問題への関心が高まってきているものの、国内の温室効果ガス排出量は、平成19年度(2007年度)では基準年度(平成2年度)比13.4%増となっています。我が国では、地球環境問題を国際貢献の最重要課題の一つと位置づけ、「低炭素型社会⁷の実現」をキーワードに、国際的枠組みの策定などに積極的に取り組んでおり、地方自治体においても、環境に対する理念を根底においた施策運営を図るなど、環境行政の位置づけを一層高めていくことが課題となっています。

本市においては、より良い自然環境を将来へつないでいくため、「角田市第2次環境基本計画」に基づき、身近な視点から、日常の生活スタイルを見直し、市民、事業者、市が協力して地球環境問題に取り組んでいます。

● 日本の温室効果ガスの排出量

(二酸化炭素換算)



資料：環境情報総合データベース（環境省）

■ 地方分権の広がり住民自治の進展

国と地方は対等なパートナーとして、国民一人ひとりが生活の豊かさを実感できる地域づくりを目指した地方分権一括法が施行されて、10年が経過しました。

各都市では創意工夫を活かしたまちづくりを進める一方、激化する都市間競争⁸に対応するため、まちづくりに取り組む多様な担い手を育成し、それらの活動を支援することが求められています。

また、市民の日常生活圏の拡大、行政の効率化や市民サービスの向上のために、市域を超えた広域的な連携・協力が重要であるとともに、全国各地で住民の視点に立った行政運営や、住民、企業及びNPO(非営利組織)⁹

などが地域コミュニティ活動の主体を担うという「新たな公¹⁰」が求められています。

本市においては、市民との協働によるまちづくり¹¹を目指して、地区の現状と課題を再認識し、その解決に向けた方針を明らかにする『地区計画』を策定しています。本市の都市基盤や経済活動の状況などからみた「安心度」、「成長力」、「裕福度」は宮城県平均を下回っている状況にあり、企業や市民との協働の取り組みにより、本市の活力を高める都市機能の強化を進めていく必要があります。

⁴地球環境問題：地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨のように、発生源と環境被害の場所が限定されずに、あらゆる人々の生活から生じる排水、排気ガス、廃棄物などから生じる環境被害が地球全体の気象や生態系などに及ぶ問題

⁵地球温暖化：地球表面の気候や海洋の平均気温が長期的に見て上昇することで、この100年程の温暖化については、人の排出する二酸化炭素等の温室効果ガスの影響と言われている

⁶温室効果ガス：大気中の二酸化炭素やメタンなどで、太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあり地球の温度を平均約15℃に保っている

⁷低炭素型社会：地球温暖化の原因と言われている二酸化炭素の排出量が少ない社会の意味で、石炭、石油などの化石燃料から太陽光発電など自然から得られるエネルギーへの転換や、二酸化炭素を吸収する森林保全などが考えられている

⁸都市間競争：人口減少化の時代となり、利便性や行政サービスの高さ、税負担等の低さなどにより、住民から都市が選ばれることとなり、人口確保や事業者誘致について都市間で競争が生じること

⁹NPO(非営利組織)：福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など様々な社会貢献活動を、収益を団体の構成員に分配しない形で行うもので、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得したものをNPO法人という

¹⁰新たな公：従来、主として行政が担ってきた地域づくりについて、行政だけではなく、多様な民間主体を地域づくりの担い手としてとらえ、民間主体と行政との協働によって、従来の公の領域に加え、公と私の中間的な領域にその活動を広げることで地域づくりの課題に的確に対応していくという考え方

¹¹協働によるまちづくり：個人、団体、企業などの市民が、自主的にまちづくりを考え、行政とともにそれぞれの特性を活かして助け合い協力して、地域の課題の解決に向けて取り組むこと

■ ゆとり、心の豊かさ志向の高まり

価値観やライフスタイル¹²の多様化に伴い、生活の便利さや物質的な充足だけではなく、生活の質やゆとり、精神的な満足感など「心の豊かさ」を求めるニーズ¹³が高まってきています。

自由な余暇はさらに増加する傾向にある一方、自己実現を重視する意識が高まっており、個人を単位とした多様で個性的なライフスタイルが選択されるようになってきています。

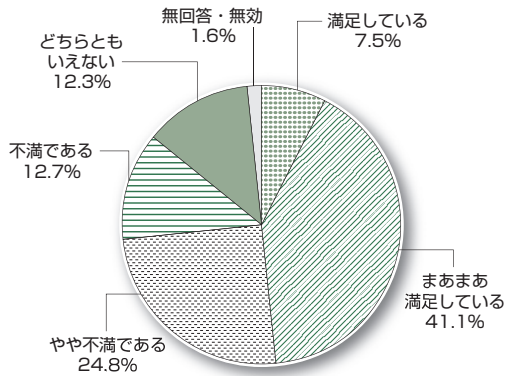
また、自然とのふれあいや農業体験などを組み込んだ都市と農村の交流が盛んになっているなど、日常生活において、スピードや効率性のみを重視する生活や働き方

を見直そうという考え方が注目されるようになってきています。

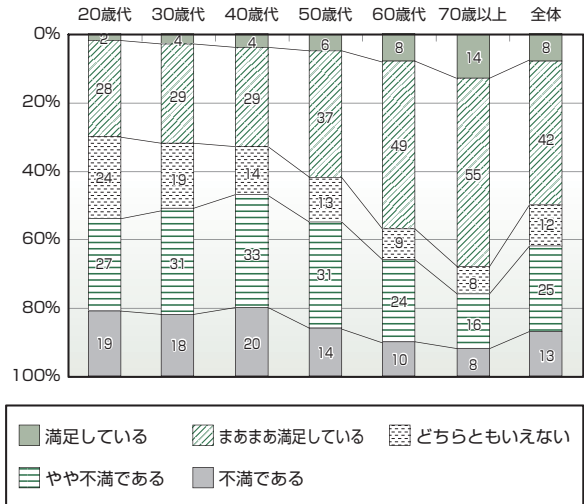
本市の市民意識調査（平成21年9月実施）によると、行政に対する満足度は48.6%が満足、37.5%が不満足となっています。また、「暮らしやすい」が61.7%、「住み続けたい」が70.9%と、定住意向が暮らしやすさを上回っており、ゆとりや、心の豊かさを支える暮らしやすさを実感できるような総合的な施策の展開と、これからの次代を担う若い世代の人々が、本市に住み続けたいと思えるような魅力あるまちづくりが求められています。

● 行政に対する満足度・暮らしやすさ・定住意向

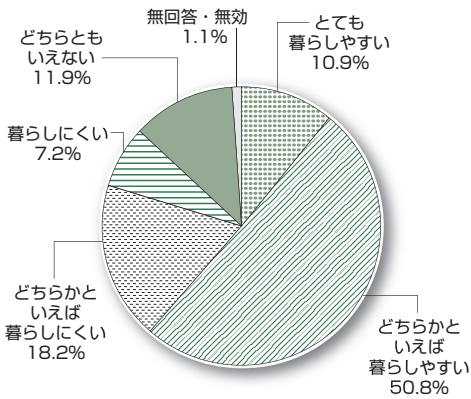
〔行政に対する満足度〕



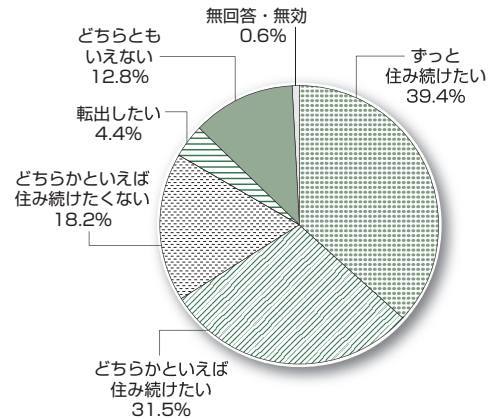
〔行政に対する満足度（年齢別）〕



〔暮らしやすさ〕



〔定住意向〕



資料：市民意識調査

¹²ライフスタイル：生活様式、営み方、価値観や生活習慣など個々人の行動様式

¹³ニーズ：欲求、要求、必要性

■ 国際・国内交流の進展

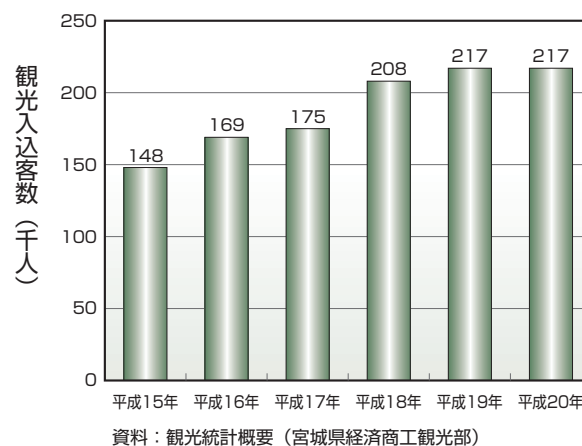
交通や情報通信、物流機能などの発達により、人・モノ・カネ・情報が世界的な広がりをもって活発に行き交う状況にあり、国内外の多様な交流が必要不可欠な時代となっています。

また、社会経済環境や市民のニーズが多様化する中、これまでの産業振興策に加え、交流人口の拡大に向けた新たな取り組みの重要性が高まっています。このため、都市の特性を活かしたハード、ソフトの両面から、魅力を高める地域づくりを進めるとともに、人的・経済的交流の拡大や機能の強化を一層推進していくことが求められています。

本市は、グリーンフィールド市（米国）、福島県石川町及び北海道栗山町と姉妹都市に、東京都目黒区とは友好都市の関係にあり、様々な交流事業を展開しておりますが、市民同士の交流をさらに高めていく必要があります。また、本市は多目的運動場、野球場、陸上競技場、ゴルフ場、屋内温水プールなど恵まれたスポーツ施設を有しており、多彩な種目で多くの年齢層に利用され、スポーツ交流も活発に行われています。

市内の観光入込客数は、平成15年から平成20年の6年間で約1.5倍増加していますが、近年の増加率は横ばいで推移しています。今後は、常磐自動車道と東北自動車道とを結ぶ東西道路軸の整備に伴い、新たな都市基盤を活かした一層の交流人口の拡大が期待されています。

● 角田市の観光入込客数の推移



■ 財政の一層の制約

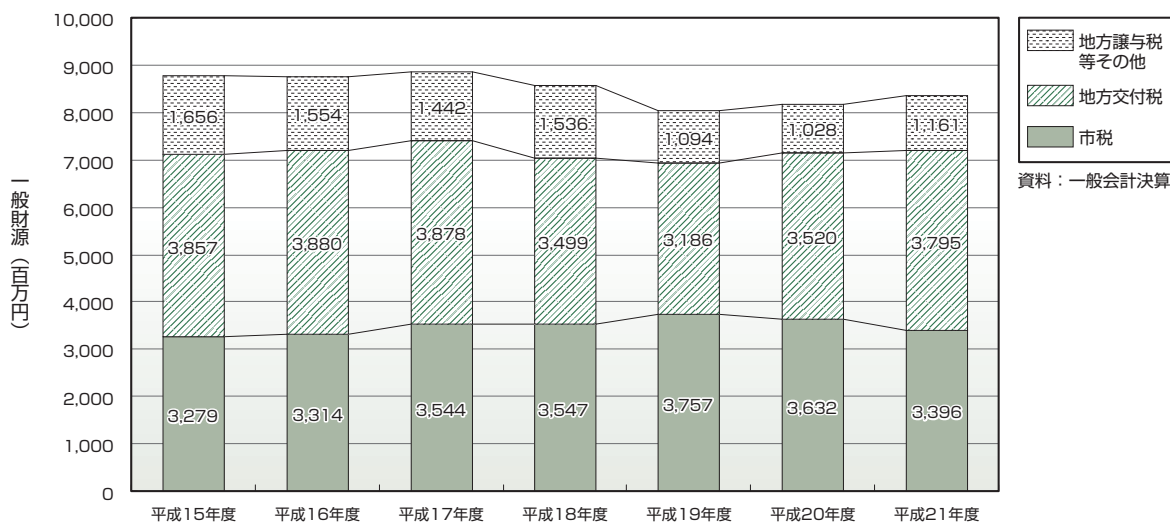
景気低迷の長期化により、市税や地方交付税などの歳入の減少が財政を一層硬直化させ、将来に向けた戦略的な事業が展開しにくくなっています。

一方、市民の行政に対する意識は画一的なサービスの提供から、多様なサービスを求めるように変化しており、行政だけでまちづくりを進めることが困難になってきています。

このため、市民と行政の役割分担と、財政状況の積極的な情報公開による説明責任が求められています。

本市の人口一人当たりの地方財政歳入・歳出額及び市町村民所得は、宮城県平均並びに全国平均を下回っている状況にあり、市民と行政とが一体となって地方分権時代に対応できる行財政運営が必要です。

● 主な一般財源の推移（角田市）



■ 高度情報通信社会の進展

情報通信技術の飛躍的な発達により、社会・経済の諸分野におけるネットワーク化が進展し、情報や報道の自由な創造、流通、共有化が容易になっています。

高度情報通信社会の進展は、産業生産性の向上、企業組織の改革、流通の合理化などをもたらし、世界的な経済の構造改革が促進され、このような変革期において、生活文化、産業経済、自然環境を全体として調和し得る新たな社会経済システムの形成が求められています。なお、ネットワークを利用した犯罪などの不正行為への対策を実施するとともに、地域間格差や高齢、身体の障がいなどに起因する個々人の格差を是正し、誰もが安心して高度情報通信社会の恩恵を受けられるような取り組みが必要です。

本市は、地理的・地形的条件などにより、情報力の差が地域格差に反映するものと考えられることから、地域

のライフライン¹⁴の一つとして情報通信技術を積極的に活用・充実していく必要があります。



¹⁴ライフライン：道路、鉄道などの交通機能や、電気、水道、ガス、電話といった日常生活に欠かせないインフラ設備

第2節 基本構想の目的

本市は、昭和46年3月に基本構想を、昭和55年4月に基本構想及び角田市新振興計画、平成元年12月に角田市長期総合計画、さらに平成11年3月に角田市新長期総合計画を策定し、その時代のニーズ¹⁵に対応し、安定した市政運営に努めてきました。

特に、時代の変遷の中で、昭和46年の基本構想と昭和55年の基本構想及び角田市新振興計画では、「均衡ある産業の発展と市民福祉の向上」を目標とし、平成元年の角田市長期総合計画では、本市のめざす将来像を「心ふれあい活力ある文化都市」とし、平成11年の角田市新長期総合計画においては、「あぶくまの風かおる健康都市」を目指してきました。

このように、本市における総合的な計画・施策は、高度経済成長期における産業優先政策から、都市の快適性や市民生活の向上を希求する成熟型社会に移行し、豊かな田園環境の中で文化の向上を目指してきています。さらにこの12年間においては、角田市総合保健福祉センター（ウエルパークかくだ）を拠点に“あぶくまの風かおる健康都市”を目標都市像として、子どもから高齢者まで市民すべての健康づくりを目指してきたところで

す。しかし、社会環境を取り巻く状況は、経済の低迷、急速な人口減少や少子・高齢化社会の到来、個々人の価値

感の多様化など著しく変化してきています。さらに、市民の日常生活にも、国際化・情報化の波が押し寄せ、地球環境問題¹⁶への対応が求められるなど、市民一人ひとりが日常生活の中での対応を迫られています。

こうした社会背景のもと、地方分権¹⁷が進み、都市間競争¹⁸がますます激化している今、地域社会は、自らの進むべき方向を地域住民の総意により見定め、新たな地域づくりが求められています。

基本構想は、市民全体で角田市の目指すべき都市像を明らかにして、これからの時代を担う道標となる施策の大綱を示すものです。



¹⁵ニーズ：欲求、要求、必要性

¹⁶地球環境問題：地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨のように、発生源と環境被害の場所が限定されずに、あらゆる人々の生活から生じる排水、排気ガス、廃棄物などから生じる環境被害が地球全体の気象や生態系などに及ぶ問題

¹⁷地方分権：国の権限や財源を住民に近い地方自治体（都道府県や市町村）に移譲すること

¹⁸都市間競争：人口減少化の時代となり、利便性や行政サービスの高さ、税負担等の低さなどにより、住民から都市が選ばれることとなり、人口確保や事業者誘致について都市間で競走が生じること

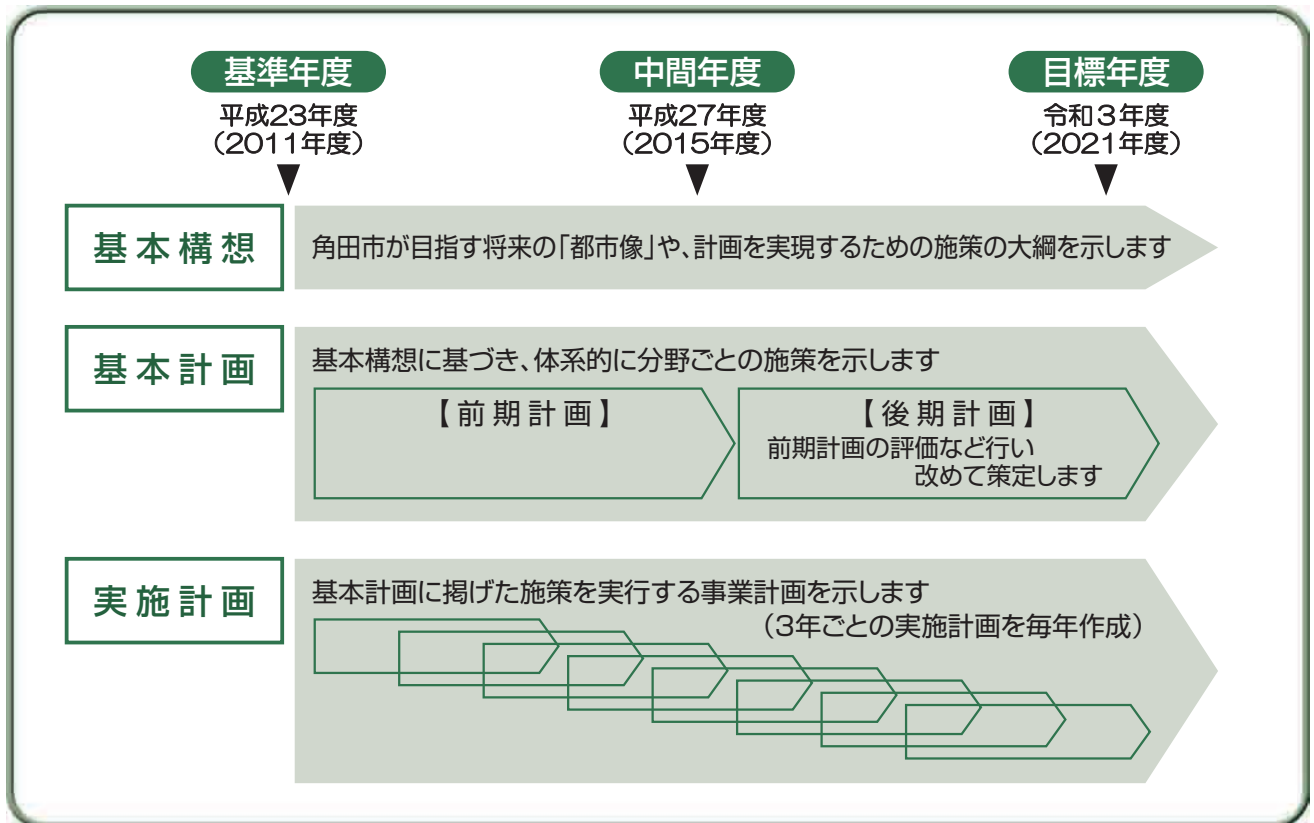
第3節 目標年次

角田市第5次長期総合計画の目標年度は、令和3年度（2021年度）とします。

基本計画については、今後の社会・経済環境の変化に対応して、計画期間の中間年度に、前期の評価を行うとともに、見直しを行います。また、計画の進行管理を図るため基本計画の主な施策に対し、評価指標と目標値を

設定し、適時、第三者からの視点を含めて評価を行い、成果重視の実効性のある計画を目指します。

さらに、基本計画で定めた施策の具体化については、3年間ごとの実施計画を作成し事業を遂行するとともに、毎年度見直すものとします。



第2章 目標とする都市像

第1節

角田市の都市像

本市のまちづくりは、角田の風土を活かし、市民の活力と創意により21世紀に向けて「あぶくまの風がおる健康都市」を将来像にかかげ、「市民と行政の協働のまちづくり」の理念の下、「市民力」や「地域力」を活かしたま

ちづくりを進めてきました。

しかしながら、次のような社会的動向や時代の潮流の中、多様化する市民の価値観や、様々な社会ニーズ¹⁹に対応していく上で、市政運営は厳しい局面を迎えています。

- 人口減少・少子高齢化の進展
- 深刻化する地球環境問題への対応
- 地方分権の広がり住民自治の進展
- ゆとり、心の豊かさ志向の高まり
- 国際・国内交流の進展
- 財政の一層の制約
- 高度情報通信社会の進展

このような時代の転換期においては、市民生活の向上や安心して暮らせる地域社会の構築といった市民の暮らしの原点に立った施策の展開が重要であり、そのためには、「訪れる人々が安らぎと親しみを持てるまち」、「市民誰もが住む喜びと誇りを抱き、魅力あふれるまち」を目指し、地域の活性化、地域の再生を図ることが、これからのまちづくりには強く求められるところです。

そうした中で、本市には東北有数の大河・阿武隈川や、環境保全地域の指定を受けている深山や斗蔵山などの恵まれた自然環境、また、国指定重要文化財の高蔵寺・旧佐藤家住宅などの貴重な歴史資源を有するとともに、安

全でおいしい豊富な農畜産物、角田中央公園に立地する多彩なスポーツ・レクリエーション施設など、様々な地域資源を数多く有しており、交流人口や定住人口の拡大に大きな可能性を秘めています。

新しい時代を迎える今、少子化による人口減少が進行する中で、協働によるまちづくり²⁰と住民自治の理念の下、おもてなしの心をもって多くの交流活動を行い、移住・定住人口の確保につなげていくような施策を積極的に進め、活力あるまちづくりを築き上げていくための「新しい都市像（将来像）」を次のように設定します。

¹⁹ニーズ：欲求、要求、必要性

²⁰協働によるまちづくり：個人、団体、企業などの市民が、自主的にまちづくりを考え、行政とともにそれぞれの特性を活かして助け合い協力して、地域の課題の解決に向けて取り組むこと

角田市の目指す都市像 (角田市第5次長期総合計画)

おもてなしの心

訪れる人々が安らぎと
親しみを持てるまち
(交流・連携)

市民誰もが住む喜びと誇りを
抱き、魅力あふれるまち
(移住・定住)

都市像：人と地域が輝く 田園交流都市 かくだ

都市像における生活のイメージ

■ 訪れる人々が安らぎと親しみを持てるまち(交流・連携)

- 長い歴史・文化によって培われてきた角田の風土や食材によるもてなし豊かな生活
- 豊かな緑、清らかな水や空気など恵まれた自然環境に囲まれた生活
- 住む人にとっても訪れる人にとっても、ゆとりと憩いとなる景観に身を置く安らぎの生活
- まつりや催事、スポーツなどを通じて交流の輪を広げ、人と人が結びつき共生のできる生活

■ 市民誰もが住む喜びと誇りを抱き、魅力あふれるまち(移住・定住)

- 角田のもつ豊富な地域資源を有効活用し、市民が暮らしの豊かさを実感できる生活
- 市民が互いに知恵を出し合い、地域社会の中で協働し助け合っていく生活
- 生涯を通じて心身ともに健康で、それぞれの地域で安心して暮らすことのできる生活
- 活力あふれる産業の育成、快適な生活環境づくりにより、ずっと住み続けたい生活

■都市像に込められた意味

◆人と地域が輝く都市（まち）

- ともに助け合い、支え合いながら協働のまちづくりを進めることにより、市民一人ひとりが笑顔にあふれ、魅力ある都市（まち）として角田市が輝いていきます。

◆田園都市（まち）

- 豊饒の大地から生産される豊かな農産物を活かした本市の農業と、工業、商業などの産業が有機的に融合し、付加価値の高い足腰の強い産業の振興を図ります。

◆交流都市（まち）

- 阿武隈川や深山、斗蔵山など恵まれた自然環境や美しい田園風景、さらに豊富な地域資源を活かし、訪れる人々に潤いと安らぎをもたらし、交流の盛んな都市（まち）を目指します。

■「交流」の意義

◆「人が動く」

市内・市外の人を問わず、多様な人々との交流により、感性が豊かになり人が磨かれ、心の交流へと発展していきます。

◆「モノが動く」

市内で生産される豊富な農畜産物や特産品などの地域資源が全国に広がることにより、角田市がさらに輝いていきます。

◆「カネが動く」

産業の振興が図られることにより、市民所得の向上につながり、地域経済が活性化していきます。

◆「情報が動く」

情報の高度化と多様化が進み、広がりをもって情報が飛び交うことにより、交流活動が活発化していきます。

第2節 構想が目指す人口規模

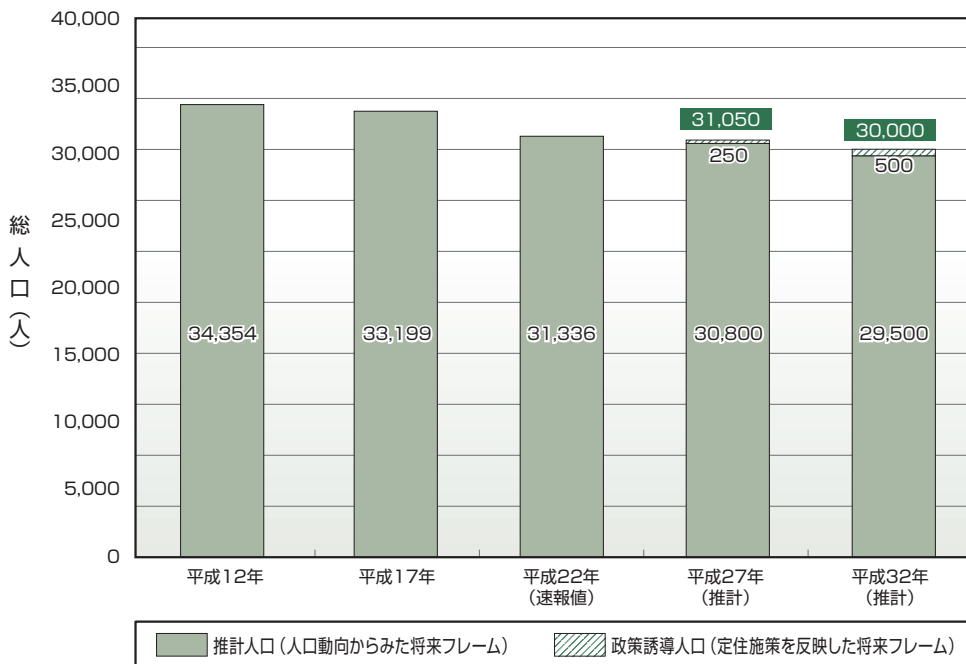
1. 総人口フレーム

本市の人口は、現在、減少傾向にあります。就業のために毎日周辺から通ってくる就業者も多く、昼夜率は1.06と周辺都市と強いつながりを有しています。

こうした都市としての活力や恵まれた自然環境を活かすとともに、子育て環境の整備や雇用の場の確保、さら

に平成17年度から始めている「定住促進、角田・いらっしやいプラン」などを充実させることにより人口の定着化を図り、目標年次の想定人口を30,000人と設定します。

●角田市の総人口フレーム



資料：国勢調査
 (注)●推計人口は、平成17年までの国勢調査による人口をコーホート法により平成32年まで推計したもの
 ●平成22年の総人口は、国勢調査の速報値

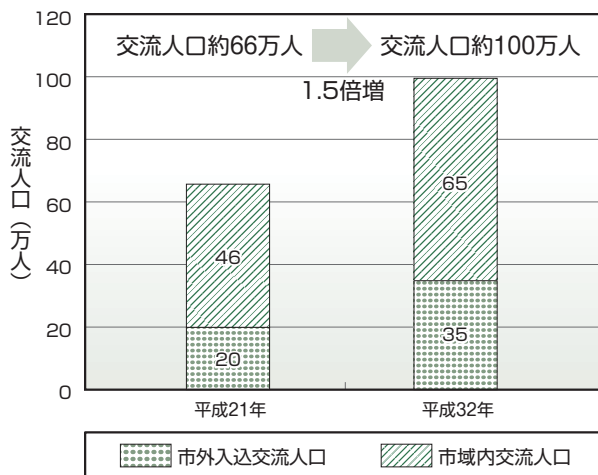
2. 交流人口フレーム

本市は、少子化や人口の流出に伴い人口が減少していますが、多様な人々の「交流」により都市の「活力」を高めるため、交流人口を高めるまちづくりが必要です。

このため、自然資源や歴史資源、さらに特産品など豊富で多様な地域資源を活かした本市の観光ブランドの確立や、観光ニーズ²²に対応した交流施設などの整備により、市外からの交流を高めるとともに、身近な地域活動を通じた市域内の交流活動の充実を図ります。

近年の市内外の交流人口は約66万人(市域内約46万人、市外入込約20万人)となっています。平成32年の交流人口フレームは、約100万人を目標交流人口とします。

●角田市の交流人口フレーム



資料：観光統計概要ほか

²¹昼夜率：常住人口(夜間人口)に対する昼間人口の割合(=昼間人口/夜間人口)で、昼間人口は常住人口-流出人口+流入人口であり、昼夜率が1以上は通勤などで流入が多い産業都市に、1以下は常住者が通勤などで流出する住宅都市に見られる傾向である

²²ニーズ：欲求、要求、必要性

第3節 土地利用構想

1. 自然環境ゾーン

本市の周囲は豊かな森林の丘陵に囲まれ、阿武隈川が市の中央を南北に貫流しています。こうした恵まれた自然景観は、市民の心を癒すふるさとの原風景となっており、子どもたちの健全な発達に大きな役割を果たしています。

緑に囲まれた環境を将来とも維持し、良好な里山環境を保全していくことは、地球環境問題²³への取り組みとして重要なものであり、市民に課せられた重大な責務です。

■ 優れた自然環境の保全活用

東部の深山を中心とした丘陵地は、深山緑地環境保全地域に指定されています。また、南西部の斗蔵山一帯は斗蔵山県自然環境保全地域に指定されており、宮城県を北限とするウラジロガシ²⁴の植生がみられ、学術的に貴

重な資源になっています。

今後も、こうした豊かな緑を維持し保全していくこととし、市民が身近に自然環境と接することのできる場としての活用を図っていきます。

■ 豊かな水辺の保全

阿武隈川は東北で二番目に長い川であり、ゆったりと流れる雄大な水辺景観は、市民に愛され親しまれています。

また、手代木沼や内町湖をはじめ中小河川の水辺では貴重な生態系が育まれており、白鳥の飛来やホタルの観

察会など、季節ごとに楽しめる水辺として活用されています。

このような水環境との調和や、貴重な自然の生態系などを有する豊かな水辺の保全を図っていきます。

2. 田園環境ゾーン

阿武隈川両岸に広がる水田地帯や、丘陵地の際まで広がる畑や果樹園などの豊潤な田園環境は、農業生産の場であるとともに、人々に潤いと安らぎをもたらす豊かな田園環境ゾーンとなっています。

また、環境保全型農業²⁵や資源循環型農業²⁶に今後も取り組み、農業生産活動を活性化するとともに、美しい農村景観の保全・活用に努め、都市部から訪れる人々との交流・連携の場としての活用を図っていきます。

なお、阿武隈川沿いや国道113号沿いに広がる美しい田園景観を損なわないように配慮していくことが必要です。

地区の中心的な集落については、商業施設などの生活拠点や生活支援サービス機能の確保などに努めながら、街なかの居住環境と農村環境が調和した適正な土地利用の誘導を図っていきます。

²³地球環境問題：地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨のように、発生源と環境被害の場所が限定されずに、あらゆる人々の生活から生じる排水、排気ガス、廃棄物などから生じる環境被害が地球全体の気象や生態系などに及ぶ問題

²⁴ウラジロガシ：ブナ科コナラ属の常緑広葉樹

²⁵環境保全型農業：農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくりなどを通じて化学肥料、農薬の使用などによる環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業

²⁶資源循環型農業：農業による廃棄資材や家畜糞尿の処理で発生する堆肥を、耕作地に活用することにより資源を循環させ環境保全をめざす農業

3. 交流拠点ゾーン

本市の豊かで多様な地域資源を活用して、おもてなしの心で市外から多くの人々を迎え、人々が集いふれあえる交流連携の拠点づくりを進めます。

交流連携の素材は、歴史資源や特産物、さらにスポーツ、芸術、教育文化など多様な分野にわたります。古くから町の中心となっていた市街地の再生、新たに広域幹線と市街地を結ぶ県道角田山下線沿いの角田中央公園周

辺の活性化、歴史資源である郷土資料館の周辺整備などをソフト施策と組み合わせて、本市を代表する交流拠点として整備を進めます。

また、圏域内外を結ぶ広域交通ネットワークを活用し、次のような交流拠点が有機的に連携した交流ネットワークづくりに取り組みます。

■ 街なか交流拠点

市街地の郷土資料館周辺を“街なか交流拠点”として、道路、交流施設、駐車場、ポケットパーク²⁷などを一体的に整備し、観光情報やイベント情報の提供、地元特産品などを気軽に飲食できる機能を設け、市内外の人々が訪れ、憩い、賑わいのある場の整備を進めます。

阿武隈急行線の玄関口である角田駅オークプラザでの駅の市や特産品の販売、また、観光情報を積極的に発信し、市民と来訪者の交流機会の拡大につなげ、交流拠点機能の向上を図ります。

■ 賑わいの交流拠点（角田中央公園周辺）

常磐自動車道山元ICから市内中心部に直結する県道角田山下線の開通により、市内の交通量が増加しています。今後は、角田中央公園でのスポーツイベントの開催や

本市の特産品の販売、観光情報の提供など来訪者へのサービス体制の確立により、角田ブランドの発信拠点となる“賑わいの交流拠点”の整備を進めます。

■ 自然風土を活かしたスポーツ・レクリエーション拠点の活用

阿武隈川周辺に整備された角田中央公園などのスポーツ・レクリエーション施設は、市民の身近な健康スポーツの場として、また、阿武隈川両岸の堤防は、ウォーキング

やサイクリングのコースとして、市民が気軽に集い、憩いの場となる環境づくりを進めます。

■ 地域交流拠点

市内の自治センター単位の、地域の人々が集い、賑わいを創出する地域交流拠点の形成を進めます。



²⁷ポケットパーク：市街地で街角などを活かして設けられる小さな公園

4. 市街地ゾーン

本市には、都市機能が充実した市街地や阿武隈急行線沿いの住宅団地など、買い物や医療機関への利便性の高い住宅地があります。

今後は、少子高齢化による住まい方の変化や市外から移住する人々の多様なニーズ²⁸に対応した、質の高い居住環境の整備を進めます。また、公共施設や医療施設、子育て支援施設、福祉施設などの日常生活に密接に関連する施設がコンパクト²⁹に集積し、歩いて暮らせる便利な市街地の形成を誘導します。



5. 産業拠点、工業振興ゾーン

誘致企業の進出に伴い工場立地が進み、市の中心部や北部に大規模な工場を中心とする産業拠点を形成しています。

今後は、最近の企業活動に求められている地球環境保

全への取り組みや、自然環境及び周辺の景観に配慮した企業理念を重視した企業立地を進めます。特に、高速道路などの高速交通体系へのアクセス性³⁰の高い工業振興ゾーンにおいて、地域と融和した企業集積を進めます。

6. 宇宙のまちの研究・交流ゾーン

ロケットエンジンの研究から開発試験まで一貫して行っている、宇宙航空研究開発機構³¹（JAXA）角田宇宙センター（約173ha）が市の北部に位置しており、文字通り、「宇宙を拓くまち角田」のよりどころとなっています。常時開放されている展示施設の紹介や、イベントを通じた市内外の人々との交流、さらに宇宙に関連した教育の機会を設けるなど、JAXAのあるまちとして特異性を活かした取り組みを進めます。

併せて、市街地のランドマーク³²となるスペースタワー・コスモハウスのある台山公園は、「宇宙を拓くまち角田」を代表する公園としてのシンボル性を活かして、自然豊かな市民交流の場として、市民が集まりやすい居場所づくりを進めます。



²⁸ニーズ：欲求、要求、必要性

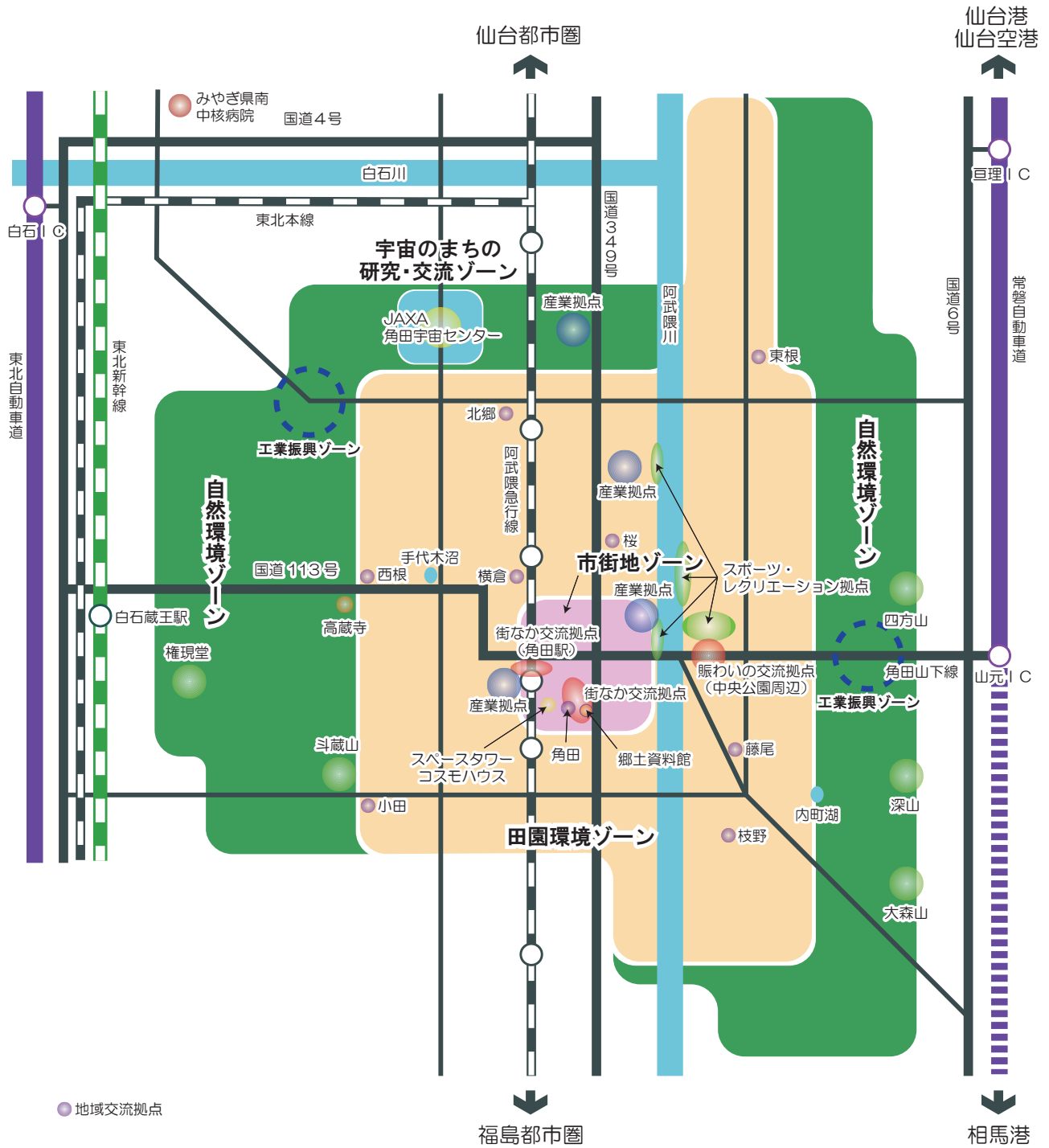
²⁹コンパクト：緻密な、小型のという意味。ここでは、土地利用をコントロールすることにより、市街地拡大の抑制や都市機能の集積などを進め、歩いて暮らせるまちづくりを目指すことを表している

³⁰アクセス性：交通の便のよさ、時間距離や経路の便利さなど

³¹宇宙航空研究開発機構：日本の航空宇宙開発を担う研究・開発機関。本市北部にある角田宇宙センターでは、液体ロケットエンジンなどの研究開発および試験を行っている

³²ランドマーク：広い地域の中で遠くから目印になる特徴的な建物や都市のイメージを表すシンボリックなモニュメント、建築などをいう

●土地利用構想図



第1章
第2章
第3章
第4章

第3章 計画の大綱

本市の将来の都市像を実現するための施策体系と大綱を掲げます。



第1節 人が集い賑わいのあるまち

1. 協働によるまちづくり³³の推進

市民と行政が、地域づくりに関する想いの共有や信頼関係の構築などを図り、誰もが住みやすい、住み続けたいと思えるまちづくりに取り組みます。

特に、地区振興協議会を中心に、住民同士の話し合いを重ね、地域の魅力や課題を探り、目指すべき将来の地

域像を具現化するために策定された「地区計画」の実現を支援します。

また、NPOや市民活動団体、さらにまちづくり団体などが主体となった市民の力を活かした活動が盛んになるよう側面からの支援を行います。

2. もてなし豊かな角田ブランドの推進

長い歴史に培われてきた文化や風土、緑豊かな自然景観、米や大豆、果物などの豊富な農畜産物、そしてそこに暮らす市民が持つ魅力を活かして“角田ブランド”の構築と角田の良さを発信します。

特に、特産品の販売や観光情報の発信などの物販交流施設を整備し、地域の交流拠点づくりの支援を行い、角田を訪れる人々と市民のための“賑わいの交流拠点”づくりに取り組みます。

また、菜の花まつりや夏まつりなど、市内外から多くの人々が訪れ楽しめる交流イベントを盛り上げるとともに、市内を回遊できる地域観光資源の有効活用を図って行きます。都市住民が興味を抱く、農村体験や梅干づくり、味噌づくりなど、角田がこれまで育ててきた農村生活を活かし、体験・滞在型観光の開発を進めます。



3. 交流人口拡大の推進

本市は、斗蔵山や深山、阿武隈川などのすばらしい自然環境に恵まれ、高蔵寺や郷土資料館などの貴重な歴史資源や、宇宙航空研究開発機構³⁴（JAXA）角田宇宙センターといった科学技術施設もあります。さらに、角田中央公園や台山公園など多くの人々で賑わう身近な施設が数多く整備されています。

こうした豊かな地域資源を活かした魅力ある地域づくりに向けて、多彩なイベントの開催や交流機会の拡大を

市民主体に進めます。また、目黒区（東京都）やグリーンフィールド市（米国）をはじめ、国内外4つの姉妹都市・友好都市との交流をさらに促進し、教育・文化、産業など多方面における連携を強めて行きます。

特に、郷土資料館周辺を“街なか交流拠点”として位置付け、市内外から多くの人々が訪れ、憩い、賑わいのあるまちづくりの拠点として整備を行い、交流人口の拡大に取り組みます。

³³協働によるまちづくり：個人、団体、企業などの市民が、自主的にまちづくりを考え、行政とともにそれぞれの特性を活かして助け合い協力して、地域の課題の解決に向けて取り組むこと

³⁴宇宙航空研究開発機構：日本の航空宇宙開発を担う研究・開発機関。本市北部にある角田宇宙センターでは、液体ロケットエンジンなどの研究開発および試験を行っている

第2節 調和のとれた産業のまち

1. 活力ある農林業の振興

新鮮で安全・安心な食材は、食卓を彩り活力の源となります。本市は、そのような食材をより多くの方に届けられるよう、安全・安心な農畜産物の生産を支援します。

地域農業を支える担い手農家をはじめ、農業後継者や新規就農者などの育成を図り、安定した農業経営の支援に取り組みます。さらに、優良農用地の保全や農業用施設の維持補修など、農業生産基盤の適正管理に努めると

ともに、自然環境と共存した農林業を振興し、遊休農地の解消や里山の保全を図ります。

森林は、市民生活に憩いと潤いをもたらすほか、水源涵養³⁵や二酸化炭素の吸収源として地球温暖化³⁶防止に寄与することから、森林資源を有効に活用し保全していきます。

2. 商工業の活性化

商工業の活性化を推進します。中心市街地は、公共施設などと連携した交流拠点づくりを進め、人が集まり憩える市街地として、空き地・空き店舗の活用を図り、訪れた人が安全に回遊でき、気軽に飲食や買い物ができる空間づくりを進めます。

世界規模でのグローバル経済³⁷が進展している昨今、厳しい競争環境の下、経済・産業活動を営む市内立地企

業への支援に取り組みます。広域幹線道路網の整備・拡充により、物流のスピードが向上してくることから、新たな企業立地戦略を検討します。

また、若者の雇用機会の確保と、地域の身近なニーズ³⁸に対応できるような起業支援³⁹を図り、労働環境の向上を図ります。



³⁵水源涵養：森林が雨水を吸収して水源を保つことで、河川の流量の確保や調節するための森林。水源林をさす

³⁶地球温暖化：地球表面の気候や海洋の平均気温が長期的に見て上昇することで、この100年程の温暖化については、人の排出する二酸化炭素等の温室効果ガスの影響とされている

³⁷グローバル経済：世界的な規模の経済活動をさし、経済活動が国を超えて一体化すること

³⁸ニーズ：欲求、要求、必要性

³⁹起業支援：新しく事業を始め創業する起業に向けて、資金や経営手法の指導などの支援を行うこと

第3節 みんなで支えあう健康で元気なまち

1. 保健・医療の充実

総合保健福祉センター（ウエルパークかくだ）が、健康づくりの拠点として市民により身近な存在となる取り組みを進めます。各種検診の受診率向上による疾病の予防や、食育⁴⁰の推進などにより、市民の健康増進を図ります。

特に、栄養摂取や運動などの基礎的な健康づくりに関する確かな情報提供や、相談体制の充実に努めます。

また、高次医療⁴¹を担うみやぎ県南中核病院と、地域の一次医療⁴²を担う市内医療機関との連携を図り、市民が安心できる地域医療体制の充実に努めます。

2. 子育てしやすい環境づくり

子育てに関する各種サービスの充実を図るとともに、子育て世帯への経済的支援や乳幼児保育サービスの拡充など、働きながら産み育てやすい環境づくりを進めます。

特に、保育所や児童センターなどの児童福祉施設の多様な機能や放課後児童の預かり体制の整備など、子育て世帯のニーズに対応したサービスの充実を図るとともに、

親子が安心して遊び、学べる居場所づくりを進めます。

また、地域住民によるボランティア活動⁴³などにより、地域全体で子どもを見守り育てていくという気運を高め、家庭と地域が協働して子どもを育てる環境づくりに取り組めます。

3. 安心な福祉社会の形成

超高齢化社会⁴⁴が進展している中、高齢者が人生の中で培ってきた知識や経験を活かし、生涯にわたり生きがいを持って生活できるように取り組みます。また、地域での見守りやボランティア活動など、地域福祉活動への支援を行います。

介護状態になることを未然に防ぐための健康づくりや、高齢者のコミュニケーション⁴⁵の場となる居場所づくりを進めるなど、きめ細かな支援体制の整備を図ります。

また、高齢者や障がいのある人など、誰もが住みなれた場所で安心して生活し続けられるように、地域の理解と協力による支え合いの推進や、安心して暮らすことができる地域社会の形成を進めます。



⁴⁰食育：食料の生産方法や、食品の選び方、栄養バランスの取り方、食卓のマナーや食文化など、広く食について教育することで、国では平成17年に食育基本法が施行された

⁴¹高次医療：三次医療に同義で、最先端で高度な医療技術を提供する特殊な医療で、都道府県が単位となる

⁴²一次医療：一般的な軽度の疾病や外傷などに対処し、健康管理や予防を含め住民の日常生活に身近な市町村単位の医療、保健、福祉サービス

⁴³ボランティア活動：保健、福祉、教育などの分野を主に、一般市民が自発的な活動で無償の社会貢献活動に取り組むことである。自主性、公共性、無報酬、先駆性を基本としている

⁴⁴超高齢化社会：高齢化率（65歳以上の人口が総人口に占める割合）が21%以上の社会

⁴⁵コミュニケーション：社会生活で、複数の人間が相互に感情、情報、意思などを伝え合い、受け取り合うこと

第4節 心豊かな個性を育むまち

1. 生涯学習の推進

教育・文化・芸術・スポーツなどの活動を通じた、市民一人ひとりが生涯にわたり学ぶ喜びを実感し、自主的かつ創造的な活動を行う中で、心の豊かさと潤いが実感できるまちづくりに取り組みます。

中でも、社会教育活動の推進や生涯学習の場となる施設の維持管理など、学習意欲や多様な価値観に対応した生涯学習体制の充実を図ります。特に、地域課題の解決といった社会的要請に応える学習活動に対する支援を充実するなど、地域と一体となって生涯学習を推進します。

郷土資料館や高蔵寺など、郷土の貴重な歴史資源を大

切に保存するとともに、その資源を活用した生涯学習活動や交流機会の充実・拡大に取り組みます。さらに、地域に残る年中行事や伝承芸能を後世に伝えていくための取り組みを進めます。

また、「市民一人1スポーツ」による健康づくりの活動を推進します。そのための情報提供や相談体制の充実を図りながら、気軽にスポーツができる環境づくりに取り組みます。角田中央公園をはじめとするスポーツ施設を最大限に活用し、市民のスポーツニーズに応えるとともに、関係団体などによる各種スポーツイベントの開催を支援し、スポーツ交流の拡大を推進します。

2. 学校教育環境の充実

今日の変化の激しい社会の中で、たくましく未来を切り拓く力と広い視野を持った児童・生徒の育成を図るとともに、「知・徳・体」の調和のとれた教育を目指します。そのために確かな基礎学力を身につけるとともに、英語教育活動などを通して国際理解とコミュニケーション能力の向上を図ります。さらに、急速な情報化社会への対応など、時代の要請に応えた教育を進めます。

また、家庭や地域と連携しながら特色ある体験・交流型学習を推進し、豊かな心や広い視野を育てるとともに、「生きる力」の基礎・基本となる健康、体力の維持増進を図ります。

児童・生徒が安心して学校生活を送り、豊かな人間性を育めるよう学校施設の充実を図ります。特に、学校給食については機能的で衛生的な新たな学校給食センターを整備し、生活の基礎となる「食育」を推進して、児童・生徒の健やかな心と身体を育てます。



第5節 安全・安心で快適なまち

1. 良好な都市基盤の整備

豊かな自然環境や都市景観と調和した統一感のあるまちづくりを進め、街なかを歩きたくなるような興味を持てるまちを目指します。

また、中心市街地から四方に広域幹線道路網が延び、他都市とのアクセス性⁴⁶が向上していることから、幹線道路に連絡する安全でわかりやすい道路網の充実を図ります。特に、老朽化の進む道路や橋りょうの計画的な維

持補修に努め、社会基盤の維持に要するトータルコスト⁴⁷を抑えます。

デマンド型乗合タクシー⁴⁸(ラビットくん)や阿武隈急行線など、既存の公共交通機関の利用促進を図るため、利用者である市民をはじめ観光客などの利便性の向上を図ります。

2. 快適な住環境の整備

若い世代が子どもを産み育てやすい居住環境づくりを進めるとともに、高齢者の居住の安定を図るため、民間の高齢者向け住宅の供給を支援します。特に、市営住宅の適正な維持管理に努め、良質な居住環境を提供します。

また、市民が健康で潤いのある生活を送ることができ

るよう、自然と触れ合える身近な公園の管理に努めるとともに、小規模なポケットパーク⁴⁹の整備を進めます。

さらに、安全でおいしい水の安定供給に努めるとともに、公共下水道の計画的な整備や合併処理浄化槽の普及を促進し、生活排水の適切な処理に努め、快適な住環境の整備を進めます。

3. 低炭素型社会⁵⁰への対応

太陽光発電をはじめとした、自然エネルギー⁵¹の利用促進や緑地の保全、市街地の緑化など、地球環境問題⁵²に対応した地域づくりの取り組みを進めます。特に、子どもの頃から、環境学習⁵³や自然環境保護活動などに参加できる機会を設け、市民の環境意識の向上を図ります。

ごみの処理については、排出量削減と分別の徹底を図るとともに、ごみの再利用や再資源化を促進し、市民と

行政の一体的な取り組みによる循環型社会⁵⁴の形成を図ります。

特に、快適な生活環境の向上を目指し、市民と行政の協働による市内一斉清掃活動(クリーン作戦)の継続や、ごみの不法投棄防止活動などを推進し、美しいまちづくりに努めます。

⁴⁶アクセス性：交通の便のよさ、時間距離や経路の便利さなど

⁴⁷トータルコスト：社会基盤の建設費として、設計費・工事費だけでなく使用期間の維持管理費や、場合によって解体費や廃棄処分費を含めた全体のコスト

⁴⁸デマンド型乗合タクシー：利用者が電話で申し込むと、ワゴン車などを使って利用者宅の玄関先から病院や公共施設などの拠点までドア・ツー・ドアで送り届けるサービス

⁴⁹ポケットパーク：市街地で街角などを活かして設けられる小さな公園

⁵⁰低炭素型社会：地球温暖化の原因と言われている二酸化炭素の排出量が少ない社会の意味で、石炭、石油などの化石燃料から太陽光発電など自然から得られるエネルギーへの転換や、二酸化炭素を吸収する森林保全などが考えられている

⁵¹自然エネルギー：太陽光や熱、風力、潮力、地熱など自然現象から得られるエネルギー

⁵²地球環境問題：地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨のように、発生源と環境被害の場所が限定されずに、あらゆる人々の生活から生じる排水、排気ガス、廃棄物などから生じる環境被害が地球全体の気象や生態系などに及ぶ問題

⁵³環境学習：環境の保全についての理解を深め、環境の保全を行う活動につなげる学習で、環境基本法で位置づけられている

⁵⁴循環型社会：環境への負荷を減らすため、限られた資源の効率的な利用や再生産などによる廃棄物の削減に取り組み、資源を循環させていく社会

4. 生活安全への対応

地震や台風、大規模火災など、様々な災害に対応した強い防災体制の充実を図るため、災害発生時の避難所となる公共施設の耐震化を計画的に進めます。さらに、地域防災力の要の一つである、地域コミュニティによる自主防災組織化を促進します。

また、交通安全対策については、警察や関係団体、地域住民と連携し、子どもや高齢者を対象とした意識の普及啓発活動や、交通安全施設の整備などに取り組みま

す。

さらに、市民の防犯意識の向上や、地域の見守り活動などの地域防犯活動を通して、犯罪が発生しにくい環境づくりを進めます。

複雑多様化する消費生活については、消費生活情報の発信や市民相談の充実により、市民が消費生活トラブルに巻き込まれないよう、安心できる生活環境の確保に努めます。

第6節

持続可能な行政経営を目指して

1. 市民に開かれた行政を目指して

市民と行政との協働のまちづくりを推進するためには、地域づくりに関する想いの共有や信頼関係を強固にして行く必要があることから、市民に分かりやすい行政情報の公開と説明責任を果たします。

また、市の広報紙やホームページ⁵⁵を活用した広報活動の充実、出前講座などの実施により、市民が必要とする情報を分かりやすく発信します。

さらに、政策決定のためのパブリックコメント⁵⁶やまちづくり懇談会、ランチミーティングなどの開催により市民参加を進め、市政へ市民の意見を反映します。

2. 時代に即応した行政経営

事業の点検と見直しを繰り返すとともに、長期総合計画の進行管理や政策形成過程などに市民参画を得て、市民にとって真に必要な行政サービスを最少のコストで提供する行政経営に取り組みます。

また、市民の利便性向上に役立つよう、情報通信技術を積極的に活用して電子市役所化や地域情報化などの推進に取り組みます。

さらに、地方分権⁵⁷が進行する中で、市民の日常生活圏の拡大を踏まえ、周辺市町における互いの利点を活かした役割分担と相互補完により広域行政を推進し、更なる行政サービスと行政経営の効率化に取り組みます。



⁵⁵ホームページ：インターネット上で公開された最初に表示されるページで、文章や画像などのデータで構成される

⁵⁶パブリックコメント：行政機関が政策の立案などを行う際に、案を公表して市民、事業者などの意見や情報を求める制度

⁵⁷地方分権：国の権限や財源を住民に近い地方自治体（都道府県や市町村）に移譲すること

第4章 計画実現に向けた重点プロジェクト

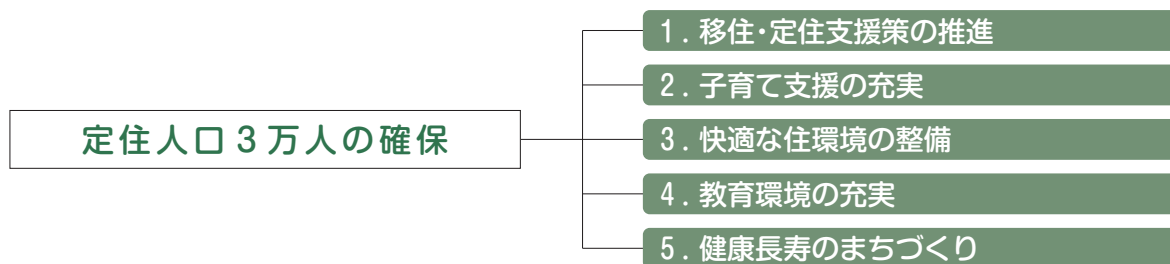
重点プロジェクトは、基本構想で定める将来像の実現に向けて取り組むべき各種施策を網羅した基本計画を、横断的・有機的に連携させながら、戦略的に取り組むプロジェクトを示したものです。

重点プロジェクト ① ……定住人口3万人の確保

年々人口減少が進む中において、新規転入者や市内の新婚夫婦などが着実に住み続けることができるよう、移住・定住支援策に継続して取り組んでいくとともに、子

育て支援をさらに充実し、教育環境や快適な住環境を整備することなどにより、人口減少の抑止策に果敢に取り組み、定住人口3万人の確保を図ります。

■ 施策の体系



■ 施策の内容

1. 移住・定住支援策の推進

定住支援のための助成制度である「定住促進、角田・いらっしゅいプラン」をベースに、移住者・定住者の住宅取得支援策などを継続実施し、様々な施策と連携した総合的な定住対策を進めていきます。

2. 子育て支援の充実

不妊治療費や妊婦検診などの助成を継続するとともに、小児医療を重視した地域医療体制の充実を図り、安心して妊娠・出産することのできる環境づくりを進めます。

また、放課後児童クラブの拡充や通年対応できる保育サービスの充実、さらに子育て家庭の経済的な負担軽減など子育て環境の充実を図ります。

3. 快適な住環境の整備

老朽化した市営住宅の計画的な維持管理に努めるとともに、子育て世帯や高齢者が暮らしやすい市営住宅の建設も含め、安心して暮らすことのできる住環境の整備を進めます。

併せて、住環境と一体となった自然環境の保全に努め、調和のとれた居住環境づくりを進めます。

4. 教育環境の充実

確かな基礎学力の定着を図るため、教育環境の整備を進めるとともに、地域に開かれた学校を目指し、家庭・地域との連携に努めます。

また、体験教育や世代間交流などを通して個性豊かな児童・生徒の育成を図るとともに、国際性豊かな人づくりとコミュニケーション能力を高めるために英語教育などの充実を図ります。

5. 健康長寿のまちづくり

市民誰もが健康で元気な生活が送れるよう、健康相談や保健指導などの健康づくりに関する相談・指導活動の充実を図るとともに、各種検診により市民自らが健康管理に関心を持ち、疾病を早期に発見できる予防体制を推

進めます。

また、一人暮らし高齢者や認知症高齢者が今後増加していくことが予想されることから、地域での見守り体制を構築するとともに、高齢者の社会参加の機会や生きがいづくりの場を確保します。

重点プロジェクト ② ……交流人口100万人都市への挑戦

本市の様々な地域資源を活かし、「小さくともキラリと光るコンパクト⁵⁸なまちづくり」を進め、角田が持つ個性を内外にアピールするとともに、多くの人々を「おも

てなしの心」により迎え入れ、交流・連携を最大限に発揮することにより、交流人口100万人都市を目指します。

■ 施策の体系

交流人口100万人都市への挑戦

- 1. 賑わいの交流拠点の整備
- 2. 広域観光・体験型観光の推進
- 3. 協働によるまちづくりの推進
- 4. 生涯学習・スポーツ交流の振興
- 5. 交通ネットワーク化の整備

■ 施策の内容

1. 賑わいの交流拠点の整備

角田中央公園周辺を賑わいの交流ゾーンとして、地元農畜産物などの販売と合わせた観光情報を発信できる交流施設（賑わいの交流拠点施設）を整備し、角田ブランドの情報発信を進めます。

また、街なかに人々が訪れ、憩い、賑わいのあるまちづくりを進めるため、郷土資料館周辺を街なか交流拠点施設として整備し、観光情報を発信するための機能を高めます。

2. 広域観光・体験型観光の推進

本市が持つ恵まれた自然環境や安全・安心な農畜産物、歴史的な観光資源、宇宙航空研究開発機構（JAXA）角田宇宙センターなどの多彩な地域資源を活かして、「観る・食べる・体験する」を組み合わせた角田観光の魅力づくりを進めます。

また、仙南圏域の市町村との連携による広域観光ルートの整備・推進を図ります。

3. 協働によるまちづくりの推進

住民の創意工夫による自治活動や市民活動などが持続的に行えるよう支援し、住民主体による活動の拡大を図るとともに、協働の理念により市民同士の交流や市外からの訪問者に対し、「おもてなしの心」で接することのできる人づくりを進めます。

4. 生涯学習・スポーツ交流の振興

生涯学習に関する情報提供により市民の学習意欲を高め、自主的な学習活動を支援します。

また、市民の芸術・文化活動の活性化を図るため、文化活動団体などへの支援や育成を進めます。さらに、既存のスポーツイベントの充実を図るとともに、市内外からより多くの参加が得られるスポーツ大会やイベントの招致により、交流人口の拡大を図ります。

⁵⁸コンパクト：緻密な、小型のという意味。ここでは、土地利用をコントロールすることにより、市街地拡大の抑制や都市機能の集積などを進め、歩いて暮らせるまちづくりを目指すことを表している

5. 交通ネットワーク化の整備

広域幹線道路などの整備を進め、広域交通網とのアクセス性の向上を図ります。

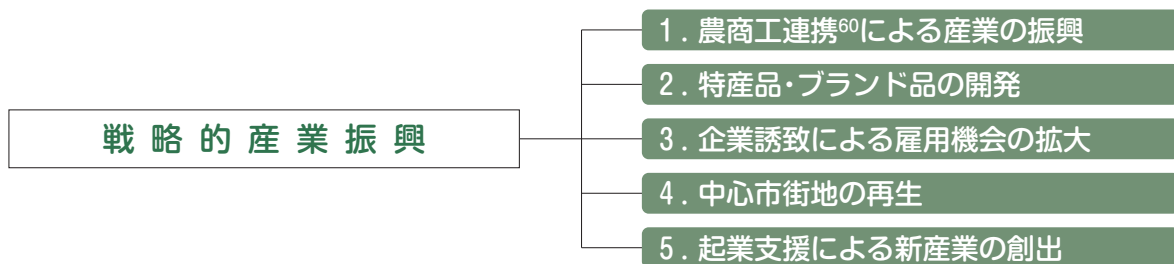
また、阿武隈急行線の利用動向を分析し、マイレール意識⁵⁹の醸成を図り、利用者拡大に向けた施策の取り組みやPR活動を展開します。

重点プロジェクト ③ ……戦略的産業振興

それぞれの産業を有機的に連携させ、新たな角田ブランドを構築することにより、市域内における経済活動を活発にし、総生産額の拡大と雇用の創出、さらに豊かな

地域社会の実現に向けて、戦略的な産業振興を進めます。

■ 施策の体系



■ 施策の内容

1. 農商工連携による産業の振興

地産地消⁶¹及び農商工連携による6次産業化を進め、付加価値の高い商品の開発や提供、販路の拡大などに取り組むことにより、産業の振興を図ります。

また、労働環境の向上に向けた雇用情報の発信や各種相談体制の充実を図り、新卒者などの雇用の確保に向けた取り組みを進めます。

2. 特産品・ブランド品の開発

豊富な農畜産物や加工品などの商品と、地域イメージを組み合わせた新たな付加価値を持つ商品ブランドを開発し、「角田」の名を全国に発信できる地域ブランドにつなげていきます。

4. 中心市街地の再生

郷土資料館周辺を街なか交流拠点と位置付け、来訪者の拡大に努めるとともに、商店街共通のイベントなどの実施により中心市街地の活性化と連携強化を支援します。

また、消費者に支持される商品づくりを戦略的に行う経営者を育成支援します。

また、空き店舗などを活用し、地元農畜産物などを街なかで即売できるアンテナショップ化⁶³を図るとともに、角田市中央広場を活用した企画を支援するなど、街なかの賑わい再生を図ります。

3. 企業誘致による雇用機会の拡大

企業訪問や企業立地セミナーなどを通じて、企業誘致に向けた立地環境や企業立地優遇制度のPR活動を積極的に進めるとともに、オーダーメイド方式⁶²による工業用地造成など、立地環境の優位性についての情報を提供します。

5. 起業支援による新産業の創出

自立した経営能力の高い起業家を育成支援するとともに、起業を推進するための人材交流ネットワークづくりや各種支援制度の情報提供を図ります。

⁵⁹マイレール意識：我がまちの鉄道としての意識を高め、利用促進を図り守り育てて行こうとする取り組み

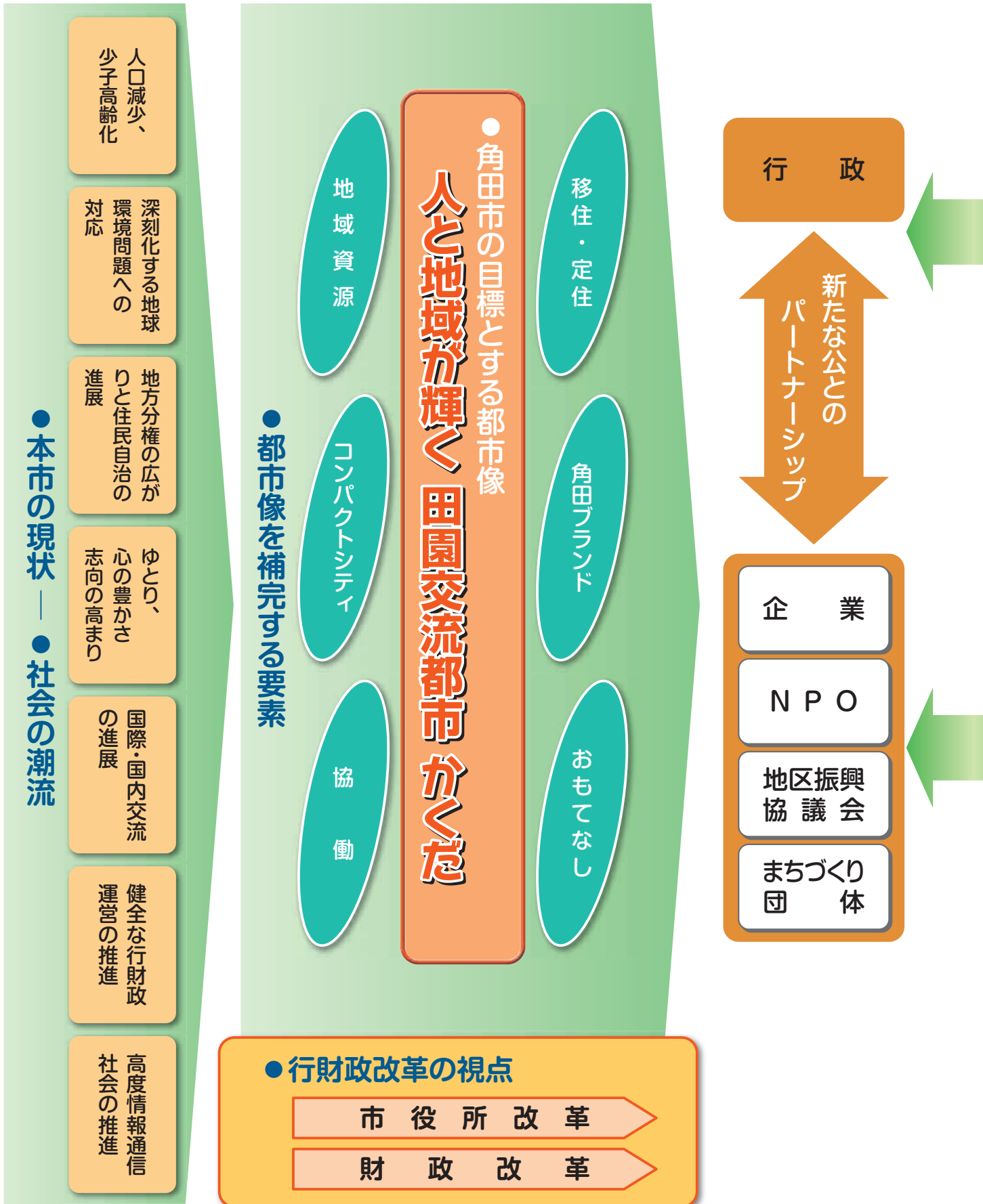
⁶⁰農商工連携：農林漁業者と商工業者などが互い協力して、生産、加工、販売などの一連の開発により、新たな需要を掘り起こし新商品やサービスを提供する取り組み

⁶¹地産地消：地元で生産したものを地元で消費するという意味で、地域の農産物を地域で消費することにより輸送コストや環境負荷を軽減し、地域の産物を知って食するなどの食育につながる取り組み

⁶²オーダーメイド方式：オーダーメイドは注文生産の意味であり、立地企業の要望に応じて造成して、用地販売する用地提供方式を指す

⁶³アンテナショップ化：自治体などが、大都市の繁華街などで地元の特産品などの販売や地域の情報を紹介して、消費者の反応を見るための店舗

角田市第5次長期総合計画全体像



●都市像を実現するための分野別計画

計
画
の
大
綱

1. 人が集い賑わいのあるまち

2. 調和のとれた産業のまち

3. みんなで支えあう健康で元気なまち

4. 心豊かな個性を育むまち

5. 安全・安心で快適なまち

6. 持続可能な行政経営を目指して

●重点プロジェクト①
…
定住人口3万人の確保

●重点プロジェクト②
…
交流人口100万人への挑戦

●重点プロジェクト③
…
戦略的産業振興

- ①協働によるまちづくりの推進
- ②もてなし豊かな角田ブランドの推進
- ③交流人口拡大の推進

- ①活力ある農林業の振興
- ②商工業の活性化

- ①保健・医療の充実
- ②子育てしやすい環境づくり
- ③安心な福祉社会の形成

- ①生涯学習の推進
- ②学校教育環境の充実

- ①良好な都市基盤の整備
- ②快適な住環境の整備
- ③低炭素型社会への対応
- ④生活安全への対応

- ①市民に開かれた行政を目指して
- ②時代に即応した行政経営

●地区計画等（市民と行政の協働のまちづくり）

【角田地区】【横倉地区】【小田地区】【枝野地区】【藤尾地区】
【東根地区】【桜地区】【北郷地区】【西根地区】

●重点プロジェクト

- 体系的に全分野を網羅した基本計画における各種の施策を、横断的、有機的に連携させながら、角田市が戦略的に進める施策を示します。

角田市第5次長期総合計画 基本計画

第1章 人が集い賑わいのあるまち

第1節 協働によるまちづくり¹の推進

(1) 住民自治によるまちづくり

■ 現状と課題

本市においては平成18年度に、市民と行政が共にまちづくりを考え、地域でできることは地域で、地域でできないことは行政が支援することで、潤いのある豊かな地域社会を築くことを目指すために、「角田市協働のまちづくり推進基本指針」を策定し、「市民と行政の協働によるまちづくり」がスタートしました。

最初に、地区の住民自治組織である「地区振興協議会」の立ち上げや、地域自治活動の拠点となる「自治センター」の設置、「地区計画」の策定など7つの推進方策を設定し、協働によるまちづくりを進めるための環境づくりと推進体制づくりを段階的に進めてきました。

本来、地区振興協議会の運営は、地域住民が主体となって行われることを目指していますので、地域と行政は対等なパートナーという関係に育成していくことが必要です。そして、地域の課題を解決するためには、地域みんなの力が横につながれる仕組みが必要です。

地区振興協議会では、地区の目標や取り組むべき課題を地区計画として策定していますので、地区の課題解決のために行政が支援する仕組みづくりを早急に検討する必要があるとともに、地区の課題を解決するための財政支援制度の見直しが必要となっています。

今後、地区住民が主体的に活動できる環境づくりを進めるためには、住民自治意識を育み、考え、行動する輪を広げる市民の機運の醸成が必要不可欠となっています。角田市民が幸せを実感できるまちを実現するための、角田のまちづくりルールを定める（仮称）角田市民自治基本条例の制定を検討する必要があります。



■ 基本目標

- 各地区振興協議会を中心とした住民自治活動を支援します。
- 住民自治と地域コミュニティの再生に必要な人材を育成します。
- 住民の自主的・主体的な活動を支援する行政の支援体制を確立します。
- 角田のまちづくりルールを定める（仮称）角田市民自治基本条例の制定を目指します。

■ 施策の体系

1-1-(1) 住民自治によるまちづくり

- ① 住民自治活動の支援
- ② 地域や組織を担う人材の育成支援
- ③ 行政の支援体制の確立
- ④ (仮称)角田市民自治基本条例の制定

施設配置図

凡例

- 文化・スポーツ・娯楽施設
- ▲ 小学校・中学校・幼稚園
- ★ 自治センター



■ 計画の内容

① 住民自治活動の支援

- 地区振興協議会の役割を明確にし、住民自治活動を持続的に進めるよう支援します。
- 住民が主体的・自主的に進める住民自治活動を支援します。
- 住民の創意工夫による主体的活動を支援するため、財政支援制度の見直しを行い、住民による活動の拡大を図ります。
- 地区振興協議会が作成した地区計画などに基づく活動を支援します。

② 地域や組織を担う人材の育成支援

- 住民自治活動に主体的に関わるリーダーなどの人

材を育成するため、講演会や研修会を積極的に開催します。

③ 行政の支援体制の確立

- 市民と行政の協働によるまちづくりを展開するために、行政内部の支援体制を確立します。
- 住民が自立性・自主性を損なわないよう、主体的に活動できる環境を整えます。

④ (仮称) 角田市民自治基本条例の制定

- 自治意識を育み、考え、行動するための、角田のまちづくりルールを定める(仮称)角田市民自治基本条例の内容を市民と行政が協働で検討し、制定を目指します。

■ まちづくりの指標

施策番号	指標名	算出の考え方	現状	目標水準	
				前期 (H27)	後期 (H32)
④	● (仮称) 角田市民自治基本条例の制定	● 住民自治によるまちづくりを法制面から補完する	—	制定	—

■ まちづくりにおける市民の取り組み

- 地区振興協議会など地域住民活動への参加意識を高め、協働のまちづくりを推進します。
- 住民同士の交流を深め、地域の担い手の養成に取り組みます。

¹協働によるまちづくり：個人、団体、企業などの市民が、自主的にまちづくりを考え、行政とともにそれぞれの特性を活かして助け合い協力して、地域の課題の解決に向けて取り組むこと

(2) 市民活動団体の支援

■ 現状と課題

市民参画活動が全国的に活発化していますが、本市においても、子育てや健康づくり、環境問題に関わる取り組みなど、NPO法人¹やボランティア²団体が積極的に市民活動を展開しています。

こうした公益的な市民活動・団体活動は、地域の中でますます重要となっていますが、円滑な活動を進めていくためには、資金面や活動の場など運営面について多様な支援が求められています。また、これら団体などの連携やネットワーク化を進めることにより、地域社会の中でより効果的な活動となることが期待されています。

また、性別を問わず男女の平等な社会づくりを進めるために、男女共同参画社会³の形成に向けた法整備や様々な取り組みがなされてきました。本市においても平成16年（2004年）に角田市男女共同参画計画を策定し、フォーラム⁴の開催や女性講座の実施などに取り組み、女性の社会参画を進めてきました。

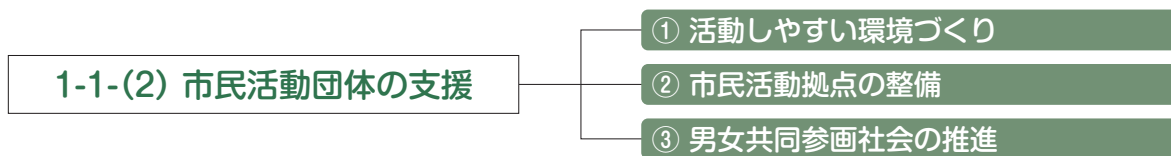
今後は、公益的な市民活動や女性の社会参加活動がさらに活発化するための情報提供、活動支援、活動機会の場づくりが重要となっています。



■ 基本目標

- 市民活動団体などが活動しやすい環境づくりを進めます。
- 市民活動が円滑に進められるように市民活動拠点を整備します。
- 男女があらゆる場面で協調して地域活動を進められるような女性の社会参画を推進します。

■ 施策の体系



第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章

■ 計画の内容

①活動しやすい環境づくり

- 市民活動団体の活動支援を行うための運営手法の相談・情報提供などを行います。
- 市民活動団体のネットワーク化を促進するための情報提供や情報の集約化を図ります。
- NPOやまちづくり団体、企業などの社会貢献活動に対する情報提供や活動支援を推進します。
- 市民活動団体の資金管理などについて指導援助を行うとともに、財政的支援について配慮します。

②市民活動拠点の整備

- 女性団体などが、会議や共同作業などを行うための(仮称)市民活動支援センターの整備を進めません。

③男女共同参画社会の推進

- 新たな角田市男女共同参画計画を策定します。
- 市の各種審議会などにおける女性の割合を高め、女性の声をまちづくりに反映できる体制づくりを進めます。
- 女性の社会参画機会を増やすとともに、女性団体の活動支援とリーダーの養成を図ります。
- 男女共同参画社会の意識向上を図るため、広報啓発活動やセミナーなどの学習機会の提供に取り組みます。
- ドメスティックバイオレンス(DV)⁵など男女間の様々な暴力の根絶に向けた取り組みを推進するとともに、被害者の支援を図ります。

■ まちづくりの指標

施策番号	指標名	算出の考え方	現状	目標水準	
				前期(H27)	後期(H32)
②	●(仮称)市民活動支援センターの整備	●市民活動団体を支援するため	—	整備	—
③	●新角田市男女共同参画計画の策定	—	平成16年策定	策定	—
③	●審議会などの委員への女性委員の登用比率	—	23.9%	30%	40%

■ まちづくりにおける市民の取り組み

- 男女が様々な場面で協調して、互いに尊重しながら市民活動に取り組みます。

¹NPO法人：福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など様々な社会貢献活動を、収益を団体の構成員に分配しない形で行うもので、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得したものをNPO法人という

²ボランティア：自発的に社会貢献事業などに参加し、無償の奉仕活動をする人

³男女共同参画社会：男女が共に自らの意思により社会のあらゆる分野で活動する機会が確保されていて、政治、経済、社会、文化面で男女が均等に活躍でき、責任を担うこととなる社会

⁴フォーラム：公開討論会のこと

⁵ドメスティックバイオレンス(DV)：家庭内暴力、特に男女間の精神的・身体的暴力

第2節 もてなし豊かな角田ブランド¹の推進

(1) 地域観光資源のネットワーク化

■ 現状と課題

本市には、自然資源や歴史資源、さらに特産品など豊富で多様な地域資源が数多くあります。しかし、それらが角田市のシンボルとして十分に認識されていない面が見られます。本市の観光ブランドを確立して、全国に広めていくためには、角田市固有の様々な地域資源を再認識し、これらを有効に活用し、情報発信を行っていく必要があります。

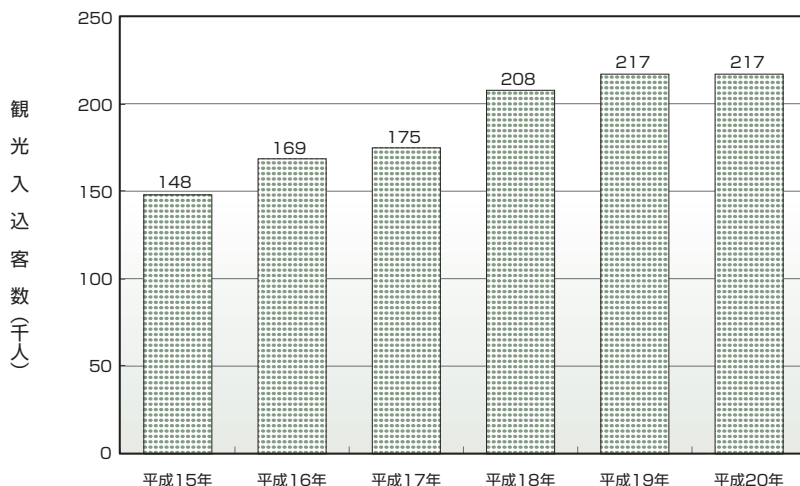
本市は、これまでも観光PRに努めてきましたが、近年の観光入込客数は年間約20万人と仙南圏域の中でも低迷している状況です。今後、角田市が“キラリ”と光る個性を引き出すためには、観光拠点と地域資源のネットワーク化を図るとともに、本市の特性を活かして「観る・食べる・体験する」といった観光ニーズに対応した取り

組みが期待されています。

また、平成20年（2008年）の仙台・宮城ディスティネーションキャンペーン（DC）により広域観光の有効性が実証されたところですが、DC期間中は、一部地域で住民ボランティア²による観光客への様々なもてなしが行われましたが、今後は、市内各地域で観光ボランティアの育成を進め、市民レベルでより多くの人に角田の良さを知ってもらう活動の輪を広げていくことが重要です。

今後も本市の持つ自然環境や文化財、角田の食・物産などの地域資源を有機的につなげ、住民一人ひとりが「おもてなしの心」を持って観光客を迎え、観光面における「角田ブランド」を全国に発信していくことが必要です。

● 観光入込客数の推移



資料：宮城県 観光統計概要

■ 基本目標

- 地域資源を活かした観光の魅力づくりと情報発信を進めます。
- 観光拠点と地域資源のネットワーク化を図り、来訪者のニーズに対応した観光振興を図ります。
- おもてなしの心をもって観光客を迎え、角田ブランドを全国に発信していきます。

■ 施策の体系

1-2-(1) 地域観光資源のネットワーク化

① 地域資源を活かした観光振興

② 広域観光ネットワークの形成

③ 市民参加によるおもてなし

④ 観光情報の積極的な発信・PR

■ 計画の内容

① 地域資源を活かした観光振興

- 本市の持つ歴史的観光資源や安全・安心な農畜産物、農村体験などの多様な地域資源を活かして、「観る・食べる・体験する」を組み合わせた角田観光の魅力づくりを進めます。
- 阿武隈川の河畔など市内の優れた眺望ポイントを選定し、観光ポイントとして整備します。
- 宇宙航空研究開発機構（JAXA）角田宇宙センターと連携し、宇宙教育活動などを通じて市民の宇宙への関心を高めるとともに、交流機会の拡大を図ります。

② 広域観光ネットワークの形成

- 仙南圏域市町や四方山観光開発協議会などの広域連携による観光ルートの整備・推進を図ります。
- 阿武隈急行沿線自治体などと協力して、阿武隈急行線を活用した広域観光ルートの形成を図ります。

- 周辺景観やデザインに配慮して、観光客に分かりやすい標識や案内看板の整備に取り組みます。

③ 市民参加によるおもてなし

- 市民による観光ボランティアの育成を進め、活動体制を支援します。
- 市民や地域と協力して、観光ルートへの緑や花の植栽を進めます。

④ 観光情報の積極的な発信・PR

- 阿武隈急行線の角田駅コミュニティプラザを、市の玄関口として観光交流拠点に位置付け、情報発信機能を高めます。
- 観光物産協会や市内飲食店などと連携して、インターネットによる観光情報のPRを行います。
- 各種ガイドマップを活用し、スタンプラリーなどにより楽しめる市内観光ルートを設定します。

■ まちづくりの指標

施策番号	指標名	算出の考え方	現状	目標水準	
				前期（H27）	後期（H32）
①	●眺望ポイントの選定数（累計）	●みやぎ蔵王三十六景を基本とし選定箇所を追加	3ヶ所	4ヶ所	5ヶ所
②	●総合観光案内看板の設置数（累計）	●総合観光案内看板を設置した数	4基	5基	6基
③	●観光ボランティア団体の組織数（累計）	●観光ボランティア団体が組織された数	1団体	3団体	5団体

■ まちづくりにおける市民の取り組み

- 身近な角田の良さを訪れる人に伝えます。
- 角田に訪れる人へおもてなしの気持ちで迎えます。

¹ブランド（イメージ）：銘柄、商標の個性で、他の銘柄と明確に異なる特性を有し、社会や消費者がもつ印象。経済産業省企業法制研究会によれば競争相手の製品等と識別化または差別化するためのネーム、ロゴ、マーク、シンボル、パッケージ・デザインなどの標章と定義されている

²ボランティア：自発的に社会貢献事業などに参加し、無償の奉仕活動をする人

(2)賑わいの交流拠点の整備

■ 現状と課題

阿武隈川沿いの角田中央公園は、総合体育館、野球場、陸上競技場、屋内温水プール、交通公園などの公共施設が集積し、仙南随一の運動公園と称され、年間約20万人の来場者で賑わっています。

特に、雄大な流れを誇る阿武隈川は、豊かな自然と広大な河川敷を有し、その河畔からは蔵王を遠望することのできる優れた眺望ポイントとして多くの市民に愛され、毎年、菜の花まつりや阿武隈リバーサイドマラソン大会などの本市を代表するイベントの場となっています。

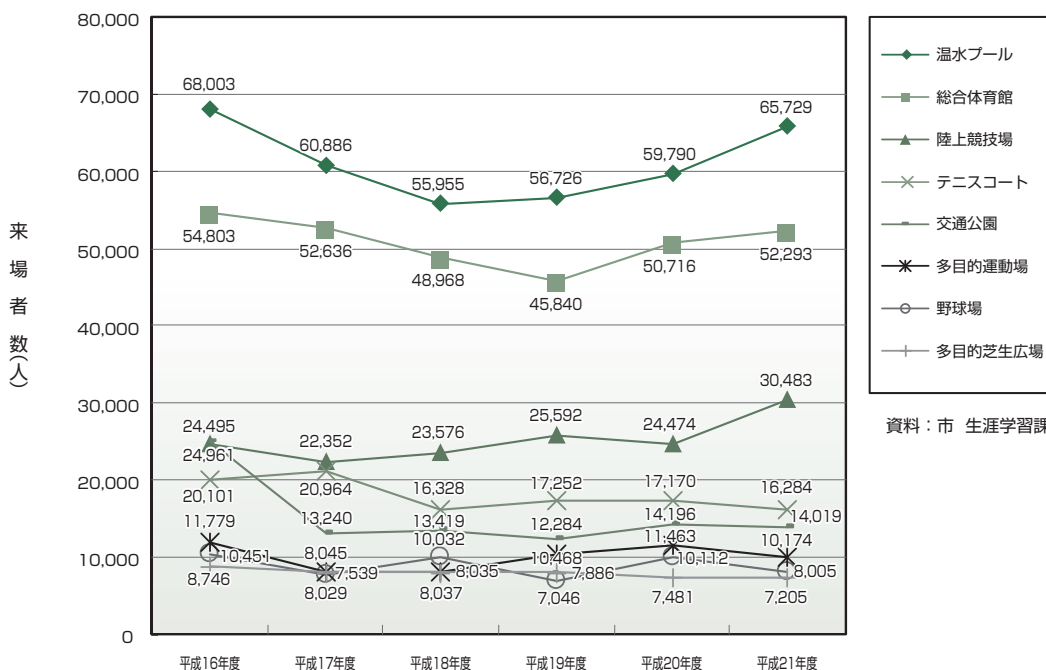
また、常磐自動車道山元ICと市内中心部を結ぶ県道角田山下線の開通に伴い、今後、他市町村からの来訪者の増加が見込まれることから、ロードサイド¹での集客性の高い交流拠点の整備が期待されています。

こうしたことから、角田中央公園の立地条件や施設機能を活かして、市民をはじめ来訪者のための案内・休憩

機能などを備え、スポーツ施設と合わせて家族が一日気軽に楽しめる場として、地元農産物の販売や観光情報の発信などの複合的な機能を備えた賑わいの交流拠点の整備が求められています。



● 角田中央公園周辺来場者の推移



資料：市生涯学習課

■ 基本目標

- 角田中央公園周辺に市民や来訪者が気軽に集える賑わいの交流拠点を整備します。
- 農産物直売所の機能を集約し、角田ブランドの情報発信を進めます。

■ 施策の体系

1-2-(2) 賑わいの交流拠点の整備

① 角田中央公園周辺における賑わいの交流拠点の整備

② 賑わいの交流拠点における取組支援

■ 計画の内容

① 角田中央公園周辺における賑わいの交流拠点の整備

- 角田中央公園周辺に、地元農産物の販売と合わせて観光情報を発信できる交流施設(賑わいの交流拠点施設)を整備し、角田ブランド²の情報発信を進めます。
- 角田中央公園周辺を賑わいの交流ゾーンとして、機能拡充を図ります。

- 角田中央公園周辺の阿武隈川沿いの景観を活かして、眺望ポイントやイベント会場としての整備を進めます。

② 賑わいの交流拠点における取組支援

- 角田中央公園周辺の賑わいの交流拠点施設における観光イベントや交流イベントを支援します。
- 市内の農産物直売所や商工業者との連携を図り、互いに共存できる集客の取り組みなどを支援します。

■ まちづくりの指標

施策番号	指標名	算出の考え方	現状	目標水準	
				前期 (H27)	後期 (H32)
①	● 賑わいの交流拠点の設置数	● 賑わいの交流拠点を整備した数	—	1ヶ所	—
①	● 角田中央公園周辺への来場者数	● 角田中央公園周辺への年間来場者数	20万人/年	25万人/年	34万人/年
②	● 農産物直売所数 (累計)	● 市内の農産物直売所の設置数	28ヶ所	30ヶ所	30ヶ所

■ まちづくりにおける市民の取り組み

- スポーツや余暇をはじめ賑わいを感じることができる場所として、交流拠点を大いに活用します。

¹ロードサイド(店舗)：道路に面していることで、車利用者にサービスする店舗をロードサイド店舗という

²ブランド：銘柄、商標の個性で、他の銘柄と明確に異なる特性を有し、社会や消費者がもつ印象。経済産業省企業法制研究会によれば競争相手の製品等と識別化または差別化するためのネーム、ロゴ、マーク、シンボル、パッケージ・デザインなどの標章と定義されている

(3)食と物産のブランド化¹⁾の推進

■ 現状と課題

本市の農業は、水稻を中心とした水田農業が展開されてきました。平成18年（2006年）の農業産出額は49億1,000万円で、米が26億9,000万円（54.7%）、牛乳、肉用牛、豚、鶏卵などの畜産物が13億9,000万円（28.3%）、果樹・園芸などが5億7,000万円（11.6%）となっており、バランスのとれた農畜産物が生産されています。

本市の特徴として、みやぎ生協との産直活動による消費者との交流から生まれた安全で安心な農畜産物の生産と、環境保全型農業²⁾への取り組みの浸透により、米をはじめとする角田産の農畜産物は高い評価を得ています。加えて、加工品についても、角田伝統の梅干しや小粒納豆、ハム・ソーセージなどが、主にみやぎ生協の流通網を通して出荷されています。

しかしながら、安全・安心や環境保全型農業は他の地域でも取り組みが進み、今や角田市独自の取り組みであるとは言い難い状況であり、他の地域との差別化を図るためには、他の地域にはない角田の魅力として新たな価値の創造が求められています。

今後は、豊富な農畜産物と加工品などの商品と地域イメージを組み合わせた新たな価値としての角田ブランドの確立が必要です。そのためには、消費者から信頼され、支持される付加価値の高い商品開発を推進するとともに、併せて魅力的な地域として本市の地域イメージアップを図ることが重要となっています。



■ 基本目標

- 豊かな農畜産物や食文化による食の角田ブランドを確立し、推進することで食に関する人の意欲と所得の向上を図ります。
- 消費者に支持される商品づくりを支援し、地域外から人を呼び込むことで地域経済の活性化を図ります。
- あらゆる地域資源を活用し角田の魅力と知名度を向上させ、地域イメージによる新たな付加価値の創造を図ります。

■ 施策の体系

1-2-(3) 食と物産のブランド化の推進

① 生産・製造意欲及び所得の向上

② 新たな商品開発と販路拡大

③ 地域イメージによる新たな付加価値の創造

■ 計画の内容

①生産・製造意欲及び所得の向上

- 地産地消³及び農商工連携⁴を推進し産業基盤の強化を図り、関係機関と連携して角田ブランドを総合的に構築していきます。
- ブランドコンセプト⁵を共有し、地域としてのスケールメリット⁶を発揮するため戦略的なブランド構築を推進します。
- 安全・安心な農畜産物の生産・流通（トレーサビリティ⁷）の情報を消費者に正確に伝える体制構築を支援します。

②新たな商品開発と販路拡大

- 全国へ発信する角田ならではのオンリーワン商品⁸の開発と販路拡大を支援します。
- 県や関係機関と連携し、地域外の需要者とのマッチング⁹の機会を増やし販路拡大を図るため、流通販売拠点との連携や販売促進活動の充実を支援します。

- 農・商・工・観光・健康・スポーツ交流などと組み合わせ、「食」を核とした産業のパッケージ化¹⁰を推進します。
- 来訪者への「おもてなし」となる地元食材を活用する飲食店の普及に努めます。

③地域イメージによる新たな付加価値の創造

- 地域資源の掘り起こしにより角田の魅力を再発見し、新たな付加価値づくりに活用し、角田産農畜産物や加工品などのイメージアップにつなげます。
- シンボルマーク¹¹やキャラクター¹²などによりブランド品の統一化を図り、ブランドコミュニケーション力¹³の向上に努めます。

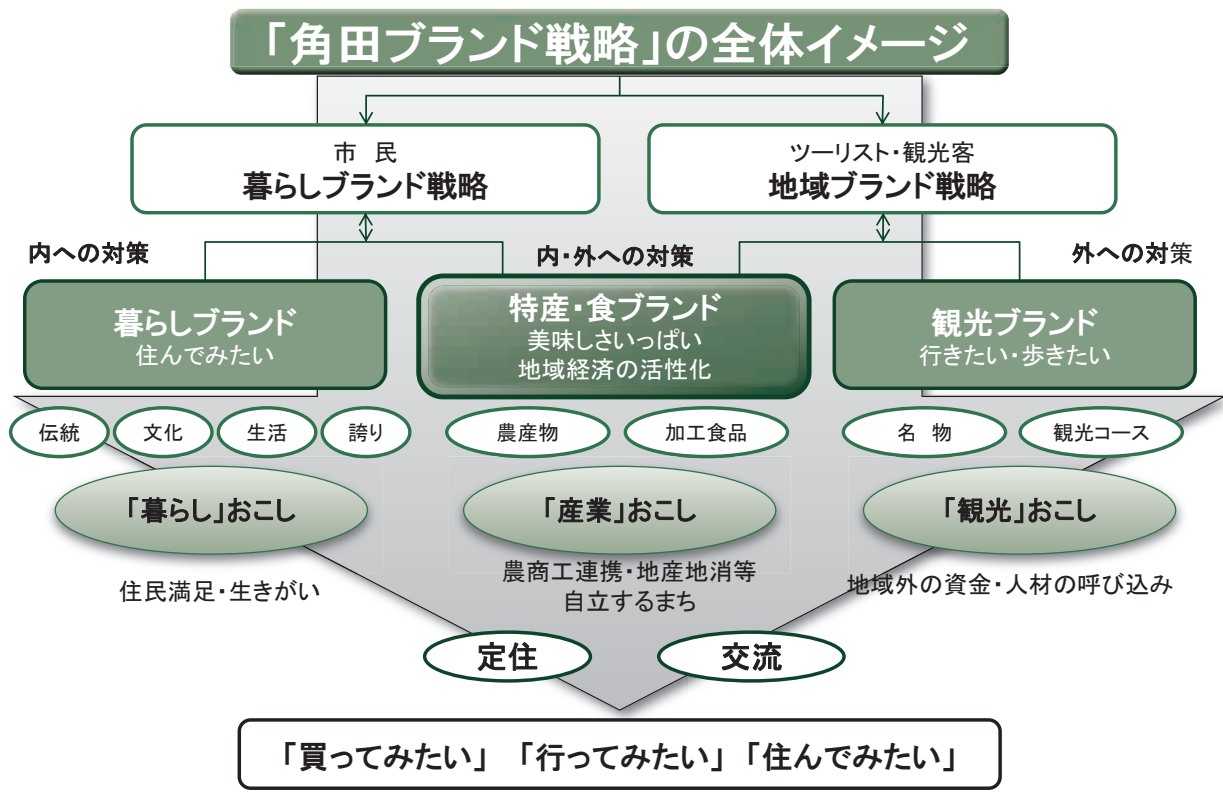
■ まちづくりの指標

施策番号	指標名	算出の考え方	現状	目標水準	
				前期（H27）	後期（H32）
①	●角田ブランドの認知度	●市民意識調査による把握	0%	40%	60%
②	●地元食材活用飲食店数（累計）	●「緑提灯 ¹⁴ 」角田版の登録店数	0店	20店	30店

■ まちづくりにおける市民の取り組み

- 地元の食材をできるだけ活用し、地産地消に取り組みます。
- 角田の特産品を贈り物に使うなど、地場製品のPRに努めます。

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章



¹ブランド：銘柄、商標の個性で、他の銘柄と明確に異なる特性を有し、社会や消費者がもつ印象。経済産業省企業法制研究会によれば競争相手の製品等と識別化または差別化するためのネーム、ロゴ、マーク、シンボル、パッケージ・デザインなどの標章と定義されている

²環境保全型農業：農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくりなどを通じて化学肥料、農業の使用などによる環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業

³地産地消：地元で生産したものを地元で消費するという意味で、地域の農産物を地域で消費することにより輸送コストや環境負荷を軽減し、地域の産物を知って食するなどの食育につながる取り組み

⁴農商工連携：農林漁業者と商工業者などが互い協力して、生産、加工、販売などの一連の開発により、新たな需要を掘り起こし新商品やサービスを提供する取り組み

⁵コンセプト：ものごとやデザインなどの概念であり、新たな着想や考え方といった意味合いで用いられる

⁶スケールメリット：規模が大きくなることによって得られる利益や効果

⁷トレーサビリティ：商品や原材料などについて、生産段階から最終消費段階さらに廃棄段階まで追跡が可能な状態をのことで、追跡可能性ともいわれる

⁸オンリーワン商品：（世界に）ただ一つの商品という意味合いで、他にない独自性を表している

⁹マッチング：需要と供給など種類の異なるものを組み合わせること

¹⁰パッケージ化：いくつかの要素を包括的に機能させることで、個別の事業単独ではなく農・商・工・観光など複数の産業や施策を一体的かつ総合的に事業化して、相乗効果をもたらす取り組み

¹¹シンボルマーク：対象となる人や団体、商品などを象徴する意匠やマークで、市のマークもその一つである

¹²キャラクター：本来は特徴、性質という意味で、テレビや映画などマスメディアを通じて一般に知れ渡っている絵などのデザインにより特徴化させたもの

¹³ブランドコミュニケーション力：ブランドの価値を消費者に伝えること

¹⁴緑提灯：カロリーベースで日本産食材の使用量が50%を超えるお店に緑提灯を飾る運動で、店舗の申告で地場産品が50%以上（一つ星）から、60%（二つ星）、70%（三つ星）、80%（四つ星）、90%（五つ星）と段階を設けて、地場産品の利用を促している

(4) 体験・滞在型観光機能の整備充実

■ 現状と課題

本市の観光の魅力は、斗蔵山、四方山、内町湖、手代木沼といった貴重な自然資源をはじめ、高蔵寺阿弥陀堂、角田中央公園、台山公園（スペースタワー・コスモハウス）、郷土資料館、地ビールレストランなど多くの観光・レクリエーション施設があることです。

また、菜の花まつりや宇宙っ子まつり、阿武隈リバーサイドマラソン大会などの本市を代表する祭り・イベントが年間を通じて行われており、市外からの観光客は、年間約20万人が訪れています。しかし、市民をはじめ来訪者からは「観光の核となるスポット」がない、「ちょっと立ち寄りだけの観光」などといった声も多く、現状では通過型観光・日帰り観光が主となっています。

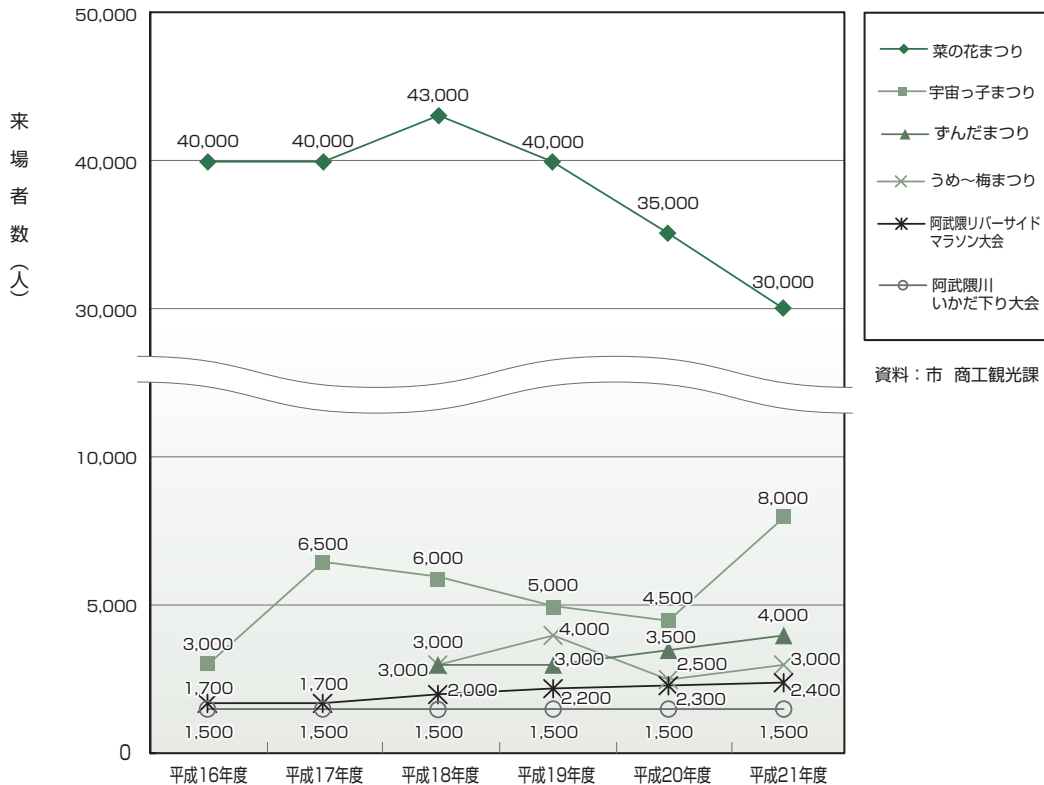
今後は、観るだけの観光だけではなく、体験・滞在型の観光を充実させることにより、交流人口の拡大と地域経済の活性化に資することのできる仕掛けづくりに取り組むことが大切です。

そのためには、本市の持つ豊かな自然環境や田園風景、生活文化などの地域資源を季節に応じて活かし、それらを観光施設やイベントなどと有機的に連携させていく必要があります。

また、滞在型観光を支える上での体験型宿泊施設の整備、充実も今後の課題となっています。



● 季節イベントの来場者の推移



■ 基本目標

- 滞在型観光拠点の整備を図り、魅力の向上を図ります。
- 地域資源の発掘により、農村体験型の観光交流を進めます。
- 季節の自然資源などを活かしたイベントの充実により、交流機会を高めます。

■ 施策の体系

1-2-(4) 体験・滞在型観光機能の整備充実

① 滞在型観光拠点の整備・充実

② 地域資源を活かした農村体験型の観光交流の推進

③ 季節イベントの充実

■ 計画の内容

① 滞在型観光拠点の整備・充実

- 四方山などの眺望拠点の整備や、婦人研修センター、老人福祉センター内町荘などを利用し、滞在型観光の機能向上を図ります。
- 斗蔵山や深山、大森山、権現堂、高蔵寺、手代木沼及び内町湖周辺を滞在型観光の周遊拠点として取り入れます。
- 市を取り囲む丘陵地を活かすため、里山散策などの気軽に自然を満喫できる観光コースの設定に取り組みます。

② 地域資源を活かした農村体験型の観光交流の推進

- 菜の花やひまわりなどの景観作物の栽培の普及拡大を図るとともに、観光資源として活用します。
- 農業・農村生活などの体験を組み入れた、農家民

宿や農家レストランの展開などグリーンツーリズム²による観光交流を進めます。

- 目黒区などとの姉妹都市交流を通じて、農村体験型観光の振興を図ります。
- 住民参加による地域資源の掘り起こし（宝物さがしウォークなど）により新たな観光資源として発信します。

③ 季節イベントの充実

- 春の菜の花、夏の深緑、秋の紅葉、冬の白鳥など季節ごとの動植物の生態系を活かした自然観察会などのイベントを通じて、観光交流を深めます。
- 市内の田園、里山を活かした誰でも参加できるオリエンテーリング³やハイキングなどの軽スポーツイベントなどを通じてレクリエーション交流を進めます。

¹スポット：地点、場所

²グリーンツーリズム：都市住民が農家などにホームステイして農作業を体験したり、その地域の歴史や自然に親しむ長期滞在型の休暇

³オリエンテーリング：野山で地図に指示された地点を磁石を使って発見、確認しながら目的地までたどり着く速さを競うスポーツ

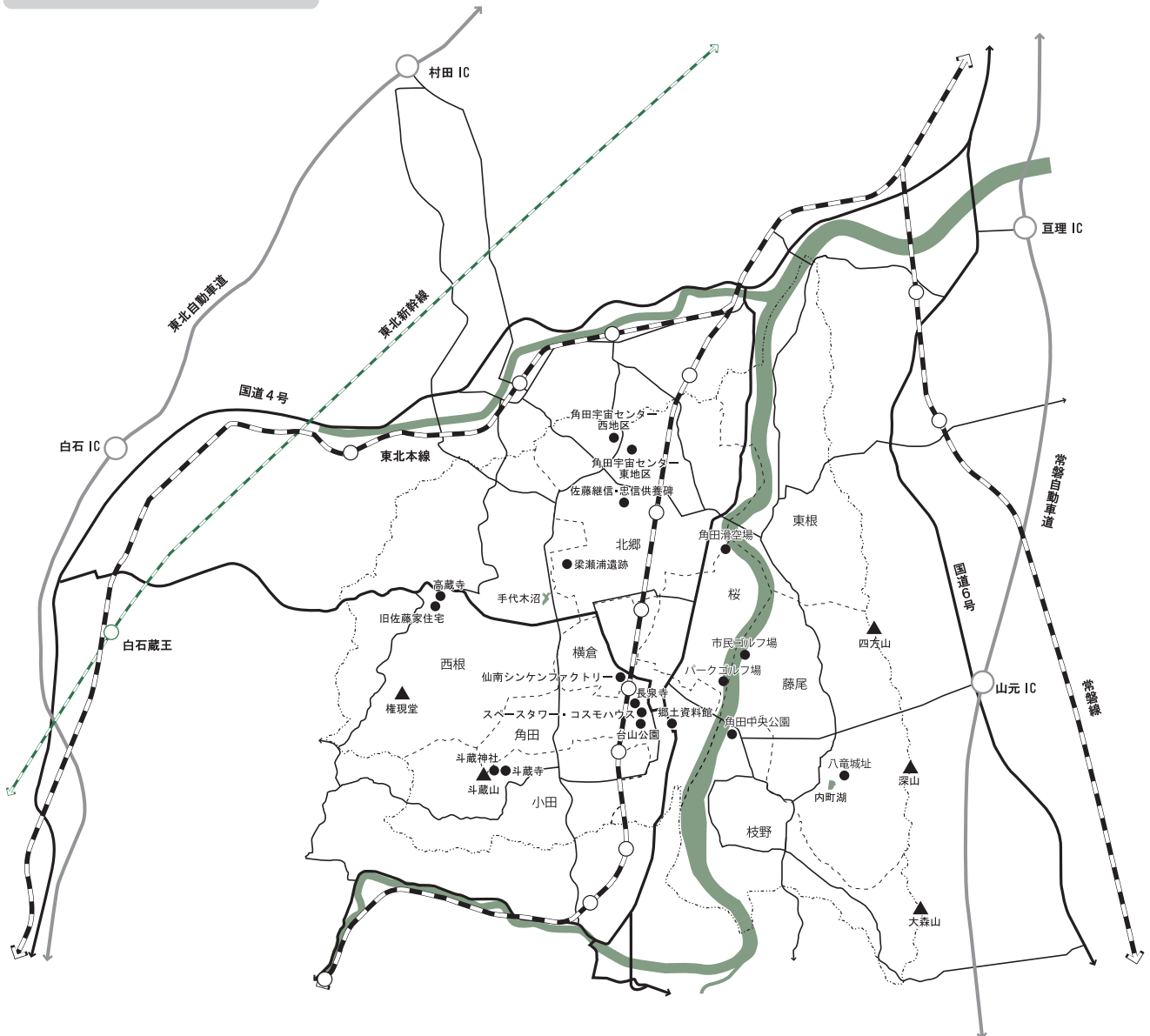
■まちづくりの指標

施策番号	指標名	算出の考え方	現状	目標水準	
				前期 (H27)	後期 (H32)
②	●農家レストランの設置数 (累計)	●農家レストランを設置した数	0軒	2軒	4軒
②	●農村体験の受入農家数 (累計)	●農村体験を受入れできる農家数	0戸	20戸	30戸

■まちづくりにおける市民の取り組み

- 観光案内などのボランティア活動への参加に努めます。

観光スポット位置図



第3節 交流人口拡大の推進

(1) 交流の推進

■ 現状と課題

本市のこれまでの交流は、国内外の姉妹都市や友好都市を中心に積極的に進めてきています。姉妹都市の福島県石川町とは親善武道大会などを、北海道栗山町とは青年交流研修、子ども交歓の集いなどの交流活動を行ってきました。さらに、東京都目黒区とは、平成20年（2008年）に友好都市協定を締結し、小学生の交流を中心とした農村体験交流事業を活発に行っています。

また、つながりの深い仙南2市7町や阿武隈急行沿線自治体とは各種催事・イベントなどを通じて一体的な交流事業を進めております。

国際交流については、平成2年（1990年）に米国グリーンフィールド市と誘致企業の縁で姉妹都市提携を締結し、中・高校生を中心に様々な交流活動を行ってきました。特に、中・高校生の交流事業（ウイング）は、相互に派遣・受け入れを行いこれまで20回近く重ね、お互いの国の文化・風土を体験し、国際的な視野とコミュニケーション能力を身につける絶好の機会となっています。将来を担う国際感覚豊かな人材の育成という面で重要な取り組みとなっています。

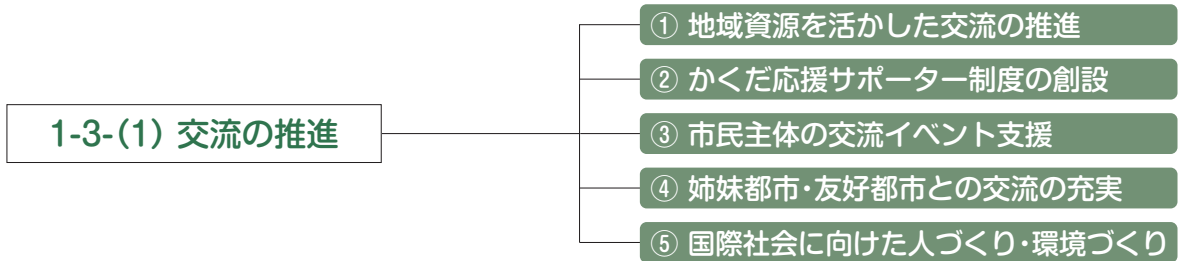
今後は、地域や住民が主体的に行う行事やイベントの活性化に向けて、有効な運営支援に努め、イベント、催事、スポーツ大会など幅広い分野で交流の輪を広げるとともに、多数の人々が角田市を訪れるよう、交流人口を拡大するための取り組みを行っていく必要があります。また、こうした取り組みを通じて本市の魅力が伝え広がり、親しまれることにより移住・定住意向が醸成され角田に住みたい、住み続けたいとする人が増えていくことも期待されます。



■ 基本目標

- 様々な地域資源を活かした交流の充実を図ります。
- かくだ応援サポーターの募集により地域の活性化を促進します。
- 市民主体の企画イベントを支援し、交流人口の拡大を図ります。
- 姉妹都市・友好都市との多様な交流により、地域力の向上を図ります。
- 市民による国際交流、国内交流を進めるための取り組みを支援します。

■ 施策の体系



■ 計画の内容

① 地域資源を活かした交流の推進

- 本市の自然資源や歴史資源、農業資源など豊富で多様な地域資源を活かした交流を積極的に展開します。特に、農業資源を活かし、年間を通じて都市住民を対象にした農作業や農産加工体験の機会を設けられるように農業者などを支援し、農村交流を推進します。
- 大学などの教育機関と連携を図り、「市民・大学機関・行政」が一体的に地域の魅力拡大や課題の解決などに取り組みます。

② かくだ応援サポーター制度の創設

- 角田市を多方面から応援するサポーターを募り、交流機会の拡大を図る『かくだ応援サポーター制度』を創設します。
- かくだ応援サポーターへの情報発信により、角田の魅力を伝えるとともに、交流イベントなどを通じて角田ファンを増やしていきます。

③ 市民主体の交流イベント支援

- 市民主体のイベント企画に対し、場所の提供、広報活動などの支援を行い、交流機会の拡大を図ります。

④ 姉妹都市・友好都市との交流の充実

- 国内外の姉妹都市・友好都市との人的、物的交流を深め、本市の魅力向上に向けた市民相互の親善に取り組みます。
- 市民主体による（仮称）市民交流協会の設置に向けて取り組みます。

⑤ 国際社会に向けた人づくり・環境づくり

- 外国人とのコミュニケーション能力の向上を図るため、小・中学校英語教育や国際理解教育を推進します。
- 婚姻などにより本市に居住する外国人を対象とする日本語講座の充実を図ります。

■ まちづくりの指標

施策番号	指標名	算出の考え方	現状	目標水準	
				前期 (H27)	後期 (H32)
①	● 交流人口	● 市域内交流人口と市外入込交流人口の年間合計人数	66万人/年	80万人/年	100万人/年
②	● かくだ応援サポーター人数 (累計)	● かくだ応援サポーターの登録人数	0人	100人	200人

■ まちづくりにおける市民の取り組み

- 交流の推進に協力し、自分自身の経験を活かした農業技術や郷土料理づくりなどの技を進んで伝えていきます。

(2) 街なか交流拠点の整備

■ 現状と課題

本市の中心部には、台山公園（スペースタワー・コスモハウス）、郷土資料館、角田駅オークプラザ、長泉寺、地ビールレストランなど多くの交流拠点があります。特に、市街地中心部にある郷土資料館は、店蔵や屋敷を連ねた貴重な歴史資源として、来場者数は近年増えてきていますが、観光面からは十分有効活用されているとは言えません。また、観光・交流拠点として整備されたスペースタワー・コスモハウスや、角田駅オークプラザなどの来場者数も伸び悩んでいます。

中心市街地の活性化に向けて賑わいのあるまちづくりを進めるためには、こうした既存施設を有機的に結びつけるなど、今ある機能を複合的に活かす工夫を行い、人が集まり中心市街地を活性化するための計画的な取り組みが求められています。

さらに、中心部は高齢化の進展に伴う空き地、空き家が増えてきているため、今後は、街なか再生のために、地域住民と一体となって話し合いによりまちづくりを進

めることが大切です。歴史のある地域資源や有効活用が待たれるオープンスペース¹などを活かして、住民や観光客が街なかを散策し、気軽に立ち寄れるスポット²づくりや人々が訪れ、憩い、賑わいのあるまちづくりが期待されています。



■ 基本目標

- 郷土資料館やその周辺を、街なか交流拠点と位置付け整備します。
- 歩いて楽しめる街なかの賑わいづくりを進めます。

■ 施策の体系

1-3-(2) 街なか交流拠点の整備

① 街なか交流拠点の整備

② 賑わいのまちづくり

■ 計画の内容

① 街なか交流拠点の整備

- 街なかに人々が訪れ、憩い、賑わいのあるまちづくりを進めるため、街なか交流拠点として郷土資料館周辺の整備を図り、観光情報を発信するための機能を高めます。
- 街なか交流拠点において、周辺飲食店と協力し地元食材の活用を促進します。

② 賑わいのまちづくり

- 角田ブランド³などの農産物を街なかで販売する拠点づくりを促進します。

- 角田市中央広場や台山公園、角田駅オークプラザなどの既存の交流資源を活用し、街なかの賑わい再生を進めます。
- 街なかに休憩スポットを設けるとともに、観光施設や駐車場などを分かりやすく表示した案内板の整備を図り、市民や観光客が街なか歩きを楽しめる取り組みを進めます。
- 古くから続くまつりなどの伝統行事に関わる保存活動を支援し、地域文化の継承を進めます。

■ まちづくりの指標

施策番号	指標名	算出の考え方	現状	目標水準	
				前期 (H27)	後期 (H32)
①	● 街なか交流拠点施設などへの入館者数	● 街なか交流拠点施設及び郷土資料館への年間入館者数	3,395人/年	8,600人/年	10,200人/年
②	● 角田市中央広場におけるイベント開催回数	● 角田市中央広場における年間のイベント開催回数	7回/年	10回/年	12回/年

■ まちづくりにおける市民の取り組み

- 来訪者や市民をもてなす賑わいづくりに取り組みます。

¹オープンスペース：都市または敷地内で、建造物の建っていない空き地のこと

²スポット：地点、場所

³ブランド：銘柄、商標の個性で、他の銘柄と明確に異なる特性を有し、社会や消費者がもつ印象。経済産業省企業法制研究会によれば競争相手の製品等と識別化または差別化するためのネーム、ロゴ、マーク、シンボル、パッケージ・デザインなどの標章と定義されている

(3) 交流情報の発信

■ 現状と課題

本市の恵まれた自然や歴史資源、地域特産物などを有効に活用して、多くの人が角田を訪れ、味わい、楽しむことのできる交流のまちづくりが期待されています。そのためには、テレビ、ラジオ、新聞、インターネットなど様々な媒体を用いながら、角田の情報を数多く発信することが重要です。また、市民の目線で市内の情報を発信するタウン誌の役割も大きいことから、市の広報紙とは別に、市民主体のミニコミ誌¹などの発行が期待されています。

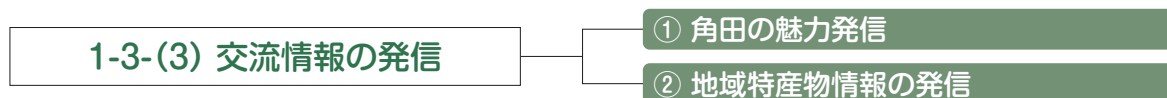
地域情報や観光情報の発信力を高めることは、交流人口や観光客数を増やすこととなり、地域経済の活性化や移住・定住による人口増加に向けた大切な取り組みとなります。また、あらゆる場面で角田の魅力を発信し、「交流」による角田ブランド²を全国に発信することが重要です。



■ 基本目標

- 様々な情報媒体を活用し、自然や歴史資源、地域特産物などの角田の良さの情報発信に努めます。
- アンテナショップの開設に取り組み、角田の豊かな魅力を多方面に発信します。

■ 施策の体系



■ 計画の内容

① 角田の魅力発信

- 情報メディアを有効に活用して全国に角田の情報を積極的に発信します。
- 地元食材を使う街なかの飲食店などの情報を、インターネットを活用するなどして、わかりやすい情報提供を行います。
- 市民主体で情報発信する角田タウン情報誌の発行に向けて、企画・支援を行います。
- 都市との交流を進めるため、角田の情報を市のホームページ³で積極的に発信します。

- かくだ応援サポーターを募り、口コミによる角田の魅力を発信します。

② 地域特産物情報の発信

- 農業者などが、季節ごとに旬の農産物を消費者に届ける、会員販売の仕組みづくりを支援します。
- 都市部へのアンテナショップ⁴の開設に取り組み、特産品を販売するとともに、観光交流情報を発信します。

■ まちづくりの指標

施策番号	指標名	算出の考え方	現状	目標水準	
				前期 (H27)	後期 (H32)
①	● かくだ応援サポーターの人数 (再掲)	● かくだ応援サポーターの登録人数	0人	100人	200人
②	● アンテナショップ開設数 (累計)	● 仙台で1店、首都圏で1店を開設した数	0店	1店	2店

■ まちづくりにおける市民の取り組み

- 機会あるごとに角田の良さをみんなに伝えます。

¹ミニコミ誌：新聞、テレビなどのマスコミ（大量伝達機能）に対するミニコミュニケーション（mini communication）を略した造語で、比較的部数も限定的な地域情報誌など自主企画・制作の雑誌

²ブランド：銘柄、商標の個性で、他の銘柄と明確に異なる特性を有し、社会や消費者がもつ印象。経済産業省企業法制研究会によれば競争相手の製品等と識別化または差別化するためのネーム、ロゴ、マーク、シンボル、パッケージ・デザインなどの標章と定義されている

³ホームページ：インターネット上で公開された最初に表示されるページで、文章や画像などのデータで構成される

⁴アンテナショップ：自治体などが、大都市の繁華街などで地元の特産品などの販売や地域の情報を紹介して、消費者の反応を見るための店舗

第2章 調和のとれた産業のまち

第1節 活力ある農林業の振興

(1) 安全・安心な農畜産物の生産

■ 現状と課題

本市の農業は、「暮らしと命を守る農業」を基本理念に、安全・安心・新鮮・おいしい農畜産物の生産・販売に取り組んできました。特に、米については、「ふるさと安心米」、「こだわり米」といった化学肥料や農薬の使用を極力抑えた「特別栽培農産物」として、環境に優しい米づくりを進め、産直活動による消費者との交流から販売先を開拓してきました。また、伝統的な作り方による梅干しが特産品化され、さらに市内で栽培された小粒大豆を使った「あぶくま納豆」が市内の工場生産されています。野菜や果樹については、トマト・いちご・ブロッコリー・梨などが栽培され、いずれも県内有数の生産量を誇っています。畜産物は、豚肉、鶏肉がブランド¹化され、肉用牛は仙台牛の産地として飼養されているほか、

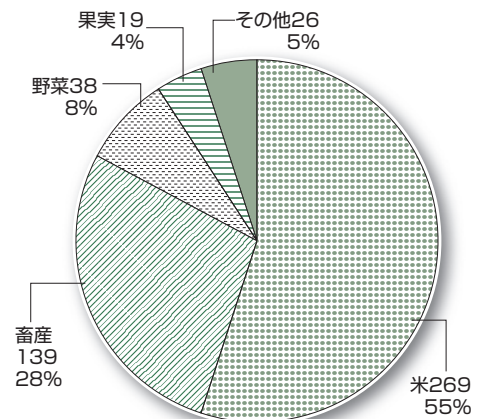


乳用牛の飼養も盛んです。

こうした中で、資源循環型農業²の中心となる農業の館（市の堆肥センター）が平成19年4月から稼働し、そこから生産される良質な堆肥は、ふるさと安心米や園芸作物などの栽培に利用されていますが、原料堆肥の安定確保など解決すべき問題があることから、農業の館の安定経営に向けた取り組みの強化が求められています。

今後も、環境への負荷を抑えた生産に取り組む、消費者から信頼される安全でおいしい農畜産物の安定供給に努めていくことが重要となっています。

● 農業粗生産額（H18）



農業粗生産額（千万円）

資料：東北農政局 農林水産統計

■ 基本目標

- 農業者の耕畜連携による資源循環型農業の推進に努めます。
- 安定した農業経営の支援に努めます。

■ 施策の体系

2-1-(1) 安全・安心な農畜産物の生産

① 資源循環型農業の推進

② 安定した農業経営の展開

■ 計画の内容

① 資源循環型農業の推進

- 農業者の耕畜連携³により環境にやさしい安全・安心な農産物を生産し、資源循環型農業を推進します。
- 農業の館を核として、原料堆肥の安定確保と計画的な堆肥生産を行い有機農業の里づくりを進めます。

- 自然災害やイノシシなどの有害鳥獣の被害防止対策を進めます。
- 安定した農業経営を図るため、低金利の融資あっせんや農業経営支援などに努めます。
- 地域特性に応じた農産品の生産拡大や、多様な流通経路・販路の確保を支援します。

② 安定した農業経営の展開

- 施設園芸による安定生産と高品質の畜産物の生産が行えるよう、耕畜連携による農業経営の展開を進めます。

■ まちづくりの指標

施策番号	指標名	算出の考え方	現状	目標水準	
				前期 (H27)	後期 (H32)
①	● 堆肥の水田散布面積	● J A や市の堆肥センターで生産された堆肥の散布面積（ふるさと安心米への散布）	386ha	500ha	600ha
②	● 販売額1億円以上の園芸品目数（累計）	● 販売額1億円以上の園芸品目数	1品目	1品目	2品目
②	● イノシシ被害面積	● イノシシから被害を受けた面積	12.7ha	11.4ha	10.1ha

■ まちづくりにおける市民の取り組み

- 安全・安心・新鮮・おいしい農畜産物の生産に努めます。

¹ブランド：銘柄、商標の個性で、他の銘柄と明確に異なる特性を有し、社会や消費者がもつ印象。経済産業省企業法制研究会によれば競争相手の製品等と識別化または差別化するためのネーム、ロゴ、マーク、シンボル、パッケージ・デザインなどの標章と定義されている

²資源循環型農業：農業による廃棄資材や家畜糞尿の処理で発生する堆肥を、耕作地に活用することにより資源を循環させ環境保全をめざす農業

³耕畜連携：米や野菜などを生産している耕種農家へ畜産農家から堆肥を提供したり、逆に転作田などで飼料作物を生産し、畜産農家の家畜の飼料とするなど、地域内の耕種農家と畜産農家が連携を図ること

(2)地域農業の推進

■現状と課題

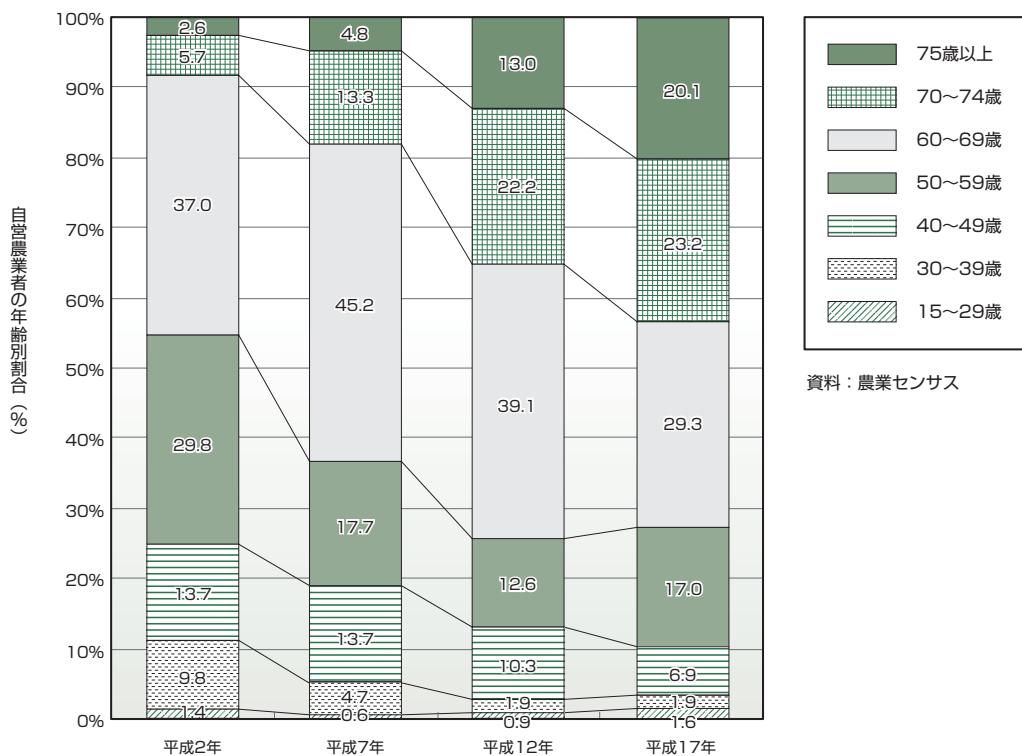
本市の農家数は、平成22年に2,559戸となり、この10年間で560戸が減り、今後も減少するものと予測されます。また、農業就業者の6割以上が65歳を超えており、農業生産の持続・維持という面では極めて深刻な状況となっています。また、農産物価格の低迷や後継者不足、耕作放棄地¹の増加など、農業を取り巻く環境は厳しいものがあります。

こうした状況の下、平成11年4月に(社)角田市農業振興公社が設立され、農業者、農業関係団体、行政が連携しながら農業戦略の策定、シンクタンク機能²の確立、自立した農業経営体の育成などに取り組んできました。

また、国が示した「米政策改革大綱」に基づき、平成16年に米づくりの方向性を示すための「かくだの水田農業ビジョン」を策定しましたが、国の進める農政は大きな変革を遂げ、昨今の時代に沿った新たな農政ビジョンを明らかにする必要があります。

今後、角田ブランド³の確立といった市全体における戦略的課題への取り組みの中で、角田市農業振興公社を軸とした地域農業の推進及び新農政ビジョンの策定が必要であるとともに、意欲のある農業経営体の育成が課題となっています。

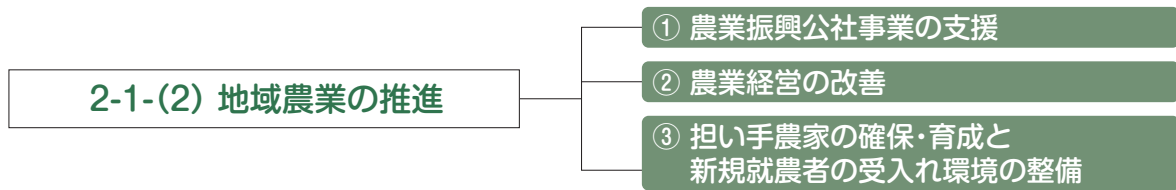
● 自営農業者の年齢構成の推移



■基本目標

- 地域農業の戦略的展開を図るため、角田ブランドの推進や農業振興公社の実施事業を支援します。
- 新農政ビジョンの策定と着実な実施により、足腰の強い農業経営体の育成に努めます。
- 担い手農家の育成と新規就農者の受け入れ環境の整備を進めます。

■ 施策の体系



■ 計画の内容

① 農業振興公社事業の支援

- 農業振興公社事業の総括を行うとともに、角田ブランドの構築事業と一体的に地域農業の戦略的展開に向けて公社事業を支援します。
- あぶくま農学校ブランドの位置付けを明確にし、消費者から信頼を得ることのできる農畜産物の普及拡大を図ります。
- 農地利用集積円滑化団体⁴である公社を、農用地の適正な集積と流動化の推進役として支援します。

② 農業経営の改善

- 新農政ビジョンの策定と計画の着実な実施、進捗管理により、農業経営の合理化を進めます。

- 集落営農の推進により足腰の強い農業経営体を育成するとともに、生産組織の法人化に向けた支援に取り組みます。
- 農業生産法人化の推進のための資金融資・経営相談体制の充実を図ります。

③ 担い手農家の確保・育成と新規就農者の受入れ環境の整備

- 安定した農業経営に関する各種研修会の実施などにより、担い手農家の育成を進めます。
- UJIターン⁵などによる新規就農者の受け入れのための情報提供や各種PRの充実を図ります。

■ まちづくりの指標

施策番号	指標名	算出の考え方	現状	目標水準	
				前期 (H27)	後期 (H32)
①	● 農業振興公社の農地保有面積	● 担い手支援のための農地保有面積	891ha	1,400ha	1,750ha
②	● 農業法人の組織数 (累計)	● 農業法人に組織化した数	8 団体	12団体	15団体
③	● 認定農業者数 (累計)	● 認定農業者の人数	191人	200人	200人
③	● 新規就農者数	● 新規に就農した人数 (過去3年の平均)	2.3人/年	3人/年	3人/年

■ まちづくりにおける市民の取り組み

- 生産性の高い農業経営に取り組みます。

¹耕作放棄地：所有している耕地のうち、過去1年以上作付けせず、数年の間再び作付けする考えのない土地（農林業センサスの統計用語）
²シンクタンク機能：頭脳集団の意味で、政策決定や企業戦略決定のための助言を行う調査研究機能
³ブランド：銘柄、商標の個性で、他の銘柄と明確に異なる特性を有し、社会や消費者がもつ印象。経済産業省企業法制研究会によれば競争相手の製品等と識別化または差別化するためのネーム、ロゴ、マーク、シンボル、パッケージ・デザインなどの標章と定義されている
⁴農地利用集積円滑化団体：農地の所有者から委任（相手を特定しない貸付けの委任契約）を受けて、農地の所有者を代理して貸付を行う事業を実施する団体で、農地利用集積円滑化事業規程を定めた市町村または市町村の認定を受けた団体
⁵UJIターン：Uターンは地方出身者が、再び出身地に移り住むこと、Jターンは地方出身者が出身地には戻らず都市と出身地の間で利便性の高い地域などに住むこと、Iターンは都市で育った者が地方に移り住むこと

(3) 農業生産基盤の充実

■ 現状と課題

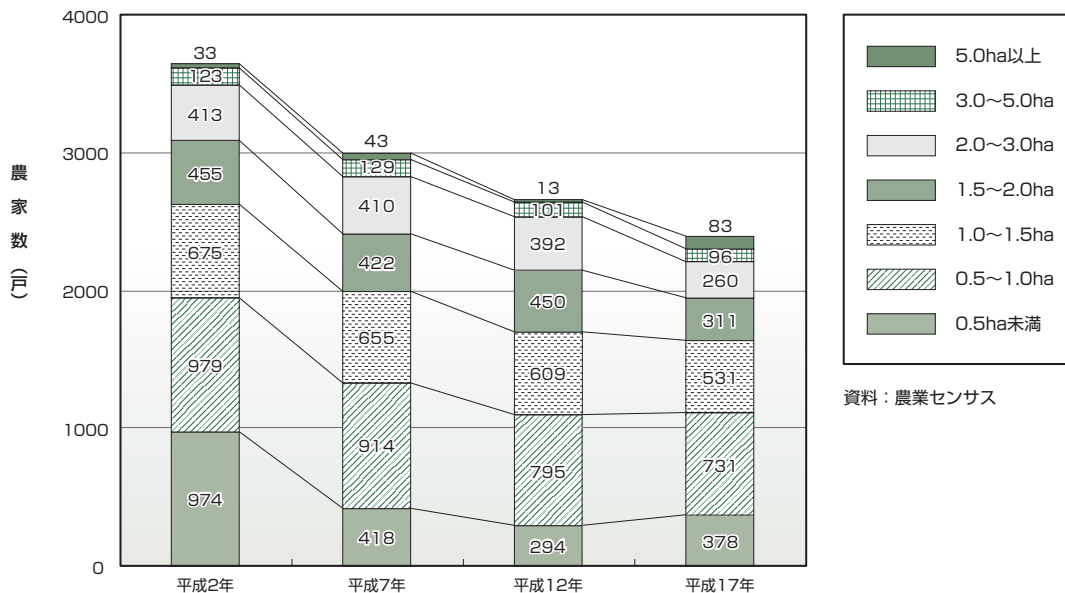
平成20年(2008年)現在、本市の農用地面積は4,770ha(田3,590ha、畑1,180ha(宮城県資料))であり、大部分は阿武隈川の両岸に開けた平坦な農用地となっています。早い時期から水田の整備に取り組んできた結果、ほ場整備率は84%で県平均を大きく上回っています。また、ほ場整備とともに、阿武隈川流域の平坦地の田園・集落を洪水の被害から守るため、国営かんがい排水事業をはじめ、用排水施設の整備を行ってきました。今後は、小田、江尻地区のほ場整備やかんがい排水施設などの生産基盤整備を推進するとともに、生産基盤の保全も重要となってきています。

本市の農家1戸当たりの経営耕地面積は1.5ha(平成17年農業センサス)と小規模ですが、認定農業者の1戸当たり平均は7.4ha(内自己所有約2.9ha、借り受け約4.5ha)となっています。

また、年々農業就業者の高齢化と後継者不足が進み、耕作放棄地¹や遊休農地が増加することに伴い、周辺農地への悪影響を与えることより、それらの解消や再利用に向けた取り組みが求められています。



● 経営耕地面積の規模別農家数の推移



■ 基本目標

- 生産基盤の整備と維持管理により優良農用地の保全、活用を図ります。
- 高いほ場整備率の農用地を活かし、生産性の高い農業経営の確立を図ります。

■ 施策の体系

2-1-(3) 農業生産基盤の充実

① 生産基盤の整備と維持管理

② 高生産性農業展開への条件整備

■ 計画の内容

① 生産基盤の整備と維持管理

- 各関係機関との連携により、基盤整備完了地区のほ場、農道、用排水路などの維持管理の充実を図ります。
- 本市の地域特性に応じた生産基盤整備と維持管理により優良農用地の保全を図ります。
- ため池が持つ災害防止や自然環境保全機能を保つための維持・整備を図ります。

- 農業振興地域整備計画²に基づく優良農用地を確保し、遊休農地の解消に向けた再生・利用を推進します。

② 高生産性農業展開への条件整備

- 高いほ場整備率（84%）の農用地を活かし、担い手農家への流動化を進め、生産性の高い農業経営の確立を図ります。

■ まちづくりの指標

施策番号	指標名	算出の考え方	現状	目標水準	
				前期（H27）	後期（H32）
①	● 遊休農地面積	● 農業振興地域における遊休農地の面積	155ha	150ha	145ha
②	● ほ場整備率	● 市全体でほ場整備した割合	84%	84%	86%
②	● 担い手農家への農地の集積割合	● 担い手農家へ農地を集積した割合	55%	63%	70%

■ まちづくりにおける市民の取り組み

- 農村環境の維持・保全に地域住民の協力で進めます。

¹耕作放棄地：所有している耕地のうち、過去1年以上作付けせず、数年の間再び作付けする考えのない土地（農林業センサスの統計用語）
²農業振興地域整備計画：市町村が定める総合的な農業振興の計画であり、優良農地を「農用地区域」として定めるとともに、農業生産基盤や農業近代化施設の整備などの各種農業振興施策を計画したもの

(4) 森林資源の有効活用

■ 現状と課題

本市の森林面積は、平成20年（2008年）現在5,645haとなっています。市の面積に占める森林比率は38%で、国有林が82ha、民有林が5,563haでほとんどが民有林です。また、民有林のうち人工林は2,600ha（46%）で、ほとんどが針葉樹であり、天然林は2,791ha（50%）となっており、そのほとんどが広葉樹になっています。

しかし、このような恵まれた森林資源はあるものの、木材価格の長期的な低迷に加え、生産コストの高騰などにより、林業生産性の悪化、林業労働力の減少、杉などの人工林の放置による林層の荒廃など、林業を取り巻く厳しい情勢を反映して、造林や間伐¹面積は年々減少傾向にあります。

こうしたことより、高品質林材の生産と付加価値の高い木材が供給できるようにするとともに、森林の持つ国土保全、水源涵養、地球温暖化²防止など森林の多面的な

機能が発揮できる環境整備を国と地方が一体となって確立することが急がれています。



■ 基本目標

- 角田市森林整備計画に基づき、造林、間伐などの事業を推進します。
- 地球温暖化防止に向けた森林資源の多目的な活用を進めます。
- 植樹活動による都市との交流など森林資源を活かした交流空間として活用します。

■ 施策の体系

2-1-(4) 森林資源の有効活用

① 林業基盤の整備

② 森林資源の多目的活用

③ 交流空間としての活用

■ 計画の内容

① 林業基盤の整備

- 角田市森林整備計画に基づき、造林、間伐などの事業を推進します。
- 林業従事者の担い手確保と高性能林業機械に対応できる人材の育成を支援します。

② 森林資源の多目的活用

- 地球温暖化防止に向けた森林資源の保全と活用を進めます。
- 二酸化炭素などの温室効果ガス³ 排出削減活動（カーボンオフセット）を進めます。

- 地元木材の利用の拡大に努めます。
- しいたけなどの特用林産物⁴の安定生産に向けた取り組みを支援します。

③ 交流空間としての活用

- 森林浴など森林が持つ保健・レクリエーション機能を活かすため、体験型観光などと組み合わせた活用の検討を進めます。
- 植樹活動による都市との交流を進めます。

■ まちづくりの指標

施策番号	指標名	算出の考え方	現状	目標水準	
				前期（H27）	後期（H32）
①	● 間伐面積	● 年間の間伐した面積	20ha/年	25ha/年	30ha/年

■ まちづくりにおける市民の取り組み

- 余暇、憩いの場として森林の活用に努めます。

¹間伐：森林の成長に伴い、樹林間の採光をよくして樹木の生育を助けるために適当な間隔で木を間引いて伐採すること

²地球温暖化：地球表面の気体や海洋の平均気温が長期的に見て上昇することで、この100年程の温暖化については、人の排出する二酸化炭素等の温室効果ガスの影響と言われている

³温室効果ガス：大気中の二酸化炭素やメタンなどで、太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあり地球の温度を平均約15℃に保っている

⁴特用林産物：きのこ類、くり、くるみなどの樹実類、うるし、つばき油などの樹脂類、わらび、わさびなどの山菜類、おうれん、きはだなどの薬用植物及び桐、たけのこ、竹、木炭、薪など、森林原野の産物で一般用材を除くもの

第2節 商工業の活性化

(1) 商店街活性化の支援

■ 現状と課題

本市の小売業は平成19年(2007年)現在、商店数381店、従業者数2,112人、年間商品販売額334億円となっています。

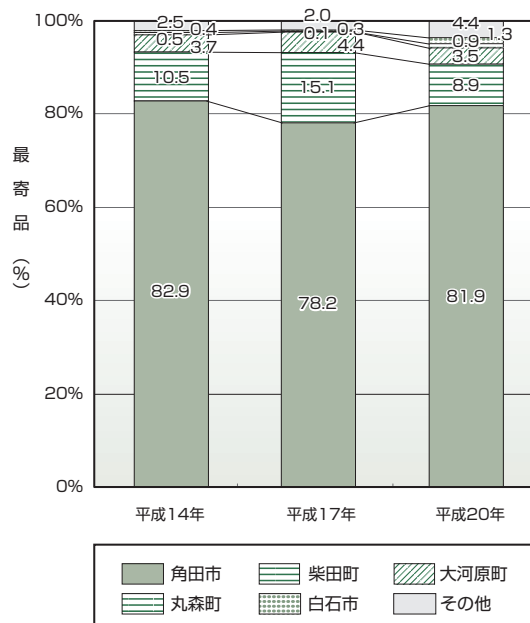
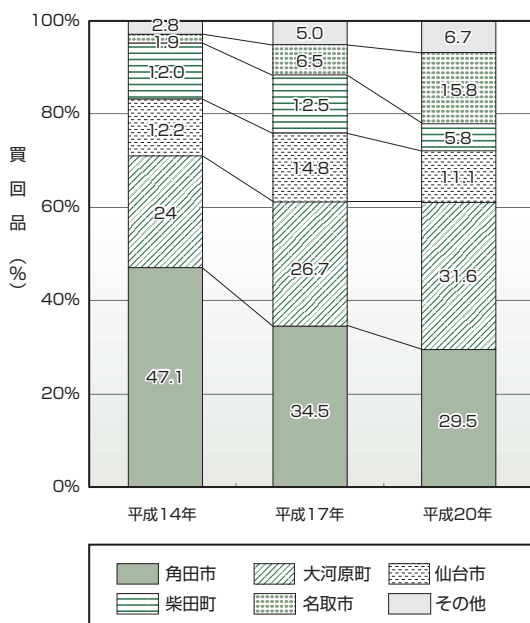
本市の買い物動向をみると買回品(衣料品や身の回り品など)の購入低下が大きく、他地域への依存が高まっています。特に、中心商業地においては空洞化が著しく、後継者不足も大きな課題となっています。

こうした中、商業の振興を図るためには、郊外型の大規模小売店とは違う、消費者のニーズにきめ細かに応じ

た商業展開が必要です。また、商工会などと連携し、商店への経営支援を強化するほか、意欲のある商店(街)への集中的な支援や、街なかの空き店舗の有効活用を図り、賑わいを誘導することが必要です。

今後は、少子高齢化や核家族化の進行と、消費者ニーズの多様化のなかで、商店経営者による迅速・的確な消費者ニーズの把握と、それに対応した業種・業態の展開を図ることが必要です。

● 買回品・最寄品の商圏の推移

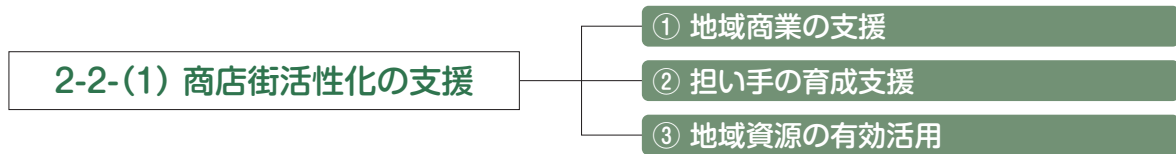


資料：宮城県の商圏(消費購売動向調査)

■ 基本目標

- 経営支援や情報交流の場などによる商店街の支援、活性化を進めます。
- 商業の担い手となる新規参入者の開業支援に努めます。
- 空き店舗などを活用した地元農畜産物などのアンテナショップ化など、地域資源の有効活用を図ります。

■ 施策の体系



■ 計画の内容

① 地域商業の支援

- 各種経営診断・指導や運転・設備投資資金の融資、保証料補給¹などにより、安定した商業経営を支援します。
- 各店舗共通のイベントなどによる中心商店街の活性化と連携強化を支援します。
- 商業経営者・商工会・行政などが情報交換を緊密に行い、情報の共有化を図ります。

② 担い手の育成支援

- 新規参入者の開業に向けた支援と受け入れ体制づくりを進めます。
- 経営・設備投資資金などの各種支援制度の周知を図ります。

③ 地域資源の有効活用

- 空き店舗や空き地などを活用し、地元農畜産物などを街なかなどで即売できるアンテナショップ²化を支援します。
- 商工会及び福祉分野との連携を図り、お年寄りなどの買い物弱者への取り組みを支援します。
- 角田市中央広場を活用した移動直売やフリーマーケットなどの企画を支援するなど、街なかの賑わい再生を図ります。
- 農商工及び福祉分野との連携による6次産業³化を進め、付加価値の高い産品づくりや販売促進を支援します。

■ まちづくりの指標

施策番号	指標名	算出の考え方	現状	目標水準	
				前期 (H27)	後期 (H32)
①	● 共通イベントなどの実施数 (累計)	● 商店街の共通イベントなどの実施数	2件/年	3件/年	5件/年
③	● 空き店舗の活用店舗数 (累計)	● 市内空き店舗の活用店舗数	0店	1店	2店

■ まちづくりにおける市民の取り組み

- 身近にある店で買い物するよう心掛けます。
- 消費者が求めるものを提供できる、魅力ある店づくりに努めます。

¹保証料補給：中小企業者の経営の安定のために必要な事業資金の融資を受けた場合に援助される融資制度

²アンテナショップ：自治体などが、大都市の繁華街などで地元の特産品などの販売や地域の情報を紹介して、消費者の反応を見るための店舗

³6次産業：農林業などの第一次産業が、食品加工（第二次産業）、流通販売（第三次産業）を合わせて展開し付加価値を高めた経営形態

(2) 企業立地の振興

■ 現状と課題

平成21年（2009年）の工業統計調査によると、事業所数は67事業所、従業者数は5,866人、製造品出荷額などは1,411億円となっています。厳しい経済環境の中で、いずれも減少しています。

本市は、昭和37年に低開発地域工業開発地区の指定を受け、積極的な工業用地の造成と企業誘致を進めた結果、電気機械、輸送用機器の工場が相次いで立地し、県南有数の工業都市に成長しました。しかし、国内産業の空洞化や企業誘致競争の激化の中で、現在の状況を維持していくためには、戦略的な企業誘致など、新たな取り組みが重要になっています。

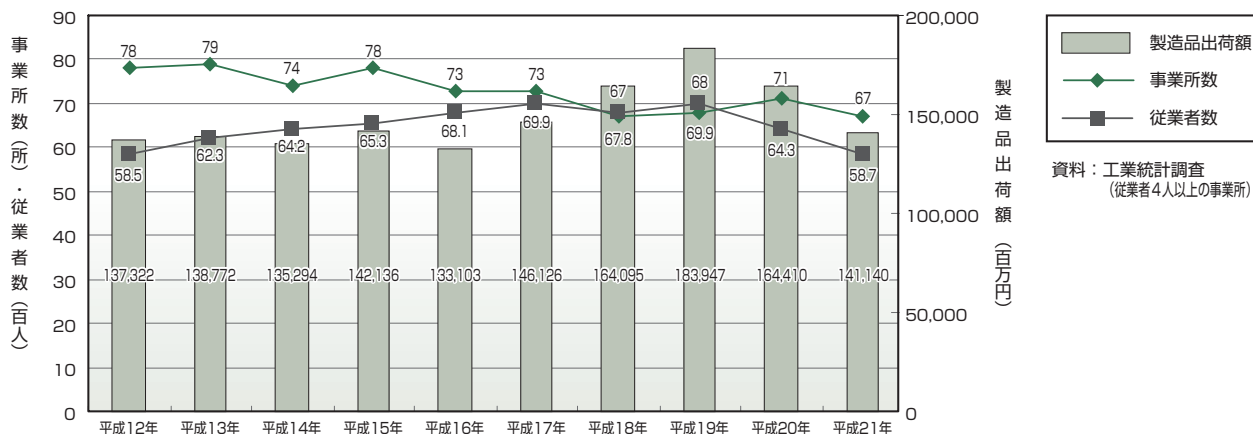
今後、広域幹線道路の整備の進展により、東北自動車道、常磐自動車道、国道4号などとのアクセス性が向上することより、物流や輸送面での立地条件が強化されるため、この条件を活かした企業誘致を進める必要があります。また、本市の基幹産業の一つである農業をはじめ既存の誘致企業間による連携により、地域産業への波及

効果の高い新たな産業の創造も考えられます。

さらに地域経済を支える中小企業の振興に力を入れ、雇用・異業種交流、産学連携など様々な課題に取り組む必要があります。



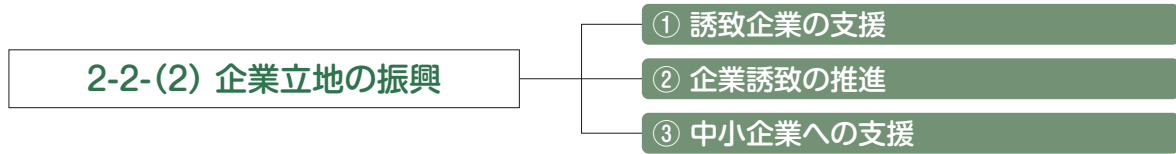
● 製造業の事業所・従業者数・製造業出荷額の推移



■ 基本目標

- 誘致企業などとの情報交換・交流を図りながら企業への経営支援を行います。
- オーダーメイド方式による工業用地造成など、最適な立地環境の提供に努め、企業誘致を推進します。
- 中小企業の経営基盤強化に向けた支援に努めます。

■ 施策の体系



■ 計画の内容

① 誘致企業の支援

- 広域幹線道路に接続する市道の整備促進を進め、物流機能の向上を高めます。
- 誘致企業などとの情報交換・交流を積極的に進めます。
- 工場の新設・増設などに配慮した税制上の支援及び企業立地奨励金による優遇措置を図ります。
- 環境保全に配慮した事業所周辺の緑化などの取り組みを支援します。
- 誘致企業生産関連商品の利活用への取り組みを促進します。

② 企業誘致の推進

- オーダーメイド方式¹による工業用地造成など、最適な立地環境の提供を図ります。
- 企業訪問や企業立地セミナーなどを通じて、企業誘致に向けた立地環境や企業立地優遇制度のPR活動を積極的に進めます。

③ 中小企業への支援

- 中小企業などの経営基盤の充実による体質強化を支援します。
- 企業間における交流活動の促進、商工会などと連携した取り組みを支援します。

■ まちづくりの指標

施策番号	指標名	算出の考え方	現状	目標水準	
				前期 (H27)	後期 (H32)
②	● 企業誘致数 (累計)	● 10年間で5社増やす (角田市工業振興推進計画の目標設定に準じる)	—	3社	5社

■ まちづくりにおける市民の取り組み

- 地域の一員としてまちづくりなど社会貢献に努めます。
- 育児や介護などの福利厚生制度を利用しやすい職場環境づくりに努めます。

¹オーダーメイド方式：オーダーメイドは注文生産の意味であり、立地企業の要望に応じて造成して、用地販売を行う用地提供方式

(3) 安定した雇用の確保

■ 現状と課題

長期にわたる景気低迷が続く中、雇用情勢は極めて厳しく、また、格差社会と言われる社会問題も深刻化しています。

このため、本市への企業誘致や起業環境の整備を促進するとともに、雇用維持のための企業支援に取り組む必要があります。さらに、中小企業が多い本市の事業所においては、勤労者に対する福利厚生面での水準が低いことから、勤労者福祉の一層の充実を図ることが求められています。加えて、定住支援や子育て支援への取り組みなど、勤労者が安心して暮らし、働くことのできる環境づくりを進めていくことが重要です。

産業構造の転換や長引く景気低迷により地方経済の衰退が深刻であり、若者の新規採用の抑制及び中高年の失業により雇用不安が高まっています。そのため、地域経済の再生・自立に向けた起業環境の整備など新たな産業の育成が求められています。

特に、今後は多様なコミュニティビジネス¹を育てて行く必要があり、その芽を育む交流事業の拡大と併せて、コミュニティビジネス育成のためのネットワークづくりが重要になっています。



■ 基本目標

- 勤労者の福利厚生の向上や、高齢者、障がい者などの雇用環境の向上に努めます。
- 地域ニーズに対応した新たな起業支援に努めます。

■ 施策の体系

2-2-(3) 安定した雇用の確保

① 雇用環境の向上

② 起業環境の整備

■ 計画の内容

①雇用環境の向上

- 労働環境の向上に向けた雇用情報、各種相談体制の充実を図ります。
- 高齢者や障がい者などの就労機会の拡充を図ります。
- 職業技能訓練の場の確保と指導体制の確立を進めます。
- 地元の企業や高校などと連携を図り、新卒者の雇用の確保に向けた取り組みを進めます。
- 地元企業従業員の市内居住割合の拡大に努めます。

②起業環境の整備

- 起業を推進するための、人材交流ネットワークづくりや各種支援制度の情報提供を進めます。
- 地域ニーズに対応した新たな起業支援を進めます。
- 自立した経営能力の高い起業家を育成支援します。

■ まちづくりの指標

施策番号	指標名	算出の考え方	現状	目標水準	
				前期 (H27)	後期 (H32)
①	● 近隣の高校新卒者(本市出身)の就職率	● 近隣の高校(本市出身)の就職希望者の就職率	86.8%	90%	94%

■ まちづくりにおける市民の取り組み

- 従業員の雇用安定を図るとともに、労働安全衛生や健康管理に努めます。

¹コミュニティビジネス：住民が生活者の視点や立場で、地域の課題を解決するビジネスに取り組むこと

第3章 みんなで支えあう健康で元気なまち

第1節 保健・医療の充実

(1)健康づくりの推進

■ 現状と課題

生活の様式が時代とともに大きく変化し、少子高齢化社会が進展する中、生涯を通じて市民一人ひとりが日常生活のなかで生活の質を高め、健康的な生活習慣を確立するなど、自ら健康づくりを行っていくことは大切なことです。

本市では、市民の健康づくりを実践的に推進するため平成16年度に、「角田にこにこ健康プラン」を策定し、市民の健康に対する意識づくりを進めてきました。特に平成18年度に、運動習慣の定着を図るため手作りのウォーキングマップを作成し、平成19年度から当該マップを活用したイベントを開催するなど、市民主体の健康づくり活動を進めてきています。

また、健康づくりは、子どもの時からの規則正しい生活習慣や食生活などがその後の生活に大きな影響を与えます。

今後も、市民が生涯を通じて健康であるための意識づくりと総合保健福祉センター（ウエルパークかくだ）を中心とした保健・医療・福祉の連携を図り、さらなる健康づくりの推進が求められています。



■ 基本目標

- 市民の健康づくりについて多面的に取り組み、市民の健康意識を高めます。
- 健康づくりに向けた市民による活動体制やスタッフの充実を図ります。
- 市民が健康づくり活動に気軽に取り組むことができる環境を整えます。

■ 施策の体系

3-1-(1) 健康づくりの推進

① 健康づくり活動基盤の整備

② 健康づくり活動への支援

③ 健康づくり環境の活用

■ 計画の内容

①健康づくり活動基盤の整備

- 角田市健康づくり推進サークル連絡会などの健康づくりグループと連携し、健康づくりに向けた取り組みを支援します。
- 市民の健康づくりの実践に向けて、地域の健康づくりリーダーを養成します。

②健康づくり活動への支援

- 健康相談、保健指導など健康づくりに関する相談指導の活動を充実します。
- 個人・団体を通じて、積極的な健康づくりの普及啓発を進めます。

- 食育¹の推進により、健康な体づくりと適切な生活習慣の向上を図ります。

③健康づくり環境の活用

- 市民が、身近な場所で気軽に健康づくり活動を行うために、既存のスポーツ施設や広場など関連施設の有効活用を図ります。
- 健康づくりウォーキングなどを実施するために、阿武隈川沿いや豊かな里山環境などの地域資源を活かした健康づくりの環境を整えます。

■ まちづくりの指標

施策番号	指標名	算出の考え方	現状	目標水準	
				前期 (H27)	後期 (H32)
①	●健康づくりリーダーの人数(累計)	●運動普及推進員、ウォーキング推進員、食生活改善推進員の人数	126人	150人	180人
②	●健康づくりリーダーの活動回数	●運動普及推進員、ウォーキング推進員、食生活改善推進員の年間活動回数	1,019回/年	1,070回/年	1,130回/年
③	●ウォーキングイベント参加人数	●市や自治センター、地区振興協議会などが主催するウォーキングイベントの年間参加人数	410人/年	900人/年	1,400人/年

■ まちづくりにおける市民の取り組み

- 運動や適切な食生活を心掛け、自らの健康を守るため主体的に健康づくりに取り組みます。
- 健康管理をしっかりと生活習慣病の予防に努めます。

¹食育：食料の生産方法や、食品の選び方、栄養バランスの取り方、食卓のマナーや食文化など、広く食について教育することで、国では平成17年に食育基本法が施行された

(2) 疾病予防対策の推進

■ 現状と課題

社会環境や生活様式の多様化によって、疾病構造にも大きな変化が見られ、近年の本市の死亡要因をみると、がん、心臓病、脳卒中などの生活習慣病が多くなってきています。

平成20年度からは、特定健康診査・特定保健指導が導入され、生活習慣病を予防するための相談・指導体制を強化しています。

また、近年、家庭や地域をめぐる社会環境が著しく変化する中で、様々なストレスや心の不安を抱える人々が増えています。出生後から幼児期における親からの虐待、また、青少年期の不登校やいじめの問題、さらには成人期のリストラや過労によるワーク・ライフ・バランス¹の変調や高齢期の閉じこもりなど、様々なライフステージ²において心の健康問題に悩む人が増えています。これらの心の病は放っておくと自殺を引き起こす「うつ状態」になるおそれがあり、周囲の家族など一体となって心の健康問題に取り組んでいく必要があります。

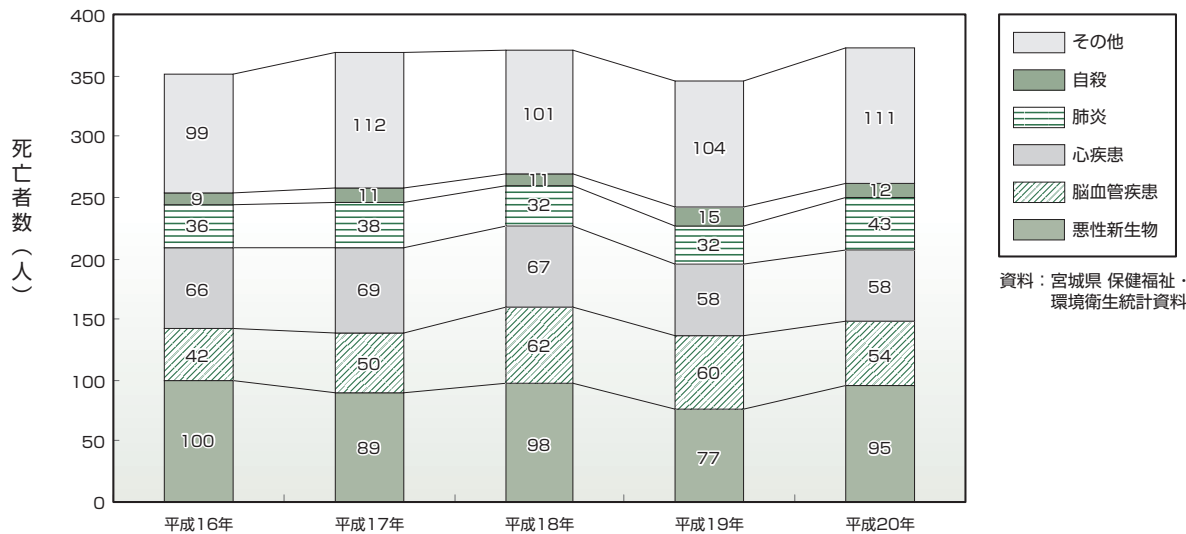
さらに、本県は3歳児のむし歯の有病者率が高く全国でも上位にあり、本市においてもむし歯の有病者率は高

い状況です。特に、妊娠期から乳幼児期までの対応が重要になっています。

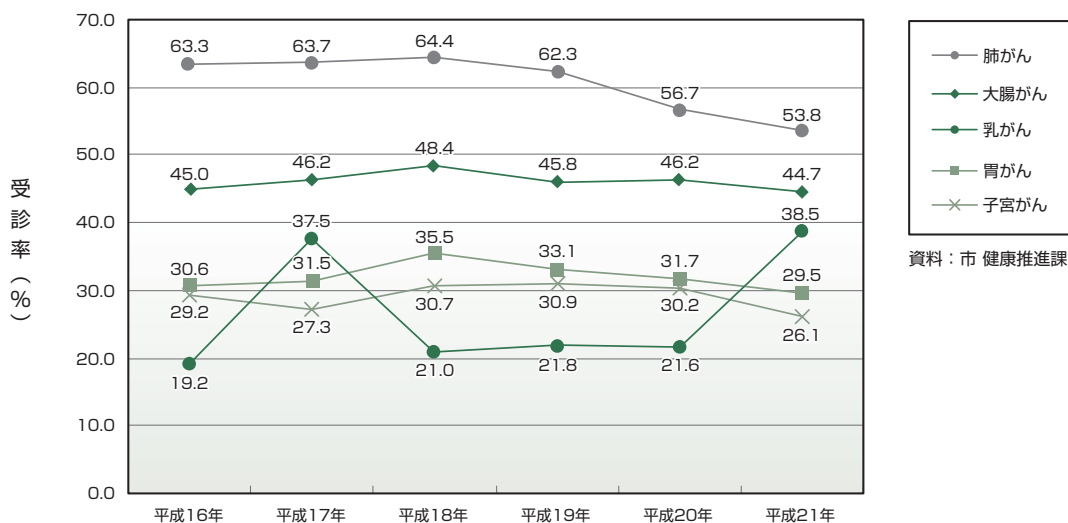
今後は、本市における疾病の予防と早期発見・早期治療のための各種検診を計画的に実施し、検診の充実と受診率の向上を図るとともに、健康教育・健康相談を積極的に推進していく必要があります。



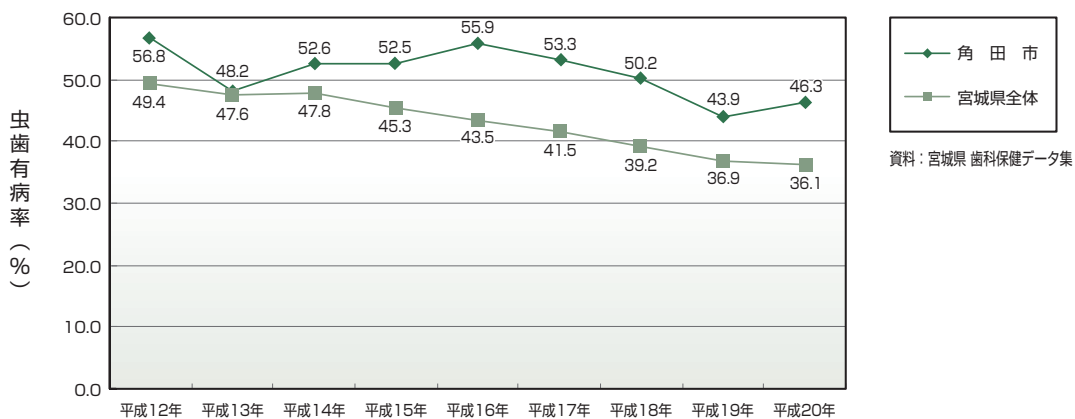
● 主要死因別死亡数の推移



● 各種健康診査受診者数の推移



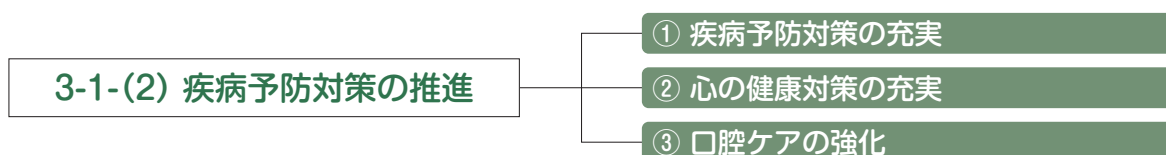
● 3歳児むし歯有病者率の推移



■ 基本目標

- 市民の健康を守るため各種検診などの充実を図ります。
- 心の病の予防や早期発見、早期治療のための対策の充実を図ります。
- 妊婦をはじめ乳幼児から高齢者まで、口腔ケアの取り組みを強化します。

■ 施策の体系



■ 計画の内容

① 疾病予防対策の充実

- 各種検診の充実と受診率の向上を図り、疾病を早期に発見し、早期治療につながるよう予防体制を強化します。
- 禁煙の奨励や受動喫煙の対策、また適正飲酒の啓発などにより、市民の健康づくりの意識を高めます。
- 食生活の改善や気軽に取り組める運動の普及により生活習慣病の予防に取り組みます。
- 新型コロナウイルスなどの感染症対策と、予防のための普及啓発活動を推進します。
- 予防接種の接種率向上にむけた啓発活動の充実を図ります。

② 心の健康対策の充実

- 心の相談事業を実施するなど、心の健康づくりを推進します。

- うつ病、統合失調症³、アルコール依存症など心の病の早期発見、早期治療のための相談体制や普及啓発活動を強化します。
- 自殺防止のためのメンタルヘルスケア⁴を展開するとともに、(仮称)自殺予防対策推進計画を策定し推進します。

③ 口腔ケアの強化

- 妊婦や幼児などへのむし歯予防対策を進め、歯科保健の充実を図ります。
- 成人歯周病検診などの実施により、8020運動⁵を推進します。

■ まちづくりの指標

施策番号	指標名	算出の考え方	現状	目標水準	
				前期 (H27)	後期 (H32)
①	●がん検診受診率(肺、大腸、胃、乳、子宮)	●健康増進法に基づき実施している各検診の受診率	肺がん53.8% 大腸がん44.7% 胃がん29.5% 乳がん38.5% 子宮がん26.1%	肺がん60% 大腸がん50% 胃がん40% 乳がん40% 子宮がん40%	肺がん70% 大腸がん60% 胃がん55% 乳がん55% 子宮がん55%
②	●心の健康問題の相談件数	●精神保健福祉医師及び保健師による年間相談件数	710件/年	850件/年	1,000件/年
③	●3歳児のむし歯有病者率	●3歳6か月児検診におけるむし歯有病者率	43.3%	38%	30%

■ まちづくりにおける市民の取り組み

- 各種健康診査を定期的に受診します。

¹ワーク・ライフ・バランス：仕事と生活の調和の意味で、働きながら家庭生活も充実させることができるよう職場や社会環境を整えること

²ライフステージ：人間の一生を幼年期、児童期、青年期、壮年期、老年期などいくつかの節目で区分された段階

³統合失調症：考えや気持ちがまとまらなくなる状態が続く精神疾患で、その原因は脳の機能にあると考えられている。約100人に1人がかかると言われており、治療によって回復が可能

⁴メンタルヘルスケア：心の健康のことで、常によりよい心の状態を保ち、豊かでいきいきとした生活を送るという考え方

⁵8020(ハチマルニイマル)運動：『80歳になっても自分の歯を20本以上保とう』という運動で、生涯にわたり自分の歯でものを噛むことを意味する

かくだウォーキングマップ



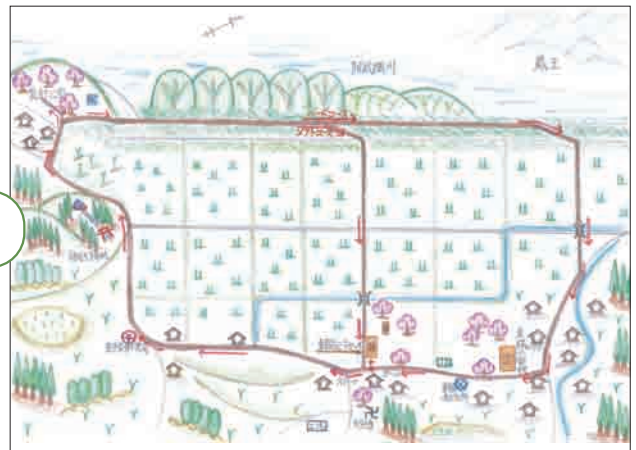
みてけらいん垣間見る遺跡と社寺の枝野コース



霊場お斗蔵山の修験者用？夏場体力増強！小田コース



大地と大河・空と風…！桜のウォーキングロード



全体が一望できる東根のウォーターフロントコース



数百年の時の流れと清涼感溢れる横倉コース

資料：市 健康推進課

(3) 地域医療体制の充実

■ 現状と課題

近年、市内における医療機関は、病床数や診療科目の減少のほか、医療機関そのものの減少もみられ、特に小児科や耳鼻咽喉科の整備が喫緊の課題となっています。

しかし、全国的に小児科医や耳鼻咽喉科医不足が叫ばれている中、宮城県内においても同様の状態にあり、平成20年4月策定の「宮城県地域医療計画」によると、小児科医は医師全体の5.4%、250人、耳鼻咽喉科医は、3.2%、148人となっており、その多くが仙台医療圏に集中している状態にあります。

救急医療については、休日の市民の急病に対する一次医療¹の確保を図るため角田市、丸森町の医療機関による在宅当番医制や、在宅歯科当番医制の実施並びに夜間における急を要する傷病者の一次医療確保のため、夜間急患医療確保対策事業を実施し、休日夜間における安全・安心の確保を図ってきました。

また、休日・夜間の急病に対する二次医療²の確保を図るため仙南2市7町による病院群輪番制を実施し、救急医療の充実を図ってきました。

仙南地域における医療機能の中核的な役割を担うみやぎ県南中核病院が、平成14年度に開院したことにより、

高度先進医療や高次救急医療の環境が整備され患者も年々増加しています。

今後、仙南地域における二次医療機関の負担軽減を図るための平日夜間の初期救急外来の開設や、みやぎ県南中核病院での放射線治療装置の導入及び三次救急医療³を担うための地域救命救急センターの設置が予定されており、更なる医療体制の充実が期待されています。



■ 基本目標

- 市民に不安のない市内医療機関の診療体制の充実を促進します。
- 一次医療や二次医療における救急医療体制の整備に向けた支援に努めます。

■ 施策の体系

3-1-(3) 地域医療体制の充実

① 市内医療体制の充実

② 救急医療体制の整備

■ 計画の内容

① 市内医療体制の充実

- 角田市医師会や角田歯科医師会などとの連携を強化し、地域医療体制の充実を図ります。
- 小児科、耳鼻咽喉科、皮膚科などの専門医師の招へいに取り組みます。
- 医療機関の情報提供や案内サービス窓口の相談体制の充実を図ります。

② 救急医療体制の整備

- 休日・夜間における救急医療体制の充実を目指します。
- みやぎ県南中核病院を中心とした高次救急医療・救命救急医療体制の充実を支援します。

■ まちづくりの指標

施策番号	指標名	算出の考え方	現状	目標水準	
				前期 (H27)	後期 (H32)
①	● 小児科、耳鼻咽喉科及び皮膚科の専門医師数（累計）	● 小児科、耳鼻咽喉科及び皮膚科の専門医師の数	0人	小児：1人 耳鼻：1人	小児：1人 耳鼻：1人 皮膚：1人
②	● 地域医療体制の満足度	● 市民意識調査による把握	40.6%	55%	60%

■ まちづくりにおける市民の取り組み

- 医療機関を適切に利用し、自らの健康維持に努めます。

¹一次医療：一般的な軽度の疾病や外傷などに対処し、健康管理や予防を含め住民の日常生活に身近な市町村単位の医療、保健、福祉サービス

²二次医療：入院治療を必要とする医療を提供するもの

³三次救急医療：最先端で高度な医療技術を提供する特殊な医療で、都道府県が単位となる

第2節 子育てしやすい環境づくり

(1) 子育て支援の推進

■ 現状と課題

核家族化の進展や女性の社会進出、さらに子育てに要する経済的負担の不安などにより、近年の我が国の合計特殊出生率は平成21年時点では1.37と未だ低水準で推移しています。

少子化の進行は、子ども同士の交流機会の減少につながることも、子どもの自主性や社会性が育ちにくくなる懸念されています。また、将来的には労働力の減少とともに、社会保障費などの負担割合が増加することにより、社会全体の活力の低下につながっていきます。

本市の出生数は、近年減少傾向にあり、今後も低水準で推移することが予想されています。人口減少や晩婚化が進み、子どもを産み育てる年齢層が減少傾向にあることから、地域社会の活力を維持していく上でも、子育て支援のための環境づくりが重要な課題となっています。

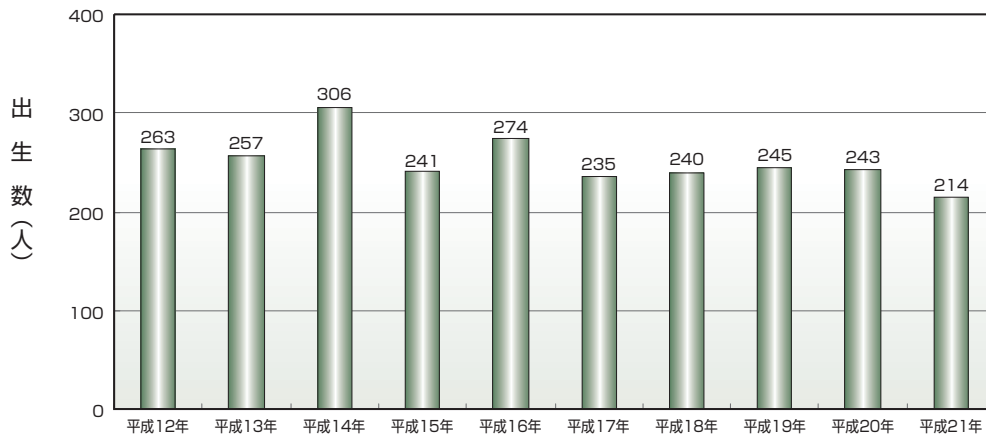
そのため、適齢期の男女が安心して結婚できる環境づくりや、子育て世代の家庭における経済的・精神的負担を軽減させる取り組みなどが期待されています。

また、本市においても近年子どもが犯罪や事故に巻き込まれる事件が発生したり、児童虐待などの相談件数が増加傾向にあります。

安心して子どもを産み育てやすいまちづくりに向けて、その仕組みづくりや環境を整えていくことが本市の喫緊の課題となっており、様々な子育て支援策を積極的に推進していくことが重要です。



● 出生数の推移

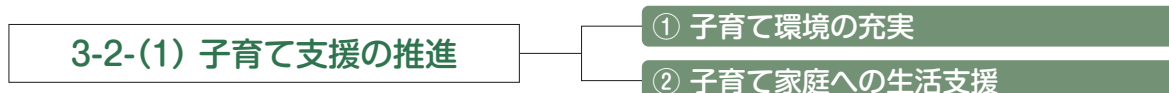


資料：市 住民基本台帳

■ 基本目標

- 子どもを産み育てやすい環境の充実を図ります。
- 子育て家庭の経済的負担の軽減に努めます。

■ 施策の体系



■ 計画の内容

① 子育て環境の充実

- 不妊治療費の助成制度を充実するとともに、妊婦健診の助成を継続するなど、安心して妊娠・出産することのできる環境づくりを進めます。
- 妊婦サロンや産婦新生児訪問指導の充実を図り、妊婦・産婦への情報提供・情報交換により出産・育児の悩みを解消するように努めます。
- 子育ての情報提供や助言、指導及び交流の拠点として、地域子育て支援センター¹の充実を図ります。
- ファミリーサポートセンター²事業の周知や啓発に努め、利用者の拡大を図ります。

- 虐待をはじめとする要保護児童の早期発見・早期対応の徹底と、関係機関との連携を強化します。

② 子育て家庭への生活支援

- 子育て家庭の経済的な負担を軽減するため、子ども手当などの各種手当策を講じるとともに、乳幼児医療費助成など各種助成制度の充実を図ります。
- 地域住民による子育て支援サークルを、各地区に普及するための支援を行います。

■ まちづくりの指標

施策番号	指標名	算出の考え方	現状	目標水準	
				前期 (H27)	後期 (H32)
①	● ファミリーサポートセンター会員数 (累計)	● 利用会員、協力会員、両方 (利用・協力) 会員の人数	34人	100人	150人
②	● 子育て支援サークル数 (累計)	● 乳幼児を持つ親がお互いに支え合うためのサークル数	3クラブ	6クラブ	9クラブ

■ まちづくりにおける市民の取り組み

- 乳幼児健診の受診に努めます。
- 育児に不安がある時は気軽に相談します。

¹地域子育て支援センター：子育て情報の提供や相談を行うなど子育て支援の中核的な機能を担っている

²ファミリーサポートセンター：地域で育児や介護の援助を受けたい人と行いたい人の組織で、一時預かりなどの子育て援助を行う相互調整を行う機能を担っている

(2) 乳幼児の保育・教育体制の充実

■ 現状と課題

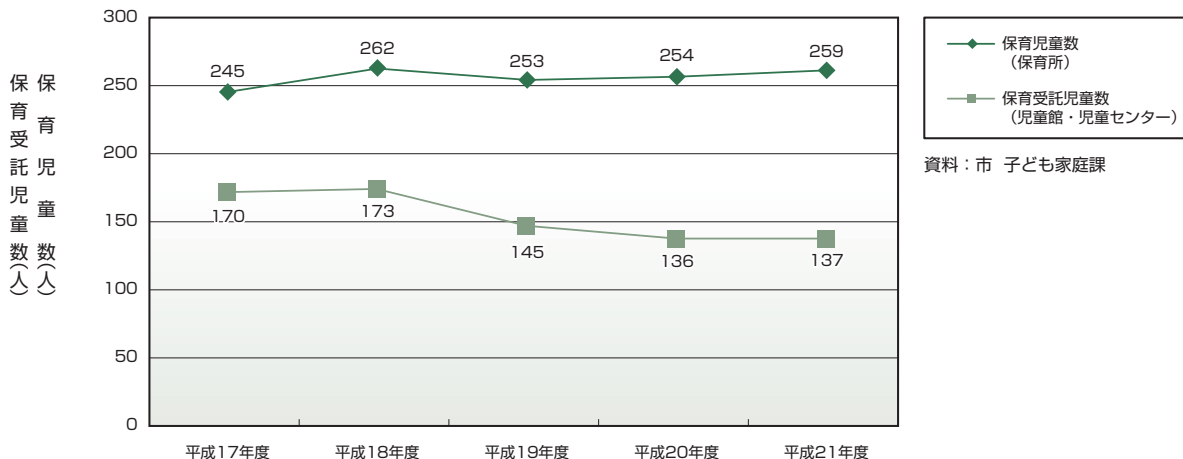
本市では、公立保育所2か所で保育を実施するとともに、角田児童センターを除く6か所の児童センター・児童館で保育事業を行っています。このほか、関連施設として公立2か所、私立3か所の幼稚園があります。

しかし、核家族化の進展や女性の社会進出などによって、増大する保育需要に応えられない状況も発生しています。また就労環境の変化に伴い、乳児や低年齢児保育、延長保育、一時保育、病後児保育などの要望も高

まってきており、これらの多様な保育ニーズに対応する保育機能の充実が求められています。

また、今後の少子化への対応も含めた子育て環境の向上と、児童福祉施設¹の整備検討も必要となります。さらに、共働き世帯への対応などから児童館や児童センター、学校の空き教室の活用を含めた子どもの居場所づくりが重要な課題となっています。

● 保育児童数・保育受託児童数



■ 基本目標

- 多様化する保育需要に対応して、保育サービスの充実を図ります。
- 既存の児童福祉施設について、建替えなど施設や設備の更新を進めます。
- 市民ニーズを踏まえた乳幼児の保育と教育に努めます。

■ 施策の体系

3-2-(2) 乳幼児の保育・教育体制の充実

① 保育サービスの充実

② 児童福祉施設の整備

③ 乳幼児の保育・教育体制の検討・推進

■ 計画の内容

① 保育サービスの充実

- 延長保育や低年齢児保育、一時保育などの多面的な保育サービスの充実を図ります。
- 障がい児保育などの多様な保育を充実します。
- 保育所などへの入所希望に通年対応できる保育サービスの充実を図ります。
- 認可外保育施設²に対する支援を行います。

② 児童福祉施設の整備

- 現在、国で検討が進められている保育所などのあり方を踏まえ、角田保育所の整備についても検討を進めます。

- 老朽化している児童厚生施設³の整備を進めます。

③ 乳幼児の保育・教育体制の検討・推進

- 幼児保育と幼児教育の在り方について国では、(仮称)「こども園」の創設に向け検討を進めており、これを踏まえ新たな体制整備の検討を進めます。
- 乳幼児に携わる保育所・児童館などと幼稚園の職員同士の情報交流を進めるとともに、幼児期から児童期における保育や教育の在り方を調査研究します。

■ まちづくりの指標

施策番号	指標名	算出の考え方	現状	目標水準	
				前期 (H27)	後期 (H32)
①	● 保育所入所児童数	● 角田保育所、中島保育所における保育実施児童数	287人	300人	300人
③	● 保育士と幼稚園教諭の交流研修会の回数	● 市内の公立・私立における保育所保育士・幼稚園教諭の研修会の年間開催回数	1回/年	2回/年	3回/年

■ まちづくりにおける市民の取り組み

- 乳幼児保育を行政と民間が連携を図りながら進めます。

¹児童福祉施設：児童福祉法に基づく児童福祉に関する事業を行う各種の施設で、保育所や知的障害児施設、助産施設などのこと

²認可外保育施設：児童福祉法で認可されておらず届出により運営している保育施設で事業所内保育施設も含まれる

³児童厚生施設：児童福祉法に基づく児童福祉施設の一つで、児童館や児童センターのこと

(3)学童保育・子どもの遊び場の充実

■ 現状と課題

子どもたちの放課後や休日などにおける居場所、遊び場を確保することは、働きながら子育てできる環境づくりを進める上で重要な視点です。これまで本市では、児童館・児童センターの機能充実の一環として放課後児童クラブを設置し、学童保育を進めてきました。

特に、学童保育を充実させるには、学校や地域住民の果たす役割が重要であり、とりわけ児童館・児童センター¹のサブセンター的な役割が求められるなど、地域に根ざした運営を推進していくことが必要となっています。

また、公園などで安全に遊べる場所の再整備や遊具の安全点検などを行い、安心して子どもが遊べる居場所づくりが求められています。



■ 基本目標

- 放課後児童クラブを市内全域で展開し、学童保育の充実を図ります。
- 児童館・児童センターの自由来館機会の拡充など、子どもの居場所づくりを進めます。

■ 施策の体系

3-2-(3) 学童保育・子どもの遊び場の充実

① 学童保育の充実

② 児童の育成環境の充実

■ 計画の内容

① 学童保育の充実

- 放課後児童クラブを市内全域で展開するなど、学童保育の充実を図ります。

由来館の機会を充実し、子どもの居場所づくりをさらに進めます。

- 市内の既存施設を活かした身近な遊び場の整備を進めます。

② 児童の育成環境の充実

- 児童館などの開放日や開放時間を拡充するなど自

■ まちづくりの指標

施策番号	指標名	算出の考え方	現状	目標水準	
				前期 (H27)	後期 (H32)
①	● 放課後児童クラブの実施地区	● 小学校区単位での実施地区数	5 地区	8 地区	8 地区
②	● 児童館などの自由来館者数	● 児童館・児童センターの年間自由来館者数	19,341人/年	20,000人/年	20,000人/年

■ まちづくりにおける市民の取り組み

- 市内の身近な遊び場を積極的に利用します。

¹子育て支援センター：子育て情報の提供や相談を行うなど子育て支援の中核的な機能を担っている

(4) 家庭・地域が支える子育て環境の充実

■ 現状と課題

今日の社会は、物質的な豊かさが満たされた一方、精神面においては、地域コミュニティにおける人間相互のつながりや思いやりが薄れてきており、地域の中で子ども達を温かく見守り育てていくという気質が希薄化してきています。

また、子ども達を取り巻く環境は、核家族化や女性の社会進出など、家庭や地域での質的な変化が進み、家庭や地域社会が果たす子育ての役割や機能が低下しているのが現状です。

このため、人間形成の基本をなす家庭教育への支援とともに、地域社会が協力・連携して地域の子育て環境を整え、地域の子育て力を高めていく必要があります。

今後、子どもたちに関わる様々な社会不安が深刻化し、地域での包容力の低下などに対応するために子ども

の居場所づくりが喫緊の課題であり、こうした面において学校と地域の連携の確立が急務となっています。



■ 基本目標

- 多様な子育てボランティアの育成や活動支援を行います。
- 家庭や地域が一体となって、子育てに取り組める機会づくりを進めます。
- 子育て世帯の交流を高めるための場の提供などに取り組みます。

■ 施策の体系

3-2-(4) 家庭・地域が支える子育て環境の充実

① 子育てボランティアの育成・支援

② 家庭・地域が共に支える子育て

■ 計画の内容

① 子育てボランティア¹の育成・支援

- 保育ママなどの子育てボランティア組織の活動を支援します。
- 子育てにかかる体験講座、研修会などを開催し、子育てボランティアの育成・組織化を進めます。
- 子どもたちが遊びながら自然体験や生活体験できる活動を支援します。

② 家庭・地域が共に支える子育て

- 子育てセミナーの開催や家庭教育相談事業などによる子育て支援の充実を図ります。
- 子育て世帯の情報交換を図るため、交流の場の確保と情報提供に努めます。
- 地域での世代間交流による行事やイベントなどを推進し、地域全体で子育てを支える環境づくりを支援します。

■ まちづくりの指標

施策番号	指標名	算出の考え方	現状	目標水準	
				前期 (H27)	後期 (H32)
①	● 子育てボランティア登録者数 (累計)	● 子育て支援センター ² におけるボランティア登録者数	7人	15人	20人
②	● 子育て支援セミナーの開催回数	● 子育て支援セミナーの年間の開催回数	12回/年	20回/年	24回/年

■ まちづくりにおける市民の取り組み

- 地域全体で子どもたちを見守り育てます。

¹ボランティア：自発的に社会貢献事業などに参加し、無償の奉仕活動をする人

²子育て支援センター：子育て情報の提供や相談を行うなど子育て支援の中核的な機能を担っている

第3節 安心な福祉社会の形成

(1) 地域福祉活動の支援

■ 現状と課題

個人の価値観の多様化や、地域社会における住民同士のつながりの希薄化など市民を取り巻く環境の変化により、福祉を必要とする人々への支援は、公的な福祉サービスだけでは十分ではなく、より複雑になっています。また、今後10年間に本市の高齢化が一段と進み、支援の必要な高齢者が益々増加するとともに、一人暮らし高齢者などの世帯が増えることが予想されます。そのため、公的福祉サービスによる健康や生活を支える取り組みだけでなく、日々のごみ出しなど日常生活におけるささいなことを近所の住民同士で支援するなど、地区の中で福祉の分野に限らず防犯、防災や移手段などの支えあいが重要となります。

こうした中で、本市では住民参加のもと地区ごとに策定された協働のまちづくりの『地区計画』において、地域で支え合う福祉施策が盛り込まれています。

今後、地域で孤立しがちな一人暮らしの老人や高齢者世帯への関わりなど、世代交流による生きがいづくりな

ども含めて具体的に行動していくことが期待されています。

また、地域ボランティア¹活動を行う個人・団体の育成やNPOなどとの連携、また、活動機会の橋渡しなど、地域福祉を支援する体制整備も重要になっています。



■ 基本目標

- 保健・医療・福祉が連携した地域福祉の体制構築を図ります。
- 『地区計画』の実践に向けた地域の福祉活動を支援します。
- 福祉ボランティアの活動機会を高めるための支援を進めます。

■ 施策の体系

3-3-(1) 地域福祉活動の支援

- ① 保健・医療・福祉の連携による包括的なケア体制の構築
- ② 参加と協働による地域福祉推進体制の整備
- ③ 意識啓発とボランティア活動の推進

■ 計画の内容

①保健・医療・福祉の連携による 包括的なケア体制の構築

- 福祉関連団体と行政が連携を図り、市民サポート体制の構築を図ります。
- 福祉関連団体間の連携・調整体制の確立を支援します。

②参加と協働による地域福祉推進体制の整備

- 『地区計画』における福祉分野の計画実現に向け、一人暮らしなどの高齢者世帯に対する見守りや声かけ活動などを支援します。

- 災害時要援護者²の安否確認など、地域における初動支援体制の整備を支援します。
- 市民・企業・NPOなどによる福祉活動への支援を進めます。

③意識啓発とボランティア活動の推進

- 福祉まつりなどによる交流・啓発活動を促進します。
- 福祉ボランティアの育成支援のために、研修会やセミナーなどを開催します。
- 市民への福祉情報を積極的に提供し、地域福祉の意識を醸成します。

■ まちづくりの指標

施策番号	指標名	算出の考え方	現状	目標水準	
				前期 (H27)	後期 (H32)
②	● 災害時要援護者支援研修会などの開催回数	● 市の年間主催回数	0回/年	1回/年	1回/年
③	● 福祉ボランティア育成研修会などの開催回数	● 福祉ボランティア育成のための研修会やセミナーの年間開催回数	1回/年	2回/年	4回/年

■ まちづくりにおける市民の取り組み

- ボランティア活動に積極的に参加します。
- 地域のつながりを活かして、お互いに助け合いながら、人と人との絆を強めます。

¹ボランティア：自発的に社会貢献事業などに参加し、無償の奉仕活動をする人

²災害時要援護者：災害時などの異常環境におかれた場合に特別な手助けを必要とする人で、障がい者や介護が必要な高齢者、妊産婦、幼児また日本語が不自由な外国人など

(2) 介護予防対策の推進

■ 現状と課題

本市の65歳以上の高齢化率は年々上昇傾向にあり、平成22年3月末時点で26.7%と県全体平均の22.2%を大きく上回っており、県内35市町村中で18位の高齢化率となっています。今後、さらにこの傾向が高くなるものと予測されています。また、昨今の特徴として、高齢者の一人暮らし世帯（845世帯、在宅高齢者数の9.9%）や高齢者夫婦のみの世帯が増加しており、今後も増加していくものと見込まれます。このような傾向は、介護を必要とする高齢者の増加と比例し、要介護者は平成22年3月末現在1,423人とその割合は、平成12年4月の介護保険制度創設時と比較すると2.2倍の伸びを示しております。

また、75歳以上の高齢者も15.4%を占めており、高齢になるほど認知症の発症率が高くなり、在宅での家族の

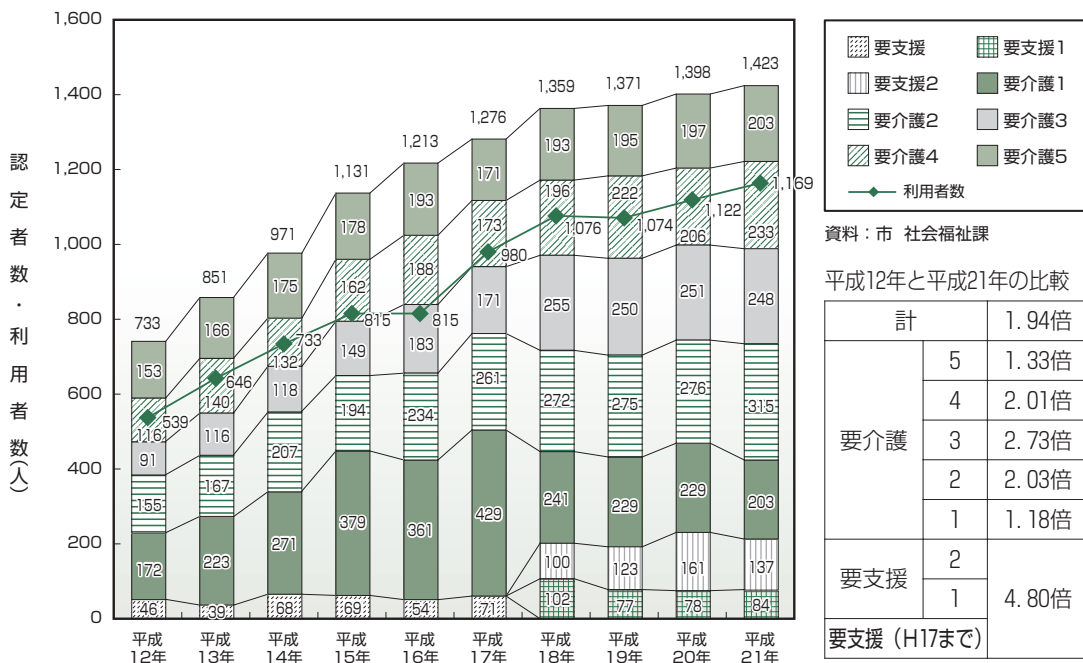
見守りも負担になってくることから、専門の入居施設の整備拡充が求められるところです。

こうした中で、高齢者一人ひとりが元気に過ごすことができるよう、介護予防型システム¹への転換が必要であり、「健康寿命²」の延伸につなげることが重要です。

また、高齢者がこれまで培ってきた知識や経験を活かせる活動の場づくりや、生きがいづくりをさらに進める必要があります。

さらに、介護や福祉の問題だけではなく、高齢者本人や家族などの様々な相談に対応できるよう、地域包括支援センターにおける総合相談窓口業務の充実を図るとともに、介護予防事業の普及実施に努める必要があります。

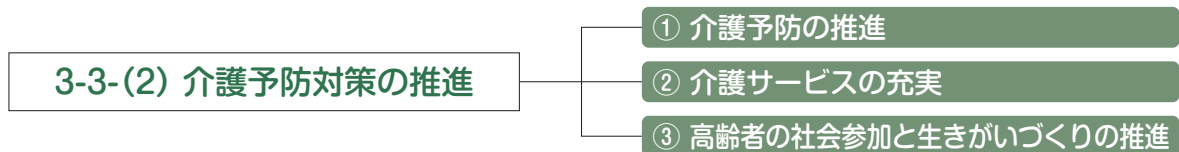
● 要介護度別認定者数及び介護保険利用者数の推移



■ 基本目標

- 地域包括支援センターを中心に、効果的な介護予防ケアマネジメント事業に取り組みます。
- 増加する高齢者の介護需要に対応して、きめ細かい介護保険サービスを提供します。
- 高齢者の生きがいづくりに努め、元気な高齢社会づくりを進めます。

■ 施策の体系



■ 計画の内容

① 介護予防の推進

- 地域包括支援センターを拠点とし、適正な人員配置による介護予防ケアマネジメント事業³を推進します。
- 一人暮らし高齢者などに対し、閉じこもり予防や外出支援対策を進めます。
- 寝たきり予防のため、転倒骨折などの予防対策事業を推進します。

② 介護サービスの充実

- 介護保険制度の普及周知に努め、介護保険事業の安定運営を図ります。
- 認知症高齢者などの増加に対応するため、介護サービス基盤の整備充実を進めます。

③ 高齢者の社会参加と生きがいづくりの推進

- 地域における高齢者の社会参加と生きがいづくりを推進します。
- シルバー人材センターへの支援により、高齢者の就労の場の確保を図ります。
- 街なかの空き店舗などの活用により、地域の高齢者同士が交流できる場（高齢者サロン）の確保を図ります。
- 第25回全国健康福祉祭（ねんりんピック）の開催に向けて着実な準備を進めるとともに、大会参加者などと交流連携の輪を広げます。

■ まちづくりの指標

施策番号	指標名	算出の考え方	現状	目標水準	
				前期（H27）	後期（H32）
①	● 介護認定者における軽度者の割合	● 介護保険における要支援・要介護認定者全体に対する要支援1及び2、要介護1の認定者の割合	29.8%	29.8%	29.8%
②	● 認知症高齢者を対象としたサービスの利用者数	● 認知症専用施設における1カ月あたりの利用者数	30人/月	80人/月	120人/月

■ まちづくりにおける市民の取り組み

- 介護が必要とならないよう、日頃から介護予防や健康づくりに取り組みます。

¹介護予防型システム：高齢者に対して介護が必要とならないように予防を行い、サービス利用者に対しては状態が悪化しないようにその支援に取り組むこと

²健康寿命：日常的に介護を必要とせず、自立した生活が送れる生存期間のこと

³介護予防ケアマネジメント事業：介護保険の要介護認定で、非該当の方や生活機能が低下し介護や支援が必要となるおそれのある方に対し、生活の質の向上を目指し、介護予防事業などのサービスが有効に活用されるよう利用計画の作成や評価を行うもの

(3) 高齢者福祉サービスの充実

■ 現状と課題

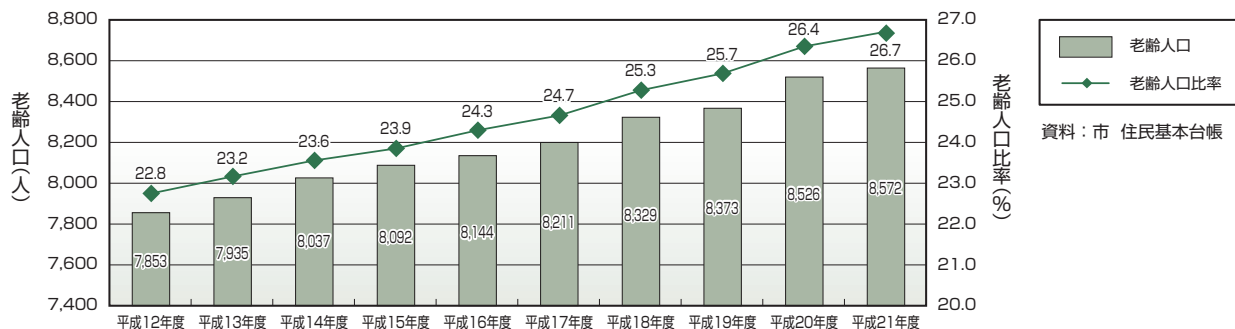
本市の高齢化率は上昇傾向にあり、平成22年3月末時点で26.7%となり、今後、団塊の世代が高齢化することにより、さらに高くなるものと予測されます。また、高齢者の一人暮らしや高齢者夫婦のみの世帯が増加する中、75歳以上の高齢者は15.4%を占め、認知症の発症による徘徊行動も増えることに伴い、見守り体制の整備も必要になってきています。

また、老人クラブへの支援などにより高齢者の社会参

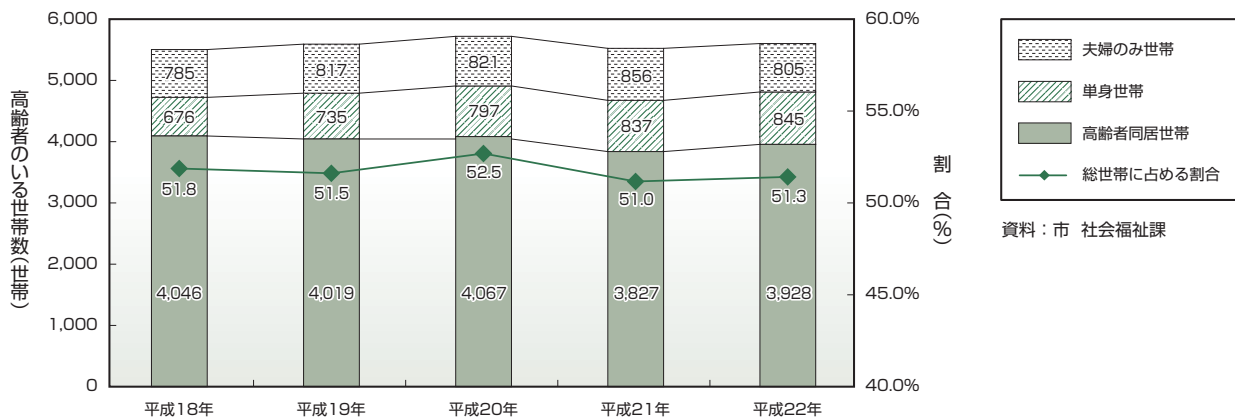
加を促進してきましたが、近年は老人クラブへの新規加入者が減少傾向で、さらに会員の高齢化などにより解散するクラブも見受けられます。

こうしたことより、今後の超高齢化社会に対応した、高齢者福祉制度の見直しが課題であるとともに、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりに向け、在宅福祉サービスの充実や居住環境の整備が必要とされています。

● 高齢人口比率の推移



● 高齢者のいる世帯の推移



■ 基本目標

- 高齢者が安心して生活を送れるよう在宅福祉サービスの充実に努めます。
- 『地区計画』に基づく高齢者の地域での見守り体制構築を支援します。
- 高齢者が暮らしやすい居住環境づくりを推進します。

■ 施策の体系

3-3-(3) 高齢者福祉サービスの充実

① 高齢者在宅福祉サービスの充実

② 高齢者支援体制の確立

③ 高齢者が暮らしやすい住宅・居住環境の整備

■ 計画の内容

① 高齢者在宅福祉サービスの充実

- 高齢者が自宅や地域で安心した生活を送れるよう、きめ細かな在宅福祉サービスを実施するなど高齢者や家族への支援の充実や負担軽減を図ります。

② 高齢者支援体制の確立

- 高齢者福祉活動団体のネットワークづくりを推進します。
- 『地区計画』に基づく認知症高齢者などへの地域での見守り体制を構築するため、認知症サポーターなどを養成します。

③ 高齢者が暮らしやすい住宅・居住環境の整備

- 家庭内で転倒骨折防止のための手すりの設置など、バリアフリー化¹に配慮した住宅改良を支援します。
- 要支援高齢者や一人暮らし高齢者に配慮した住宅環境の向上を図ります。

■ まちづくりの指標

施策番号	指標名	算出の考え方	現状	目標水準	
				前期 (H27)	後期 (H32)
①	● 高齢者福祉サービスの利用者数	● 介護予防・地域支えあい事業の年間利用者数	1,284人/年	1,360人/年	1,460人/年
②	● 高齢者福祉活動団体数 (累計)	● 老人クラブ、転倒骨折予防サークルなどの団体数	82団体	85団体	90団体
③	● バリアフリー化住宅改良支援件数	● 介護保険における住宅改修費、介護予防住宅改修費の年間支援件数	58件/年	100件/年	150件/年

■ まちづくりにおける市民の取り組み

- 地域全体で高齢者への声掛けや安否確認などに取り組み、高齢者を温かく見守ります。

¹バリアフリー化：高齢者や障がい者などの社会生活弱者が、日常生活で支障となる物理的な障害や精神的な障壁を取り除くための取り組みや取り除かれた状態

(4)障がい者福祉サービスの充実

■ 現状と課題

障がいのある人も無い人も互いに支え合い、地域で助け合って暮らしていける社会を目指す「ノーマライゼーション¹」の理念に基づき、障がい者の自立と社会参加の促進を図ることが求められています。

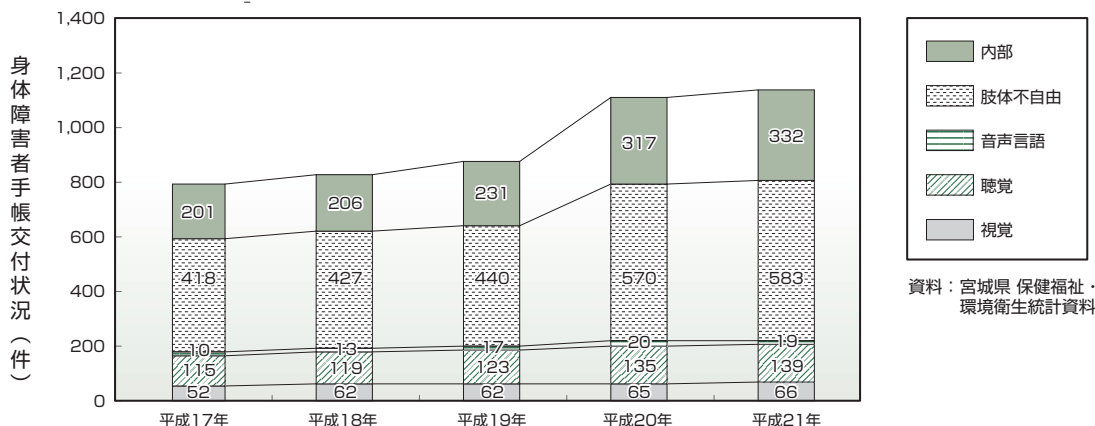
そうした中で、本市の障がい者数（手帳交付者数）は、年々増加する傾向にあり、今後は障がい者自身の高齢化や障がいの重度化・重複化が進むと考えられます。これらの対応として福祉サービスの充実や、福祉団体への助成などを行い、障がい者の社会参加機会の拡大に努めてきました。平成18年4月から「障害者自立支援法」が施

行され、障がいの種別に関わりなく一元的に共通のサービスを提供する仕組みに変わりました。

今後は、障がい者が安心して暮らせるために必要な情報提供、相談体制、さらに自立に向けた就労支援など、地域での生活支援体制の構築に取り組む必要があります。

また、日常生活の身体状態に応じた住宅改良や公共施設のバリアフリー化²などとともに、ユニバーサルデザイン³の推進により、誰もが暮らしやすい環境づくりに取り組む必要があります。

● 身体障害者手帳交付状況の推移



■ 基本目標

- 障がいを意識することなく、社会参加できる環境づくりを進めます。
- 国の支援制度に基づく福祉サービスの支援に努めます。
- 市民ボランティアの育成を図り、障がい者にやさしいまちづくりを進めます。

■ 施策の体系

3-3-(4) 障がい者福祉サービスの充実

① 社会参加機会の拡大

② 福祉サービスの充実

③ 障がい者福祉体制の充実

■ 計画の内容

① 社会参加機会の拡大

- 障がい者への必要な各種情報提供に努め、相談体制の充実を図ります。
- 職業訓練体制の整備と就労の場の確保などの社会参加機会を促進します。
- 公共施設のバリアフリー化や歩道の段差解消などを進め、誰もが自由に生活できる街なか整備を進めます。
- 障がいのある人もスポーツや文化活動などに取り組めるように、施設の改善を進めるとともに、自立を支援するグループ活動を支援します。
- 市内外の障がい者の交流機会を増やすなど、障がい者の社会参加活動を支援します。

② 福祉サービスの充実

- 障がい者ホームヘルプサービス事業⁴や、短期入所事業などの在宅福祉サービスの充実を図ります。

- 地域で安心して暮らすことができるよう、グループホームなどの生活の場の確保を図ります。
- 障がい者の人権を擁護するため、成年後見制度⁵の活用を推進します。

③ 障がい者福祉体制の充実

- 障がい者をサポートする市民ボランティア⁶の育成を図ります。
- 市外在住の障がい者も、安心して本市を訪れることができるように多目的トイレなどを整備するとともに、市民が障がい者に温かく接することができるようノーマライゼーションの啓発に取り組みます。

■ まちづくりの指標

施策番号	指標名	算出の考え方	現状	目標水準	
				前期 (H27)	後期 (H32)
①	● 地域生活支援事業利用者数	● 日常生活支援のための相談支援や移動支援、日常生活用具の給付などの年間利用者数	438人/年	500人/年	575人/年
②	● 障がい者自立支援給付事業利用者数	● ホームヘルプや短期入所、自立支援などの年間利用者数（地域生活支援事業利用者数を除く）	405人/年	460人/年	530人/年
③	● 障がい者サポートボランティア登録者数（累計）	● 障がい者をサポートする市民ボランティアの登録者数	90人	100人	110人

■ まちづくりにおける市民の取り組み

- 障がいのある人の不便さを理解し、必要とする支援が行えるように努めます。

¹ノーマライゼーション：障がい者や高齢者などの基本的人権を保障し、一般市民と変わらずに地域生活を送ることなどの理念のこと

²バリアフリー化：高齢者や障がい者などの社会生活弱者が、日常生活で支障となる物理的な障害や精神的な障壁を取り除くための取り組みや取り除かれた状態

³ユニバーサルデザイン：「すべての人のためのデザイン」という意味で、年齢や障がいの有無などにかかわらず、できるだけ多くの人が利用可能であるような施設、製品、情報などのデザイン

⁴障がい者ホームヘルプサービス事業：日常生活に支障のある高齢者や障がい者の方々に対して在宅で身体介護や生活援助を行うサービス

⁵成年後見制度：判断能力の不十分な成年者（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者）を保護するために家庭裁判所に申し立て、援助してくれる人を付けてもらう制度

⁶ボランティア：自発的に社会貢献事業などに参加し、無償の奉仕活動をする人

(5) 安心を支える制度の運用

■ 現状と課題

本市における生活保護受給者数については、平成15年度からほぼ横ばい状態で推移していましたが、平成21年度からは地域経済の低迷、リストラによる離職などにより増加してきており、平成22年3月末時点で81世帯、101人の受給状況になっています。

また、生活保護世帯の抱える問題は複雑多岐にわたっており、今後も、生活保護受給者の経済的自立に向け、保健、医療、福祉だけではなく雇用や教育などの分野とも連携し、相談体制の充実と支援制度の適切な運用に努めることが求められています。

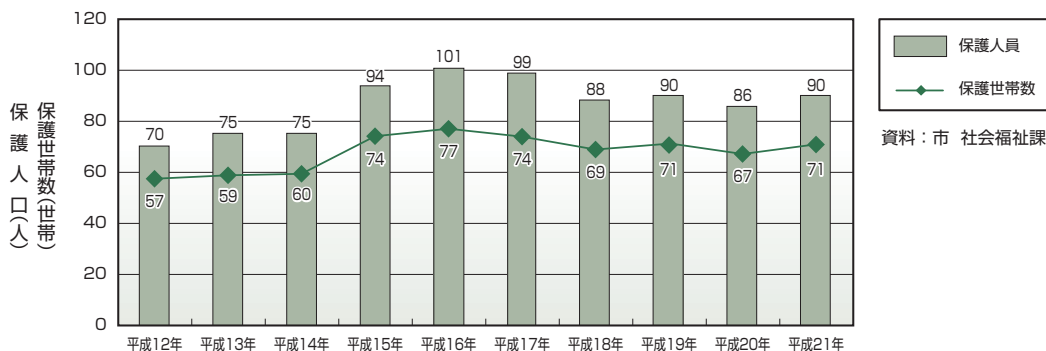
国民健康保険は、近年の疾病構造の変化、医療の高度

化などに伴い医療費が増加しています。そのため平成20年度から実施している特定健診などの充実を図ることにより、増加する医療費の軽減を図っていく必要があります。

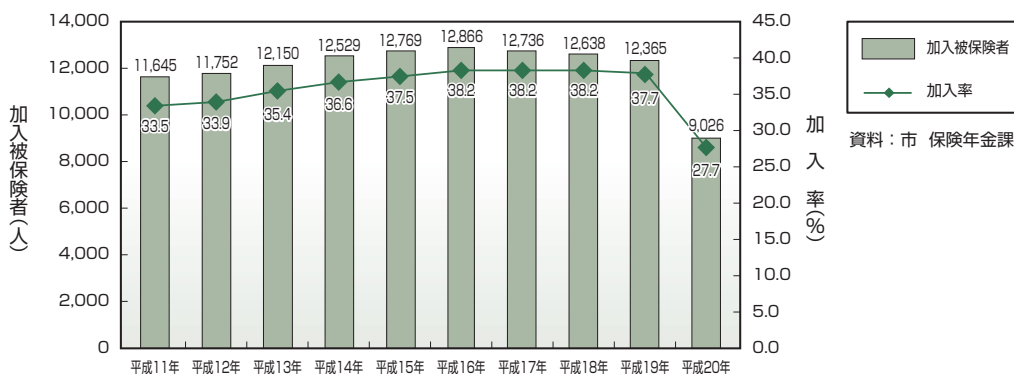
今後、市民が安心して利用できる医療保険制度を維持するため、高齢者医療制度改革の動向を見据えつつ、国民健康保険事業の健全な運用を図る必要があります。

また、国民年金制度は、高齢社会における所得保障としてますます重要となっています。しかし、少子高齢化の進展や社会経済状況の変化など、年金制度を維持していくことは大変厳しいものとなっており、市民の年金制度への理解を得て、安定した運用を図る必要があります。

● 生活保護世帯数・保護人員の推移



● 国民健康保険の状況



■ 基本目標

- 生活保護世帯の自立に向けた相談支援体制の充実を図ります。
- 国民健康保険事業の理解を深め、安定した運営を目指します。
- 国民年金制度について、若年世代から受給世代まで制度の周知徹底を図ります。

■ 施策の体系

3-3-(5) 安心を支える制度の運用

① 生活保護対策の充実

② 国民健康保険事業の安定運営

③ 国民年金制度の普及

■ 計画の内容

① 生活保護対策の充実

- 生活保護受給世帯の自立のために就労相談員を配置するなど、相談・指導体制の充実を図ります。
- 生活保護制度の情報提供・情報収集に努め、的確な制度運営を図ります。
- 生活保護世帯の自立に向けたプログラムを作成し、生活改善を支援します。

② 国民健康保険事業の安定運営

- 健康づくりの推進のために、国民健康保険データの効果的な活用を進めます。
- 特定健康診査の受診率と特定保健指導の実施率の向上に努めます。

- 保険税の収納率向上に努め、給付の安定を図ります。
- 高齢者医療制度の改革に向けた対応を図ります。

③ 国民年金制度の普及

- 新制度移行の動向を見据えつつ、制度の普及に努めるとともに、相談体制の充実を進めます。
- 国民年金制度の運用について広報活動の充実により信頼を高めます。
- 若年世代に向けた制度の趣旨説明などにより、加入、納付の促進を図ります。

■ まちづくりの指標

施策番号	指標名	算出の考え方	現 状	目 標 水 準	
				前期 (H27)	後期 (H32)
①	● 生活保護世帯の自立世帯数	● 就労や収入の増、生活の改善、他制度の活用による自立世帯数	7世帯/年	10世帯/年	10世帯/年
②	● 特定健康診査の受診率及び特定保健指導の実施率	● 特定健康診査等実施計画に基づく受診率・実施率	特定健康診査 44.8% 特定保健指導 25.8%	特定健康診査 65% 特定保健指導 45%	特定健康診査 65% 特定保健指導 45%

■ まちづくりにおける市民の取り組み

- 国民健康保険や国民年金制度などの趣旨を理解し、適正な納付を行います。

第4章 心豊かな個性を育むまち

第1節 生涯学習の推進

(1) 生涯学習の充実

■ 現状と課題

生涯学習とは、「いつでも」「どこでも」「誰でも」必要に応じて、自分に適した手段・方法を選んで自由に取り組む学習活動のことです。

現在、市では今まで経験したことのない少子高齢化社会に直面しています。このような状況の中で、市民一人ひとりが生きがいを持ち、心豊かで充実した人生を送るためには、生涯にわたりそれぞれのライフステージ¹に対応した学習に自ら進んで取り組むことが必要です。

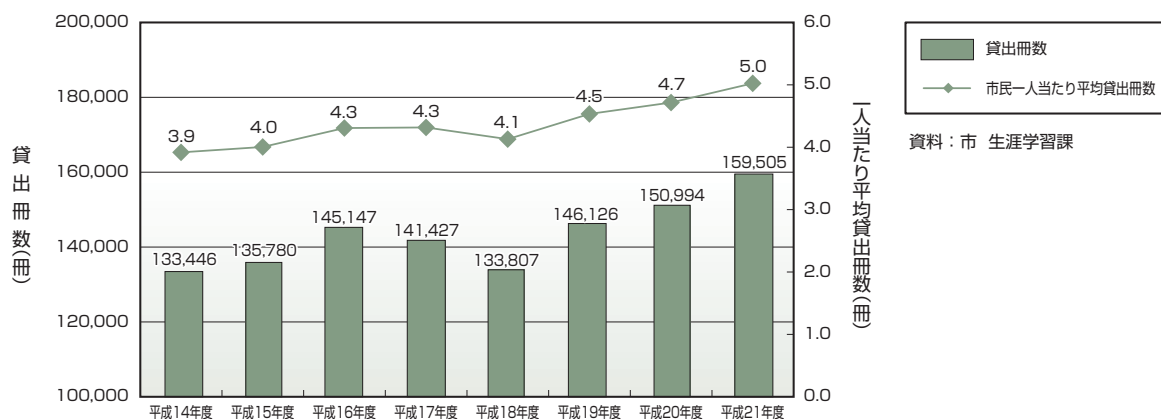
本市では、生涯学習に関する研修会や講座などを実施していますが、参加者の固定化や学習内容の偏りなどもあるため、若年層をはじめとした多くの市民が様々な学習活動に参加できるように学習内容などを見直す必要があります。

図書館や自治センターなどは、生涯学習の拠点として、学び、集える場として有効活用を促進するとともに、老朽化している施設を整備し、学習ニーズにあった環境づくりに努めていく必要があります。

地区振興協議会などの地域づくり団体が行う地域社会の活性化、青少年の健全育成などの社会の要請に応える学習活動に対する支援を充実しながら、人材育成や学習の成果を活かすことができる環境づくりが求められています。



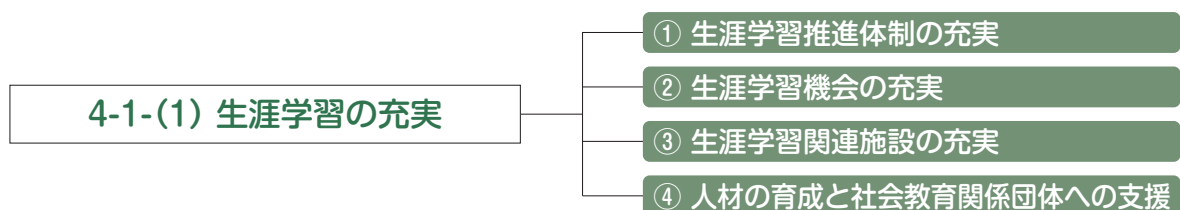
● 図書館年間貸し出し冊数の推移



■ 基本目標

- 関係機関・団体と連携し生涯学習を推進します。
- 市民ニーズの高い生涯学習機会の充実を図ります。
- 生涯学習活動拠点の充実を図ります。
- 生涯学習事業を通して人材の養成を図り、地域づくりを支援します。

■ 施策の体系



■ 計画の内容

①生涯学習推進体制の充実

- 自治センターなどの推進機関の充実と社会教育関係団体との連携を図ります。
- 社会教育専門職員を増員し、活動の支援や情報の提供、相談体制を整備します。

②生涯学習機会の充実

- ニーズの高い講座や行事の開催など、地域づくりに主眼を置いた事業を展開します。
- 図書館を中心に生涯学習に関する情報を提供することにより、市民の学習意欲を高め、自主的な学習活動を支援します。
- 生涯にわたる読書習慣や自主的な学習能力を育むため、子ども図書館などの充実を図り、幼児期から本に親しむ環境づくりを進めます。
- 家庭・地域・学校の連携の下、家庭教育の支援や高齢者の学習活動の啓発を図り、豊かな地域づくりに取り組みます。

③生涯学習関連施設の充実

- 図書館や市民センター、自治センターなど生涯学習の拠点となる施設を時代に合った利用しやすい環境に改修・整備を進めます。
- 自治センターを地域づくりの拠点施設として、地域活動団体などが自主的に活動しやすい環境を整備します。

④人材の育成と社会教育関係団体への支援

- 生涯学習事業を通し、学習活動や地域づくり活動の人材を育成します。
- 青少年の育成については、健全育成活動を担う人材を育成し、関係機関と連携強化を図り、地域社会が一体となり健全育成に取り組みます。
- 市内で自主活動をしている社会教育関係団体の活動しやすい環境づくりや活性化を支援します。
- 「市民と行政の協働のまちづくり」を目指し、地区振興協議会などの地域活動団体の自主的な活動を支援します。

■まちづくりの指標

施策 番号	指 標 名	算出の考え方	現 状	目 標 水 準	
				前期 (H27)	後期 (H32)
②	●社会教育事業(スポーツを除く)参加者総数	●社会教育事業(スポーツを除く)にかかる参加者総数	28,761人	31,600人	34,500人
②	●図書館における年間貸出冊数	●年間の貸出冊数	159,505冊	185,000冊	200,000冊
③	●社会教育施設(自治センター、市民センター)利用者総数	●社会教育施設(自治センター、市民センター)における利用者総数	143,947人	157,000人	170,400人

■まちづくりにおける市民の取り組み

- 自ら培った技能や知識を地域で積極的に活かします。
- 生涯学習を通じた交流や連携を活かし、地域のつながりの輪を広げていきます。

¹ライフステージ：人間の一生を幼年期、児童期、青年期、壮年期、老年期などいくつかの節目で区分された段階

(2) 歴史・文化資源の保存活用

■ 現状と課題

本市には、国の重要文化財高蔵寺阿弥陀堂をはじめ多くの文化財があります。また、郡山遺跡をはじめとした埋蔵文化財も数多くあり、古代から現代にいたるまでの貴重な歴史文化資源として保存継承しています。

さらに、古くは阿武隈川を利用した舟運の集積場や石川氏の城下町として栄え、伊具盆地における独自の歴史文化圏を築いてきており、金津七夕など市内の各地区に伝わる祭りや郷土芸能などが現在も大切に引き継がれています。

このような地域に根ざした歴史文化資源は、本市独自の魅力となる重要な要素であり、歴史と文化を誇り、保護・保全に努めるとともに、新たな芸術文化活動を推進し、これらを観光・交流資源として積極的に活用していくことが求められています。

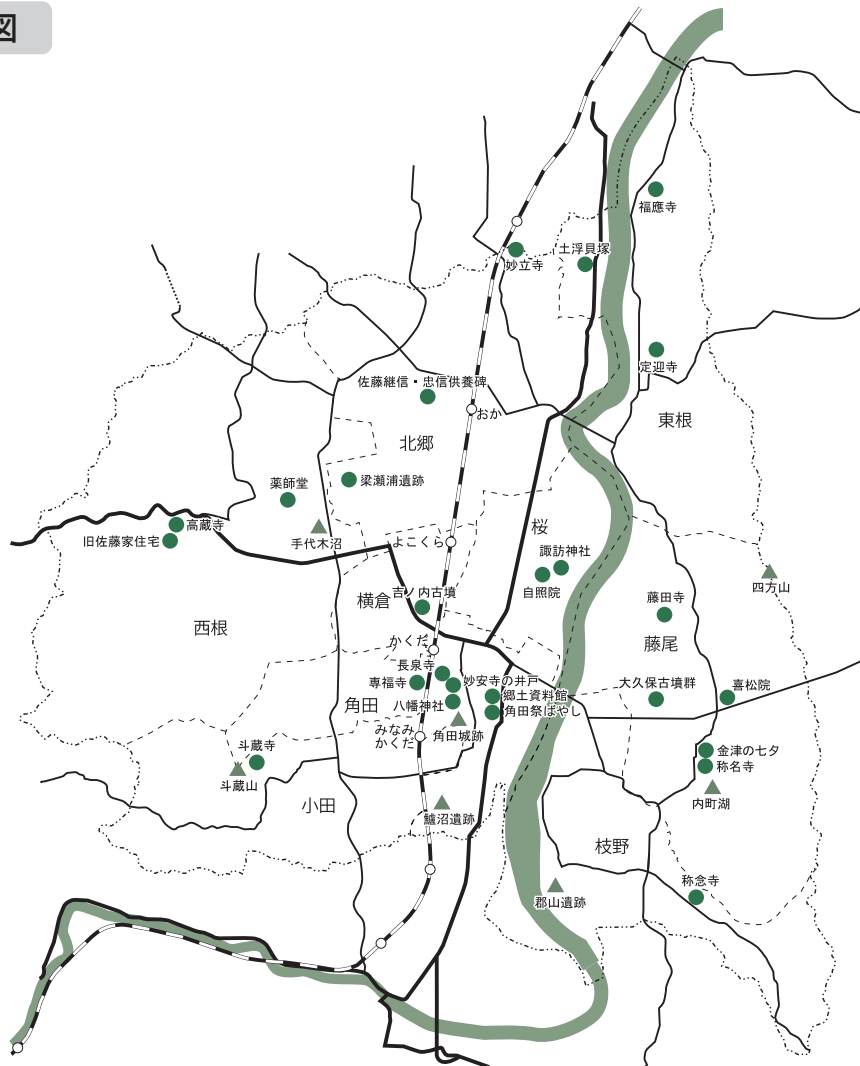
歴史や文化などに対する情報提供や、多様な学習テーマに対応した生涯学習プログラムの提供、各種団体間の連携など、市民が自主的に活動する芸術文化事業を支援し、その活動を推進します。



文化財等分布図

凡例

- 指定文化財
- ▲ その他



■ 基本目標

- 地域で培われてきた歴史文化資源の保存・活用に努めます。
- 地域の祭りや郷土芸能を次世代に引き継ぐため、継承者の確保・育成に取り組みます。
- 郷土資料館を充実させ、市民の宝としての文化資源を広く公開することにより、文化財への理解や観光・交流の資源として活用します。
- 市民が自主的に活動する芸術文化事業を支援し、その活動を推進します。

■ 施策の体系

4-1-(2) 歴史・文化資源の保存活用

① 歴史文化資源の保全・継承

② 祭りや郷土芸能の継承

③ 郷土資料館の充実

④ 芸術文化活動の推進

■ 計画の内容

① 歴史文化資源の保全・継承

- 指定文化財を中心に保存と次世代への継承に努めるとともに、民間所有の指定文化財を保存するための助成制度の充実を図ります。
- 古代の伊具郡衙（ぐんが：郡役所）跡と考えられる郡山遺跡の学術発掘調査を引き続き実施します。
- 高蔵寺、斗蔵寺などの歴史文化資源の保全と観光振興の視点を両立し、有効活用を図ります。
- 地域住民などによる史跡の見どころや史跡を巡るマップづくり、案内板の設置などの活動を支援します。

② 祭りや郷土芸能の継承

- 金津七夕や角田祭ばやしなどの無形民俗文化財を継承する団体と連携し、継承者の確保・育成を図

ります。

- 古くから伝わる地区の祭りや郷土芸能などを、後世に映像として伝えます。

③ 郷土資料館の充実

- 郷土資料館（旧氏家邸）の維持保存に努め、次世代に文化財として継承します。
- 郷土資料館の展示の在り方を検討し、新たな街なか交流拠点の一部と位置づけ整備を図ります。
- 収集資料を展示、保管できる新たな施設の設置を目指します。

④ 芸術文化活動の推進

- 市民が自主的に活動する芸術文化事業を支援するとともに、施設の充実や文化講演会などを開催し、芸術文化活動を推進します。

■まちづくりの指標

施策番号	指標名	算出の考え方	現状	目標水準	
				前期 (H27)	後期 (H32)
②	●郷土芸能継承活動団体数	●郷土芸能などを継承し活動している団体数	7団体	8団体	9団体
③	●郷土資料館などの入館者数(再掲)	●郷土資料館及び街なか交流施設への年間入館者数	3,395人/年	8,600人/年	10,200人/年

■まちづくりにおける市民の取り組み

- 地域に伝わる貴重な祭りや郷土芸能の保存・継承に努めます。

角田市文化財名称

区分	名称	所在	指定日	
国指定	建造物	高蔵寺阿弥陀堂	明治41年4月23日	
		旧佐藤家住宅	昭和46年8月13日	
	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	昭和2年4月25日	
	史跡	梁瀬浦遺跡	昭和52年2月17日	
県指定	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	昭和39年8月7日	
		木造薬師如来坐像	昭和50年4月30日	
	工芸	銅造千手観音像懸仏	昭和39年8月7日	
	天然記念物	カヤの群生林	高倉・高蔵寺	平成17年5月10日
		高蔵寺の大杉	高倉・高蔵寺	平成17年5月10日
	民俗	金津の七夕	尾山	平成9年6月27日
市指定	建造物	臥牛門	角田・長泉寺	昭和43年10月1日
		諏訪神社殿	佐倉・諏訪神社	昭和56年10月20日
		諏訪神社石鳥居	佐倉・諏訪神社	昭和56年10月20日
		八幡神社楼門	角田・八幡神社	昭和56年10月20日
		斗蔵寺観音堂	小田・斗蔵寺	昭和56年10月20日
		旧氏丈邸	角田・郷土資料館	平成3年5月28日
	経典	大般若経600巻	角田・長泉寺	昭和56年10月20日
	彫刻	木造毘沙門天尊像	鳩原・福應寺	昭和44年10月1日
		木造十一面千手観音坐像	佐倉・自照院	昭和49年2月1日
		木造阿弥陀如来坐像(旧像)	高倉・高蔵寺	昭和57年3月26日
		木造阿弥陀如来坐像	平貫・定迎寺	平成3年5月28日
		木造千手観音立像	小田・斗蔵寺	平成3年5月28日
	工芸	鉄鉢	小田・斗蔵寺	昭和43年10月1日
		鯿口	神次郎・妙立寺	昭和56年10月20日
		敵国降伏の扁額	角田・八幡神社	昭和56年10月20日
		高蔵寺寺号額	高倉・高蔵寺	昭和57年3月26日
		妙立寺の長持	神次郎・妙立寺	平成3年5月28日
		紺糸最上胴具足	角田・郷土資料館	平成10年1月6日
		長泉寺の梵鐘	角田・長泉寺	平成16年7月22日
		称名寺の梵鐘	尾山・称名寺	平成19年12月27日
	古碑	文永12年銘供養碑	藤田・藤田寺	昭和43年10月1日
		正徳2年銘恕軒大町先生碑	藤田・喜松院	昭和56年10月20日
		伝佐藤継信忠信供養碑	岡字天ヶ迫	平成3年5月28日
		弘安元年銘碑	角田・専福寺	平成19年12月27日
	天然記念物	妙立寺の大藤	神次郎・妙立寺	平成3年5月28日
		八幡神社の大杉	角田・八幡神社	平成3年5月28日
		毘沙門堂の樞	鳩原・福應寺	平成3年5月28日
	絵画	東東洋『松図』	角田・郷土資料館	平成10年1月6日
		中村不折『山水図』	角田・郷土資料館	平成10年1月6日
		秋月『達磨大師』	角田・郷土資料館	平成10年1月6日
	史跡	妙安寺の井戸	角田字牛館	昭和58年3月29日
		吉ノ内古墳	横倉古墳群	昭和61年8月28日
		石川家廟所	角田・長泉寺	昭和63年1月28日
		大久保古墳群	尾山字大久保	平成5年6月29日
		土浮貝塚	小坂字土浮	平成5年6月29日
		考古資料	西屋敷1号墳出土品	教育委員会
		吉ノ内1号墳出土品	教育委員会	平成3年5月28日
	民俗	福應寺毘沙門堂絵馬	鳩原・福應寺	平成10年9月28日
		角田祭ばやし	角田	昭和54年6月27日

(3) 地域スポーツの振興と交流

■ 現状と課題

角田中央公園は、総合体育館、野球場、陸上競技場、屋内温水プール、テニスコート、多目的運動場、交通公園など多様なスポーツ・レクリエーションのニーズに対応できる施設を備えています。また、市民ゴルフ場やパークゴルフ場が近接して整備されており、県南随一のスポーツ・レクリエーション拠点を形成しています。

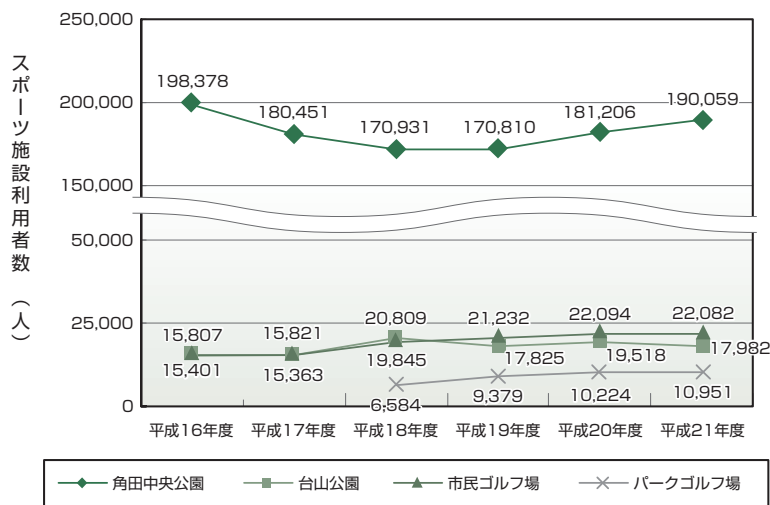
市民のスポーツ振興については、このような恵まれた環境を活かした「市民一人1スポーツ」を目標に、体育協会をはじめとする地域スポーツ団体との連携により、各種スポーツ大会やスポーツ教室を開催するとともに、各スポーツ団体が自主的に活動できるように支援し、幅広い年齢層の方々が生涯にわたってスポーツに親しめる環境づくりを今後も継続していく必要があります。平成20年には、地域密着の総合型地域スポーツクラブ¹が設立され、サッカーや陸上競技などの少年スポーツ教室を行っており、活動の継続に向けた支援が必要です。

さらに、阿武隈リバーサイドマラソン大会

など様々なスポーツイベントが開催され、市民の健康増進やスポーツ交流を担っています。引き続き、市民によるスポーツ・レクリエーション事業を支援することが必要です。

一方、角田中央公園の各種スポーツ施設は、設置から年数が経過していることから老朽化が進んでおり、施設の補修や備品の交換などを早急に進め、利用者の安全性を確保する必要があります

● スポーツ施設利用者数



■ 基本目標

- 「市民一人1スポーツ」の実現に向けて、生涯スポーツに親しめる環境づくりを推進します。
- スポーツ振興の推進役としてのスポーツ団体などの育成支援を進めます。
- スポーツによる地域づくりと交流を進めます。
- スポーツ施設の安全確保と拠点づくりを目指します。

■ 施策の体系

4-1-(3) 地域スポーツの振興と交流

- ① 生涯スポーツの推進
- ② スポーツ団体などの育成支援
- ③ スポーツによる地域づくりと交流の促進
- ④ スポーツ施設の安全確保と拠点づくり

■ 計画の内容

①生涯スポーツの推進

- 「市民一人1スポーツ」の実現に向けて、年齢層に応じたスポーツプログラムの創出を図ります。
- 気軽に健康づくりができるスポーツ・レクリエーション活動の普及を関係機関・団体と連携し、実施します。
- スポーツ活動に関する情報提供や相談体制の整備を図ります。

②スポーツ団体などの育成支援

- 市民のスポーツ活動の担い手となる体育協会やスポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブなどを支援育成します。
- 地域のスポーツ・レクリエーション活動の指導者を育成します。

③スポーツによる地域づくりと交流の促進

- 団体、地域、学校などが主催する各種スポーツイベントを支援し、市民のみならず市外の参加者の拡大を図り、地域づくりと交流を進めます。

④スポーツ施設の安全確保と拠点づくり

- 総合体育館や角田中央公園の各施設の安全確保を図るとともに、施設や設備の改修、備品の更新などにより、利用しやすい環境をつくります。
- 角田中央公園をスポーツ活動の拠点と位置づけ、企業・大学などの合宿などを誘致するため施設の充実を図り、市内外の利用者の拡大に取り組みます。

■ まちづくりの指標

施策番号	指標名	算出の考え方	現状	目標水準	
				前期 (H27)	後期 (H32)
① ③	● 社会体育事業(公民館事業やリバーサイドマラソンを含む)参加者総数	● 社会体育事業(公民館事業やリバーサイドマラソンを含む)への参加者総数	17,054人	18,700人	20,400人
②	● 総合型地域スポーツクラブ加入者数	● 総合型地域スポーツクラブへの加入者数	239人	260人	280人
④	● 角田中央公園内スポーツ施設(総合体育館を含む)利用者総数	● 角田中央公園内スポーツ施設における(総合体育館を含む)利用者総数	190,173人	230,000人	272,000人

■ まちづくりにおける市民の取り組み

- 日頃からスポーツに親しみ、健康づくりや仲間づくりに努めます。
- 市内外の交流を深めるスポーツイベントなどに積極的に参加します。

¹総合型地域スポーツクラブ：地域の人々が身近な地域で自主的・主体的運営により、子どもから高齢者までが、いろいろな種目に、初心者から高いレベルまで、スポーツに親しむクラブ

第2節 学校教育環境の充実

(1) 学校教育の充実

■ 現状と課題

本市では、家庭・地域との連携を図りながら、地域の実態に応じた特色ある学校経営により、「自ら学び、自ら考える力」を育くむ教育を進めています。

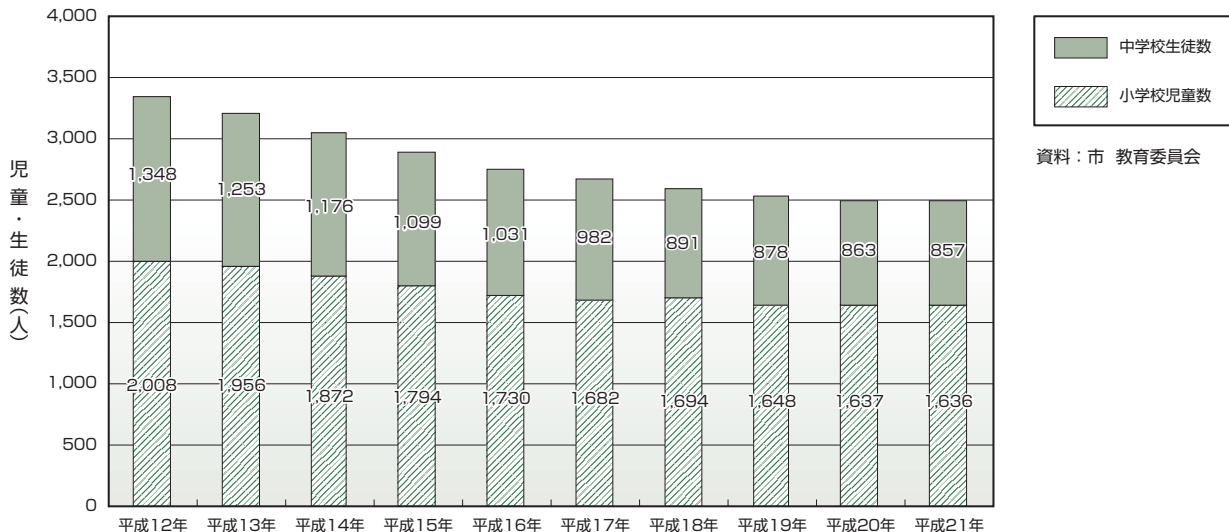
基礎学力については、家庭と連携して向上に努めるとともに、コミュニケーション能力の育成と広い視野を持った児童・生徒の育成を目指し、英語教育を行っています。また、今日の情報化社会に対応した情報教育を推進するとともに、パソコンなど情報機器の整備を着実に進めてきました。さらに、その地域の特色を生かした体験学習や、国内外の姉妹都市との交流活動などを行い、社会性を育み、広い視野をもった児童・生徒の育成に努めてきました。今後も引き続きこれらの取り組みを進めていく必要があります。

体力については、運動する・しないといった二極化や体力の低下傾向が続いており、運動を通じた健康の増進と体力・運動能力の向上を図ることが必要です。

一方、児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう、いじめや悩みへの対応、経済的に困難な家庭への支援など、教育環境の向上に努めてきましたが、今後も引き続き推進する必要があります。

これからの学校教育においては、児童・生徒一人ひとりの環境を考慮したきめ細やかな指導・対応が必要とされています。そのためには学校・家庭・地域が連携して児童・生徒の育成にあたることが重要であり、その環境づくりを推進していくことが求められています。

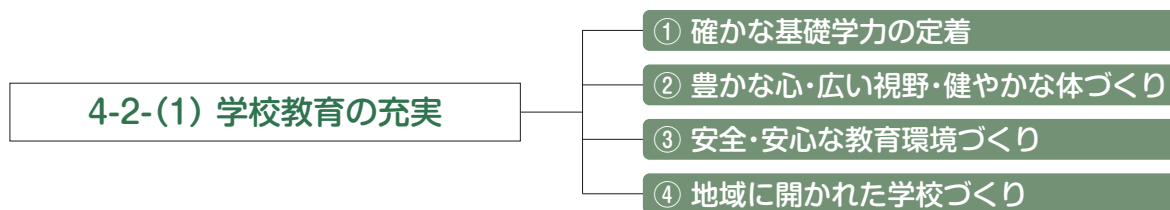
● 児童・生徒数の推移



■ 基本目標

- 確かな基礎学力の定着を図るため、教育環境の整備を進めます。
- 豊かな心と広い視野、そして健やかな体をもった児童・生徒を育成します。
- 安心して楽しい学校生活を送れるよう、一人ひとりの児童・生徒に配慮した教育環境づくりに取り組みます。
- 地域に開かれた学校を目指し、家庭・地域との連携を図ります。

■ 施策の体系



■ 計画の内容

① 確かな基礎学力の定着

- 各学校の実態に応じた特色ある学校経営を行い、確かな基礎学力の定着を図り、学力の向上を目指します。
- 学校図書室の蔵書充実と学校図書館支援員の活用、さらに市立図書館との連携により図書室機能を充実させ、豊かな心の育成と全ての学力の基礎となる読解力の向上を目指します。

② 豊かな心・広い視野・健やかな体づくり

- 外国人の英語指導助手（ALT）¹を活用した英語教育の充実に努め、豊かなコミュニケーション能力を育て、国際理解教育を推進します。
- 情報化社会に対応した学習環境づくりに努め、情報教育の充実に努めます。
- 保健・体育などの充実により、健康な体づくりと体力・運動能力の向上を目指します。

③ 安全・安心な教育環境づくり

- 児童・生徒のいじめや悩みに対応するため、電話相談や安全・安心パトロールなどの事業を継続して進めます。
- 就学支援が必要な家庭に対する経済支援の充実に努めます。
- 障がいを持った児童・生徒が安心して学べる環境づくりを推進します。
- 登下校時における児童・生徒の安全を確保するため、地域ボランティア²による見守り活動を支援します。

④ 地域に開かれた学校づくり

- 地域と連携しながら特色ある体験活動や交流活動を実施します。
- 学校評議員などにより地域の声を取り入れた開かれた学校づくりを推進します。

■ まちづくりの指標

施策番号	指標名	算出の考え方	現状	目標水準	
				前期（H27）	後期（H32）
①	● 学校図書館蔵書の充実度	● 学校図書館図書標準の蔵書冊数を達成している学校数	8校	9校	11校
②	● 英語教育の充実度	● 児童英検「bronz」 ³ 受験者の内、通過した者の割合	89%	90%	90%
③	● 不登校児童・生徒の割合	● 不登校の児童・生徒数/市内の児童・生徒数×100	1.8%	1.4%	1.0%

■ まちづくりにおける市民の取り組み

- 学校の体験学習や地域住民との世代間交流などに積極的に協力します。
- 登下校時の子どもの安全を確保するため見守り活動に協力します。

¹英語指導助手（ALT）：小・中学校で外国語授業の補助を行う助手（Assistant Language Teacher）

²ボランティア：自発的に社会貢献事業などに参加し、無償の奉仕活動をする人

³児童英検「bronz」（ブロンズ）：児童向けの「ゲーム感覚」の英語のリスニングテストで、小学校での英語活動が1年半から2年程度の学習レベルがbronzで、順次silver（シルバー）、gold（ゴールド）が上級レベルとなる

(2)小・中学校など教育施設等の充実

■ 現状と課題

学校などの教育施設は、教育活動を展開する上での基本であり、安全で充実した施設にすることが求められています。

学校施設については、計画的な改修を進めており、特に校舎などの耐震化は、児童・生徒の安全確保のため優先的に進めています。今後も、老朽化が進む施設の補修・改修を計画的に進めていきます。また、教育設備の更新や時代の要請に応えた新たな教育設備を充実することも必要です。

さらに、統合後の残された校舎や跡地の有効活用が求められており、地域の振興に寄与できる有効な利用方法などについて、住民と協働しながら模索していく必要があります。また、将来的には児童・生徒数の動向を踏まえながら統廃合の検討も必要となります。

学校給食は、児童・生徒に栄養バランスの良い食事を提供するとともに、食に関する「生きた教材」として重要な役割を担っています。一方、近年、食の安全を揺るがす問題が発生し、安全で安心な食材利用の徹底が求め

られています。さらに、学校給食の目的も、従来の「栄養改善」から「食育¹」へと転換し、学校、家庭、地域が連携し推進していくことが必要となっています。

学校給食センターについては、建築から35年以上経過し、施設や設備の劣化が著しく、修繕のための費用も年々増えていることから、新たな施設の整備が課題となっています。



■ 学校給食における地場産品使用品目

1	米	10	ブロッコリー	19	チンゲン菜
2	もち米	11	キャベツ	20	りんご
3	味噌	12	大根	21	いちご
4	米粉製品	13	きゅうり	22	梨
5	じゃがいも	14	はくさい	23	梅干し
6	大豆（青豆）	15	ごぼう	24	干し椎茸
7	豆腐（秘伝豆）	16	ねぎ	25	手作りウインナー・ソーセージ
8	納豆	17	つぼみな		
9	にら	18	春菊		

資料：市 給食センター

■ 基本目標

- 児童・生徒の安全確保を図るため、学校施設の補修・改修などを進めるとともに、教育設備の充実を図ります。
- 児童・生徒の健やかな心と体づくりに努めるため「食育」を推進し、新たな学校給食センターの整備を行います。

■ 施策の体系

4-2-(2) 小・中学校など教育施設等の充実

① 学校施設などの充実

② 学校給食の充実

■ 計画の内容

① 学校施設などの充実

- 学校施設の耐震補強を計画的に進め、安全・安心な環境づくりを進めます。
- 屋内運動場などの老朽化した学校施設の補修・改修を進めるとともに、児童・生徒が健康で快適な学校生活を送れるよう室内環境対策を推進します。
- 情報化社会の進展など時代の要請に応えた教育機器などの整備を進めます。
- 余裕教室²や放課後の屋内運動場及び未利用校舎や学校跡地の有効活用を図ります。

② 学校給食の充実

- 健全な食生活が実践できるよう、学校給食を「生きた教材」として活用し、学校・家庭・地域が連携して「食育」を推進します。
- 関係機関と連携し地場産物を積極的に学校給食に取り入れ、安全・安心で季節感のあるおいしい給食を提供します。
- 衛生的かつ機能的で環境に配慮した施設として、新たな学校給食センターの整備を推進します。

■ まちづくりの指標

施策番号	指標名	算出の考え方	現状	目標水準	
				前期 (H27)	後期 (H32)
①	● 公立学校耐震化率	● (S57年以降棟数+補強済棟数) / 全棟数 × 100	58.8% (H22.4.1)	100%	—
②	● 学校給食の地場産物の使用品目数	● 学校給食の地場産物の使用品目数 (1品目/年の増嵩)	25品	31品	36品

■ まちづくりにおける市民の取り組み

- 学校給食に安全・安心な地元の食材を提供します。

¹食育：食料の生産方法や、食品の選び方、栄養バランスの取り方、食卓のマナーや食文化など、広く食について教育することで、国では平成17年に食育基本法が施行された

²余裕教室：児童生徒数の減少などにより、既存の教室数と比較して学級数が減少し、将来とも恒久的に余裕となると見込まれる教室のこと

第5章 安全・安心で快適なまち

第1節 良好な都市基盤の整備

(1) 環境に配慮した土地利用の推進

■ 現状と課題

環境に配慮した計画的な土地利用は、災害の防止のみならず自然環境の保全や産業振興などにも関わりを持ち、均衡と調和のとれたまちづくりには大切な視点です。

これまでのまちづくりにおいて、中心市街地の空洞化が大きな課題になっており、空き地や空き家の増加により、雑草の繁茂による居住環境の悪化などが問題となっています。また、中山間地域¹においては、耕作放棄地²の増加に伴い害虫の被害が発生するなど、周辺地域へ悪影響を及ぼしています。

今後、市街地については住宅地や商業用地などとしての利用促進を図るとともに、市街地周辺地域の森林や農用地については、環境保全に果たす役割を考慮しつつ、地域産業の活性化に資する工業用地の適正配置を検討す

るなどして、秩序ある土地利用の誘導を図る必要があります。



■ 基本目標

- 恵まれた自然を守るため、計画的な土地の利用と保全を図ります。
- 斗蔵山や深山などの恵まれた自然と触れあい、理解を深め、大切にし、次世代に引き継いでいきます。

■ 施策の体系

5-1-(1) 環境に配慮した土地利用の推進

① 計画的な土地利用の推進

② 自然環境保全のための土地利用

■ 計画の内容

① 計画的な土地利用の推進

- 国土利用計画や土地利用調整基本計画などを策定し、計画的な土地利用の推進を図るとともに、同計画に即した都市計画マスタープラン³や農業振興地域整備計画⁴などの策定を進めます。
- 農業振興地域における農用地区域と工業を振興する地域との調和のとれた土地利用を進めます。
- 法令に基づいた適正な土地取引が行われるよう市民への周知・啓発を図ります。

② 自然環境保全のための土地利用

- 「自然環境保全地域（斗蔵山）」と「緑地環境保全地域（深山）」の保全に努め、本市の大切な自然環境を守ります。
- 阿武隈川など市内河川の環境保全に配慮しながら、河川空間の有効活用を図ります。

■ まちづくりの指標

施策番号	指標名	算出の考え方	現状	目標水準	
				前期（H27）	後期（H32）
①	● 国土利用計画（第4次）の策定	—	平成13年度策定	策定	—
②	● 環境に配慮した土地利用の満足度	● 市民意識調査による把握	53.2%	60%	65%

■ まちづくりにおける市民の取り組み

- 環境に配慮し、所有する土地の適正な維持・管理に努めます。

¹中山間地域：一般的には、平地の周辺部から山間地に至るまとまった平坦な耕地の少ない地域、食料・農業・農村基本法では「山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域」である

²耕作放棄地：所有している耕地のうち、過去1年以上作付けせず、数年の間再び作付けする考えのない土地（農林業センサスの統計用語）

³都市計画マスタープラン：都市計画法第18条の2に定められている「市町村における都市計画の基本的な方針」で、市町村が、将来の都市像、土地利用、道路や公園など「まちづくり」の具体的な方向について住民の意見を反映して定める計画

⁴農業振興地域整備計画：市町村が定める総合的な農業振興の計画であり、優良農地を「農用地区域」として定めるとともに、農業生産基盤や農業近代化施設の整備などの各種農業振興施策を計画したもの

(2)機能的な道路網の整備

■現状と課題

交通渋滞の解消、円滑な物流の確保、広域的な交流の促進などの視点から、広域幹線道路の整備を進めています。

特に、常磐自動車道山元インターチェンジに接続する県道角田山下線と、東北自動車道に通じる仙南東部広域農道の整備により、高速交通網と本市が東西道路軸で結ばれることとなります。今後、広域交通ネットワークの強化により交流人口の拡大や物流利便性の向上、新しい産業の立地需要など広域的な視点から都市構造の変化が期待されます。

市内の幹線道路は、市街地と集落あるいは集落間の連絡、災害時の連絡道路として、重要かつ多様な役割を担っています。特に、大地震などにより災害が発生した際、県が指定した緊急輸送道路と市の防災拠点や避難所などの防災施設とを結ぶ輸送路としての重要な役割を果たすものです。

本市では、県が管理する国道・県道と市が管理する幹

線市道による総合的な交通ネットワークの形成を目指し、道路の担うべき役割や優先性に応じて順次整備を進めることが重要になっています。

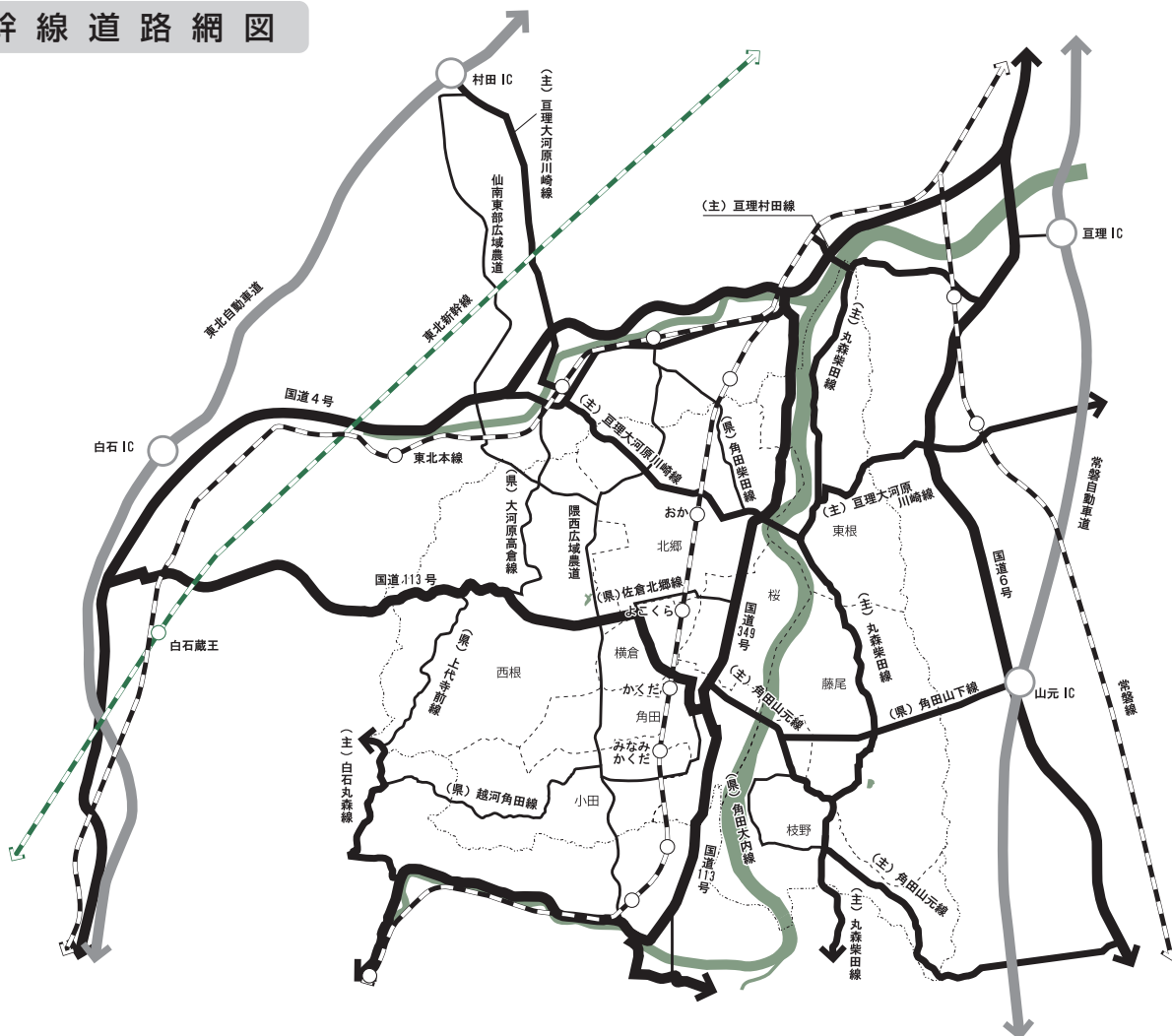
一方で、道路や橋りょうの老朽化が進んでいることから計画的な維持補修に努め、社会基盤の維持に要するトータルコスト¹を抑えるとともに、道路利用者の安全性の確保を図る必要があります。

■市道の状況

項目	平成21年度
道路延長	581,484m
改良済延長	407,384m
舗装道延長	463,601m
改良率	70.8%
舗装率	80.5%

資料：市 土木建築課

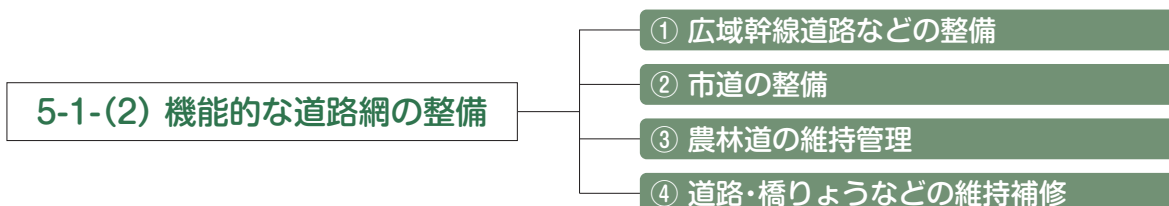
幹線道路網図



■ 基本目標

- 本市の新たな交流軸の機能を担う、広域幹線道路体系へのアクセス性を高める道路網の整備を促進します。
- 市内各地域を相互に連絡する便利な交通ネットワークの形成に取り組みます。
- 市内にある道路・橋りょうなどの維持補修について、計画的に取り組みます。

■ 施策の体系



■ 計画の内容

① 広域幹線道路などの整備

- 仙南東部広域農道の早期完成を関係機関に要請し、広域交通網とのアクセス性の向上を図ります。
- 市内を通る国道・県道などの改良の早期完成を関係機関に要請します。

② 市道の整備

- 幹線道路網の整備を進めます。
- 狭い市道の整備を進めるとともに、安全確保のための維持管理の充実を図ります。
- 都市計画道路の整備及び街路の維持管理の充実を図ります。

- 市道などの道路愛護ボランティア²活動に対する支援に取り組みます。

③ 農林道の維持管理

- 農業の生産性向上及び農村集落の生活環境向上のため、農道の維持管理の充実を図ります。
- 森林資源の保全と活用に資する林道の維持管理の充実を図ります。

④ 道路・橋りょうなどの維持補修

- 老朽化している道路や橋りょうの計画的な維持管理のため管理計画を定め、維持補修を進めます。

■ まちづくりの指標

施策番号	指標名	算出の考え方	現状	目標水準	
				前期 (H27)	後期 (H32)
②	● 幹線市道整備率	● 整備済延長/全体延長×100	88.2%	88.9%	89.6%
④	● 道路橋長寿命化計画の策定	—	—	策定	見直し

■ まちづくりにおける市民の取り組み

- 身近な道路の清掃や美化活動などに取り組みます。
- 道路の破損や陥没など、危険な箇所を発見した場合は、速やかに市に連絡します。

¹トータルコスト：社会基盤の建設費として、設計費・工事費だけでなく使用期間の維持管理費や、場合によって解体費や廃棄処分費を含めた全体のコスト

²ボランティア：自発的に社会貢献事業などに参加し、無償の奉仕活動をする人

(3)公共交通システムの充実

■現状と課題

鉄道は、通勤・通学はもとより、市民の日常生活を支える交通手段として欠かせないものであるとともに、地球温暖化¹防止の観点から環境に優しい公共交通として位置付けられています。全国的に鉄道事業の経営は厳しい状況にあります。

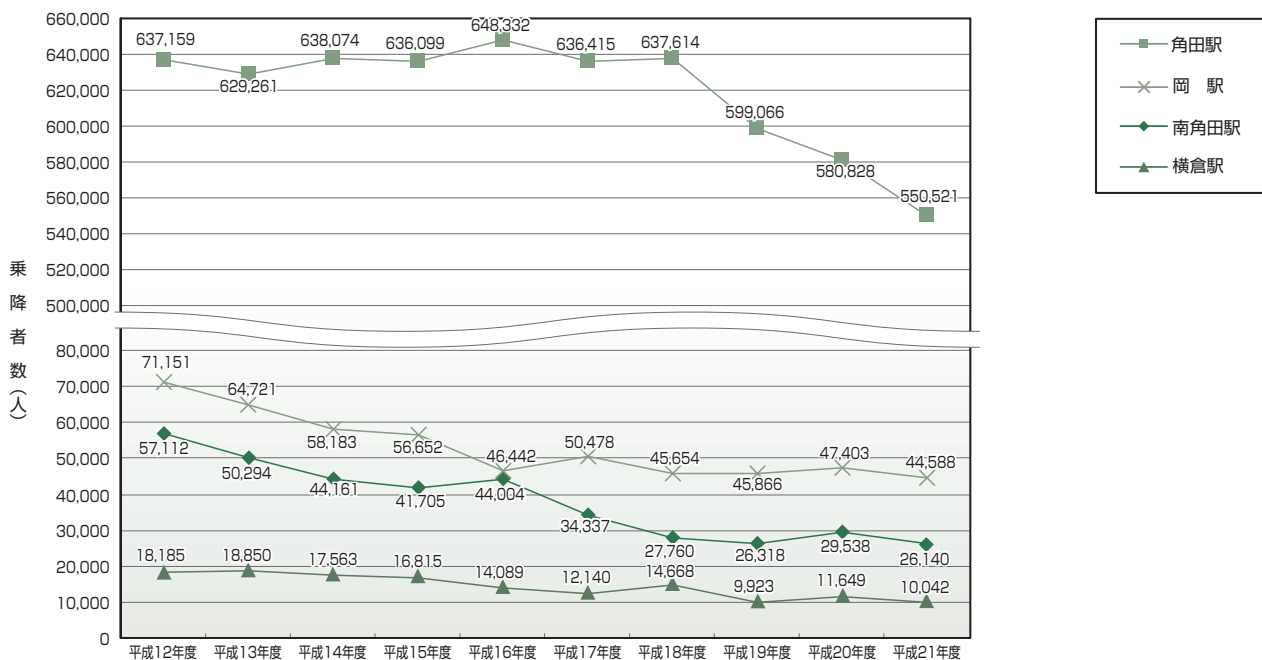
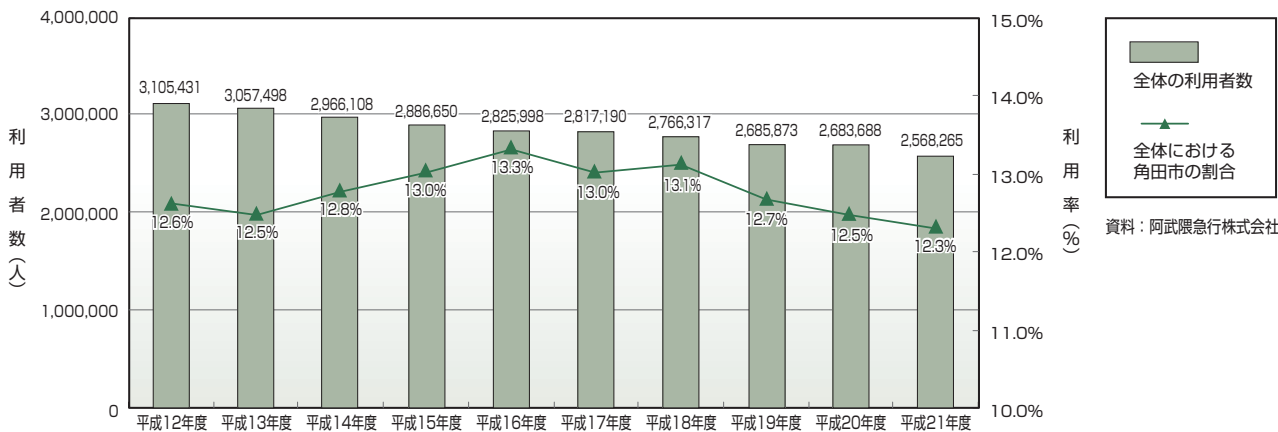
第3セクター²で運営されている阿武隈急行線は、施設の老朽化が進み更新・整備に多額の費用が必要となっています。また、仙台直通の運行本数の増便など利便性の向上が望まれています。さらに、少子化などで利用者は年々減少傾向にあり、経営体質の改善と併せ、沿線市

町と連携しながら利用拡大を図っていく必要があります。

乗合バスについては、平成18年度まで市民バスとして宮城交通仙南バスに乗合運行を委託していましたが、利用者が伸び悩み、平成19年度からは、高齢者などの交通弱者の足の確保と中心商店街の活性化などを目的に、デマンド型乗合タクシー³（ラビットくん）を運行しています。

しかし、ラビットくんの利用者からは、市外乗り入れなどの新たな路線開設を求める声があるなど、更なる利便性の向上を図る必要があります。

●阿武隈急行の旅客輸送状況



■ 基本目標

- 市民の日常生活を支える公共交通の利便性の向上を図ります。
- 鉄道の利用拡大に向けた施策の取り組みやPR活動を展開します。

■ 施策の体系

5-1-(3) 公共交通システムの充実

① 公共交通の利便性の向上

② 公共交通の利用の促進

■ 計画の内容

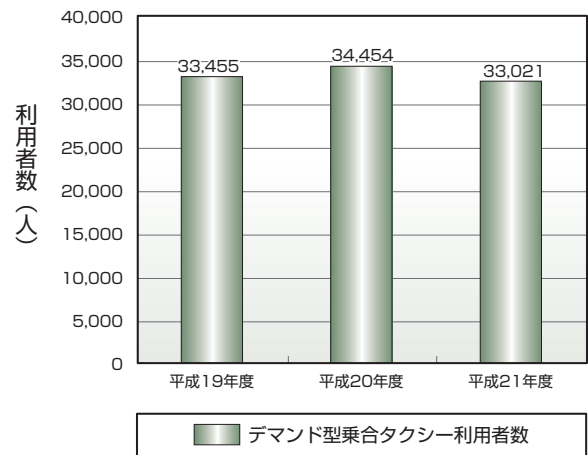
① 公共交通の利便性の向上

- 高齢者や障がい者などの交通弱者に配慮した公共交通の充実を図ります。
- 阿武隈急行線の利便性向上のため、仙台直通便の増発、運行本数の増便、移動時間の縮減などの要望に取り組みます。
- ラビットくんの運行について、市外乗り入れなどを含めた利便性向上の調査検討を進めます。

② 公共交通の利用の促進

- 阿武隈急行線の利用状況を分析し、市民へのマイルール意識を醸成して、利用の拡大に向けた施策の取り組みやPR活動を展開します。
- ラビットくんに対する市民の要望を反映し、利用者拡大に向けた取り組みを行います。

● デマンド型乗合タクシーの利用推移



資料：市 政策企画課

■ まちづくりの指標

施策番号	指標名	算出の考え方	現状	目標水準	
				前期 (H27)	後期 (H32)
②	● ラビットくんの利用回数(市民1人当たり)	● ラビットくんの年間延べ利用者数/市の人口	1.02回	1.05回	1.07回
②	● 市内4駅における阿武隈急行線の利用回数(市民1人当たり)	● 市内4駅における阿武隈急行線の年間延べ利用者数/市の人口	19.5回	20.0回	20.5回

■ まちづくりにおける市民の取り組み

- 地域の公共交通機関の利用を心掛けます。

¹地球温暖化：地球表面の大气や海洋の平均気温が長期的に見て上昇することで、この100年程の温暖化については、人の排出する二酸化炭素等の温室効果ガスの影響と言われている

²第3セクター：地方公共団体など公的企業の経営を第一セクター、私的な民間企業を第二セクターとし、両者を合体させた形の地方公共団体などと民間が共同で出資・経営する企業を第三の法人として第3セクターという

³デマンド型乗合タクシー：利用者が電話で申し込むと、ワゴン車などを使って利用者宅の玄関先から病院や公共施設などの拠点までドア・ツー・ドアで送り届けるサービス

(4)美しい都市景観の形成

■現状と課題

地域の街並みに市民が愛着と誇りを持ち、次世代に引き継いでいくためには、美しい景観を保存しつつ、暮らしやすいまちづくりを進めていく必要があります。

本市では、花いっぱい運動などにより、市内の至る所で草花の植栽を目にすることができますが、花や緑に満ちた景観は、我々の生活に潤いや安らぎを与えてくれることから、今後もこの良好な空間を維持していくことが望まれるところです。また、景観資源として歴史的建築物とマッチした統一的な街並みをデザインし、角田にあった都市景観を形成していくことも重要です。

本市の水辺の景観は阿武隈川が中心で、広大な河川空間を利用した菜の花やひまわりなどの植栽が進められ、市民の憩いや交流の場として水辺に親しむ機会が増えました。また、地域住民による河川の水質浄化活動が取り

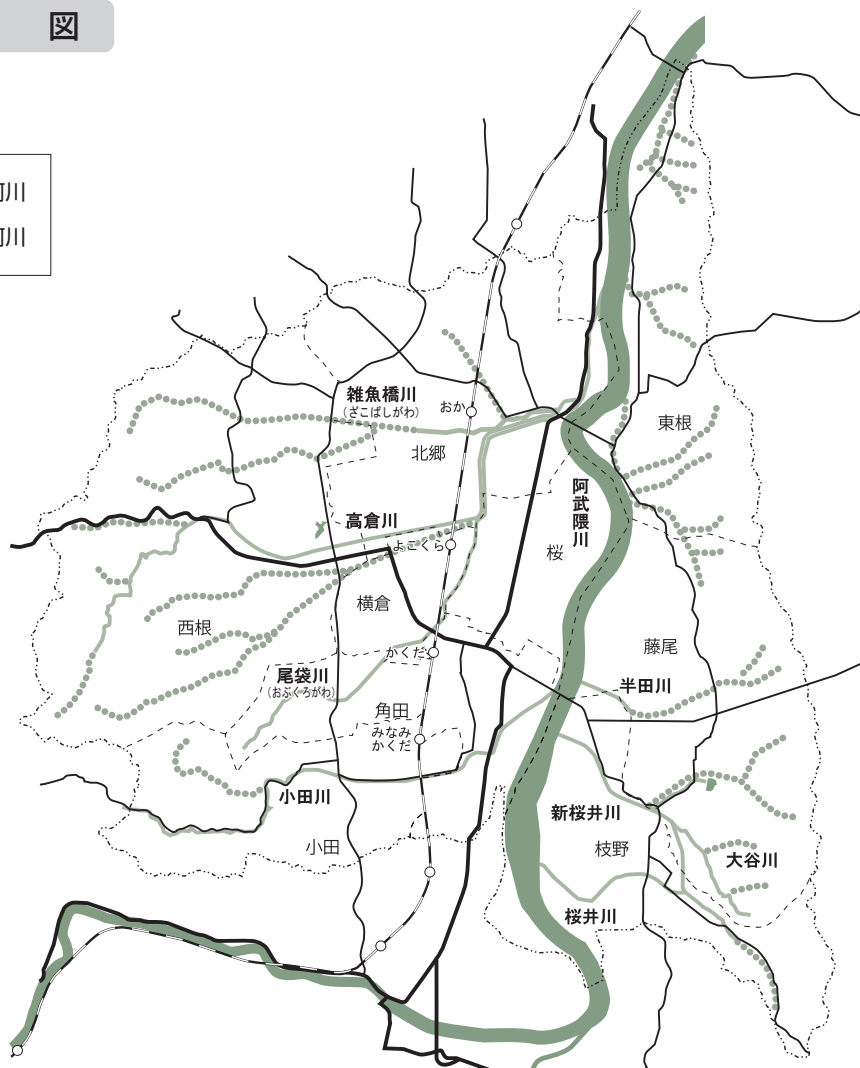
組まれるようになり、今後は、小・中学校の環境学習¹とも連携しながら、地域ごとに特色ある環境保全活動の輪を広げていくことが重要です。



河川図

凡例

	一級河川
	中小河川



第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章

■ 基本目標

- 統一的な街並みのデザインにより、角田市らしい魅力ある都市景観の形成を進めます。
- 水辺の景観づくりと、環境保全に努めます。

■ 施策の体系

5-1-(4) 美しい都市景観の形成

① 魅力ある都市景観の形成

② 水辺の景観・河川的环境づくり

■ 計画の内容

① 魅力ある都市景観の形成

- 景観に配慮し統一した街並みを整備するために、景観ビジョンの作成を目指します。
- 花や緑にあふれる景観づくりを推進します。
- まちのシンボル性を高めるためのサイン計画²を策定し、分かりやすい標識や案内板などの整備を推進します。

② 水辺の景観・河川的环境づくり

- 憩いや交流の場として水辺の景観を積極的に保全活用します。
- 環境に配慮した河川の改修・整備に努めるとともに、国・県管理河川については早期実施を関係機関に要請します。

■ まちづくりの指標

施策番号	指標名	算出の考え方	現状	目標水準	
				前期 (H27)	後期 (H32)
①	●サイン計画の策定	—	—	策定	—

■ まちづくりにおける市民の取り組み

- 地域の自然や歴史などの特徴を活かした景観づくりに努めます。

¹環境学習：環境の保全についての理解を深め、環境の保全を行う活動につなげる学習で、環境基本法で位置づけられている

²サイン計画：サインは施設や方向などを案内する表示や標識、看板などで、まち全体について表示の系統化やデザインを行う計画のこと

第2節 快適な住環境の整備

(1) 快適な居住環境づくり

■ 現状と課題

全国的な人口減少社会の中で、本市においても最近の10年間で約3千人が減少し、今後も減少傾向が続くものと予想されています。

また、急激な人口の減少は、中心市街地の空洞化や農村集落の過疎化、地域コミュニティの希薄化など、市全体の活力を低下させる要因にもなるため、人口の減少や流出を如何に抑えるかが課題です。

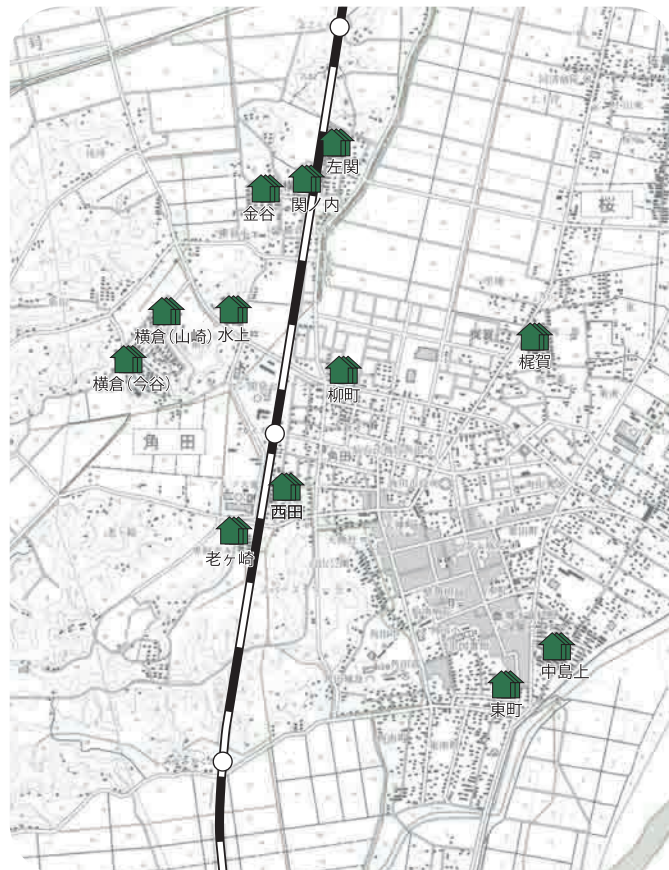
このため、本市では平成17年から「定住促進、角田・いらっしやいプラン」に基づき、転入者への住宅取得支援などを行い市内への移住者確保に取り組み、様々な施策と連携した総合的な定住対策を進めてきています。

また、高齢化や核家族化が進む中で、市民の住まいに対するニーズも多様化しています。高齢者世帯を対象とした、安全で快適な生活を営むことができるような住宅支援に配慮するとともに、子育て世帯には、利用しやすい市営住宅の在り方を検討する必要があります。

さらに、老朽化した市営住宅の維持補修が喫緊の課題となっており、総合的な住宅政策を明確にし、計画的に整備・維持管理を進めることが重要です。



市営住宅位置図



■ 基本目標

- 定住したくなる良好な宅地の供給や住宅づくりを支援します。
- 既存の市営住宅の維持管理と、子育て世帯や高齢者が暮らしやすい市営住宅の計画的な整備を進めます。

■ 施策の体系

5-2-(1) 快適な居住環境づくり

① 良好な宅地・住宅供給の誘導

② 市営住宅の整備

■ 計画の内容

① 良好な宅地・住宅供給の誘導

- 定住化のための助成制度である「定住促進、角田・いらっしゃいプラン」を適時見直ししながら推進します。
- 高齢化社会を踏まえ、地域の特性を活かした住宅づくりと良好な宅地の供給を支援します。

② 市営住宅の整備

- 老朽化した市営住宅の計画的な維持管理の充実を図ります。
- 子育て世帯や高齢者が暮らしやすい市営住宅の建設も含め、計画的な整備を進めます。

■ まちづくりの指標

施策番号	指標名	算出の考え方	現状	目標水準	
				前期 (H27)	後期 (H32)
①	● 新規転入者数	● いらっしゃいプランに基づく新規転入者数	49人/年	50人/年	50人/年
②	● 第2次角田市住宅マスタープランの策定	—	平成11年策定	策定	—

■ まちづくりにおける市民の取り組み

- 家を建築する際は、周辺環境や景観との調和に配慮します。

(2) 身近な公園・緑地の整備

■ 現状と課題

<都市公園>

角田中央公園と台山公園は、本市のシンボルとしての役割を担っているとともに、スポーツ・レクリエーションの場として、市内外の人々の交流の場にもなっています。また、市街地の中にある都市公園や街区公園¹は、安全に子どもたちが遊べるように定期的な安全点検が求められています。さらに、美しい都市景観の形成のために、ポケットパーク²の整備や、公共施設・住宅地の緑化などを進め、潤いのある生活環境空間の整備を市民とともに進めることが大切です。

<緑地>

阿武隈川緑地は、本市のシンボリックな親水空間として、市民ゴルフ場、菜の花畑、船着場のほか、平成18年9月（2006年）に市のパークゴルフ場が整備されています。また、斗蔵山及び深山一帯は、県自然環境保全地域や緑地環境保全地域に指定されており、本市の自然環境

を代表する地域です。さらに、手代木沼や内町湖は、白鳥の飛来地として多くの人々が訪れるところです。

このように緑や水辺の空間は、市民の憩いの場であるとともに、動植物との貴重な触れあいの場となり、これからも豊かな自然を保全しながら環境教育³などに活用するなど、市民が恵まれた自然環境を享受できる仕組みづくりが必要です。

<広場>

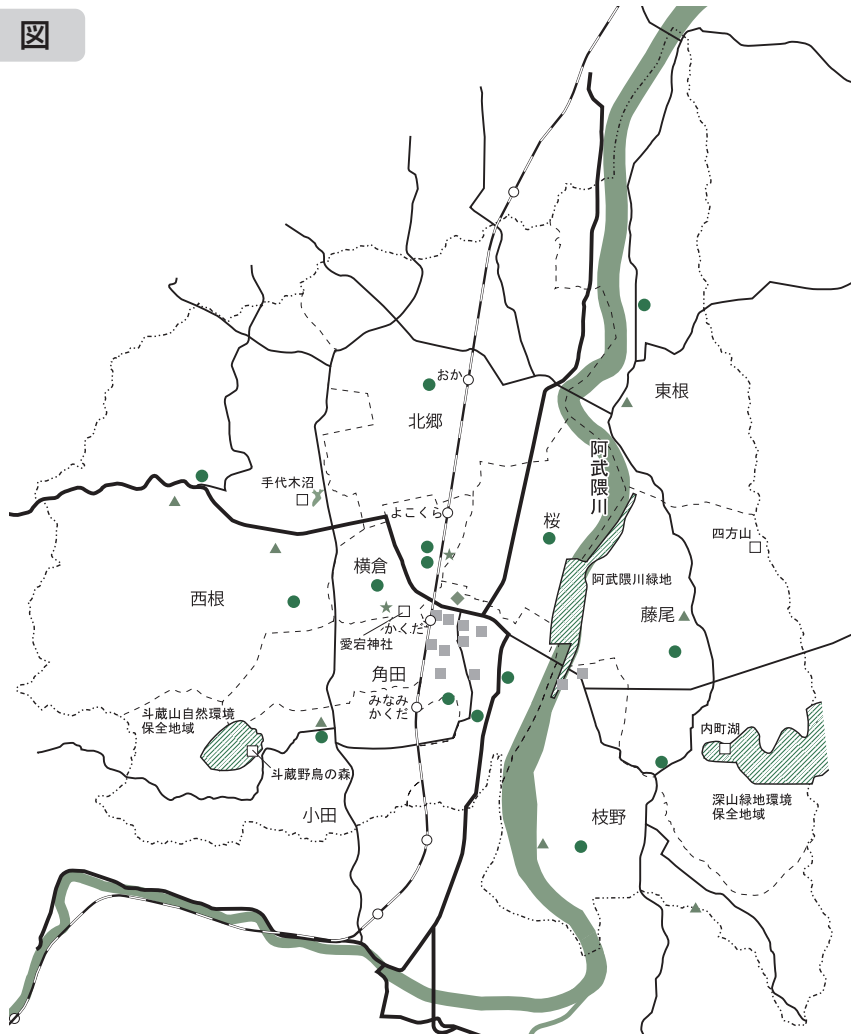
平成18年4月に整備した角田市中央広場を、中心市街地の活性化と街なかの賑わい創出のために、多彩なイベントなどの開催により、利用頻度を高める必要があります。

また、農村地域に整備されている農村公園については施設の維持管理に努め、今後とも地域の憩いの場としての充実を図る必要があります。

公園配置図

凡例

- 都市公園
- ▲ 農村公園
- 児童遊園
- ★ 広場
- ◆ 福祉公園
- 自然公園
- ▨ 緑地



■ 基本目標

- 潤いのある生活環境を充実させるための公園・緑地づくりを進めます。
- 恵まれた自然や水辺空間の保全、安全な親水空間としての活用を進めます。
- 公園や広場を地区の賑わいを創出する「拠点」としての利用を促進します。

■ 施策の体系

5-2-(2) 身近な公園・緑地の整備

① 都市公園の整備

② 緑地の保全・活用

③ 身近な広場の有効活用

■ 計画の内容

① 都市公園の整備

- 街区公園の整備を進めます。
- 賑わいの交流拠点として角田中央公園、台山公園などを常時適正に管理します。
- 街区公園などを地域住民と行政が協働により美化活動などを行い、施設の安全確保を含めた維持管理の充実を図ります。

- 阿武隈川緑地の有効活用を進めます。

③ 身近な広場の有効活用

- 角田市中央広場の有効活用を検討し、街なかの賑わいづくりを進めます。
- 農村公園の適切な維持管理の充実を図ります。

② 緑地の保全・活用

- 自然環境保全地域や緑地環境保全地域の環境保全に努めるとともに、環境教育の場としての活用を進めます。

■ まちづくりの指標

施策番号	指標名	算出の考え方	現状	目標水準	
				前期 (H27)	後期 (H32)
①	● 街区公園整備数	● 整備された公園の数	12ヶ所	14ヶ所	16ヶ所
②	● パークゴルフ場利用者	● パークゴルフ場の年間利用者数	10,224人/年	13,100人/年	16,000人/年
③	● 角田市中央広場におけるイベント開催回数(再掲)	● 角田市中央広場における年間のイベント開催回数	7回/年	10回/年	12回/年

■ まちづくりにおける市民の取り組み

- 身近で愛着のある公園となるよう、清掃や美化活動などに参加します。

¹街区公園：市街地内で最も地域に密着した身近な公園で1ヶ所2,500㎡規模

²ポケットパーク：市街地で街角などを活かして設けられる小さな公園

³環境教育：地球環境保全、公害の防止、自然環境の保護・整備、環境の保全などの理解を深めるために行われる教育・学習

(3) 上下水道の整備

■ 現状と課題

本市の水道事業は、昭和9年（1934年）に給水を開始し、その後自己水源からの給水と併せて、七ヶ宿ダムを水源とする県営仙南・仙塩広域水道から供給を受け、ほぼ市内全域が給水区域となっておりますが、今後とも効率的な施設整備と維持管理により安定した水の供給を図る必要があります。

また、安全でおいしい水の安定供給や、水道管の耐震化を考慮しながら、老朽化した施設の改良などに取り組む必要があります。

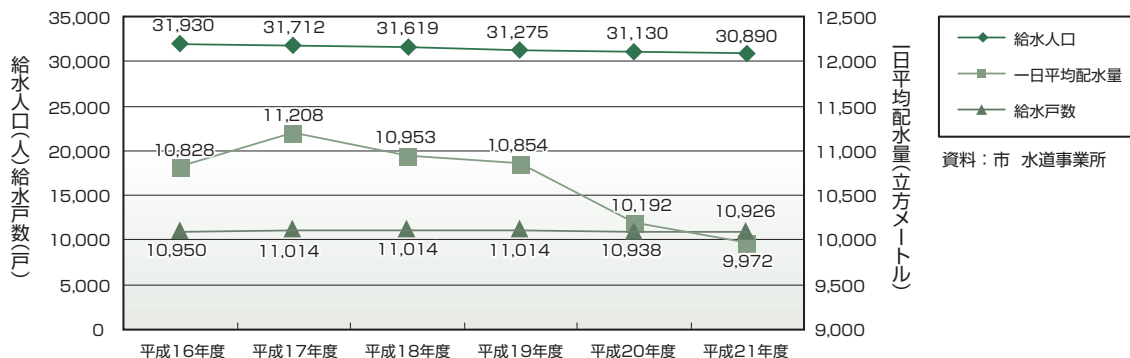
汚水処理における公共下水道事業¹は、阿武隈川下流域下水道事業計画に基づいて、昭和52年度（1977年度）より実施しています。また、公共下水道の受益区域と

なっていない農村集落については、農業集落排水事業²を進め平成17年度に整備が完了しております。さらに、それ以外の区域については、合併処理浄化槽³事業を推進しています。

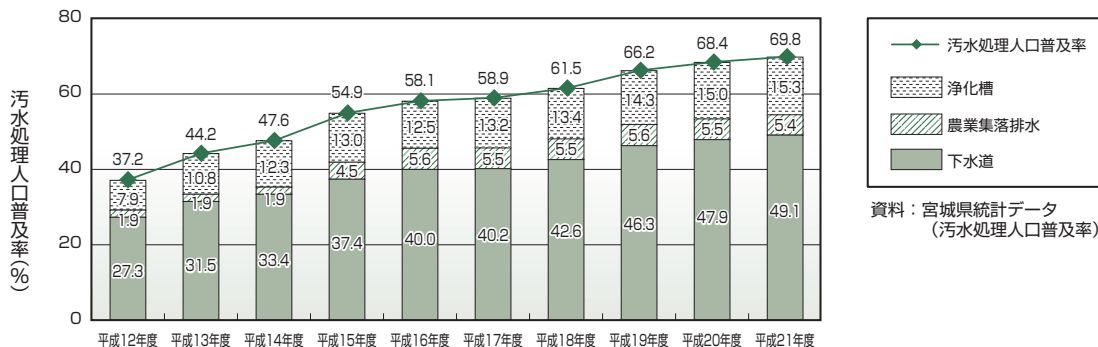
今後、汚水処理の普及促進を図るためには、公共下水道と農業集落排水の供用開始区域の水洗化率⁴を高めるとともに、合併処理浄化槽の普及を図る必要があります。

雨水については、市街地排水として昭和37年より都市下水路の整備を行ってまいりましたが、昨今、異常気象による集中豪雨が頻発していることから、都市浸水を軽減するため、今後、未整備区域の認可拡大を行い計画的な雨水整備を進める必要があります。

● 水道の推移



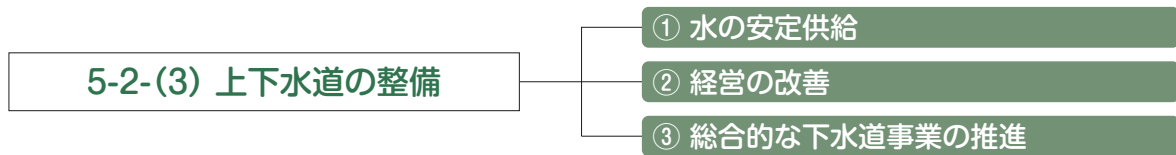
● 汚水処理人口普及率の推移



■ 基本目標

- 災害時においても水の安定供給ができる体制整備を進めます。
- 上下水道に係る老朽化施設の更新、改善を促進します。
- 上下水道の総合的な体制の強化や、適正料金の堅持に努めながら事業経営の効率化を進めます。
- 供用開始区域の水洗化を積極的に推進します。
- 雨水計画区域の整備を進めます。

■ 施策の体系



■ 計画の内容

①水の安定供給

- 重要なライフライン⁵である水道管の耐震化などに計画的に取り組み、水を安定供給できる体制の整備を進めます。
- 広域水道からの水道供給で市全体の給水量をカバーすることも可能であることから、老朽化した浄水施設の更新等の検討を早期に行います。

②経営の改善

- 給水人口と配水量のバランスを考慮し、適正料金の堅持に努めます。
- 事業効率の向上と事業コスト低減を目的にした、上下水道事業の総合的な体制の強化を検討します。

③総合的な下水道事業の推進

1) 汚水事業

- 公共下水道の計画的な整備を進めます。
- 公共下水道施設及び農業集落排水施設を常時適正に管理します。
- 水洗化率の向上を図ります。
- 公共下水道事業認可区域及び農業集落排水区域以外の地域に、合併処理浄化槽の普及促進を図ります。

2) 雨水事業

- 雨水排水の計画的な整備を進めます。

■ まちづくりの指標

施策番号	指標名	算出の考え方	現状	目標水準	
				前期 (H27)	後期 (H32)
②	●有収率 ⁶	●年間総有収水量/年間総配水量×100	88.2%	89%	90%
③	●汚水処理人口普及率	●汚水処理人口/市の人口×100	69.8%	75%	81%
③	●雨水事業の整備率	●整備面積/全体計画面積×100	14%	14%	19%

■ まちづくりにおける市民の取り組み

- 水を大切にし、節水に努めます。
- 水環境の保全を図るために、水洗化に努めます。

¹公共下水道事業：都市計画区域内で市が設置し、管理する下水道で、道路の下に系統的に埋設した污水管や雨水を排除する都市下水路などのこと

²農業集落排水事業：農業振興地域内（および一体的に整備可能な周辺地域）の農業集落における下水道整備事業

³合併処理浄化槽：公共下水道、農業集落排水の区域外で、汚水（し尿）と生活雑排水を合わせて微生物の働きなどを利用して浄化し、きれいな水にして放流する施設

⁴水洗化率：下水道が利用できる人のうち、どのくらいの割合の人が下水道に接続し、実際に利用しているかを表す値（＝接続人口／供用開始区域内人口）

⁵ライフライン：道路、鉄道などの交通機能や、電気、水道、ガス、電話といった日常生活に欠かせないインフラ設備

⁶有収率：水道施設の効率性を示す指標の一つ。有収率が低いと施設効率が高くても収益につながらない。その原因としては、漏水が多い、メータの不感などいくつかの要因が考えられる

第3節 低炭素型社会への対応

(1) 地球環境問題への対応

■ 現状と課題

大量生産・大量消費の産業構造による温室効果ガス¹などの多量な発生により、地球規模での温暖化や酸性雨など環境問題が深刻化してきています。このため、身近な地域の環境問題から地球規模での環境問題まで、人間と環境との関わりを正しく理解し、環境に配慮した行動を取る必要があります。

本市では、「角田市環境基本条例」に基づいて平成12年2月に「角田市環境基本計画」を策定し、様々な環境保全対策を実施してきました。さらに、新たな環境課題に対し総合的な施策を講じるために、平成22年度に策定した角田市第2次環境基本計画に基づき、引き続き、市民、事業者、行政などがそれぞれの立場において、省エネルギー・資源循環を意識した行動をとる必要があります。

また、より快適で質の高い生活環境を築き、次世代へ引き継いでいくためにも、本市の特性を活かした魅力あ

る環境づくりを行っていく必要があります。そのためには大人のモラル向上を図ることは勿論のこと、子どもの時からの環境学習²を展開していくことが重要です



■ 基本目標

- 環境負荷の低減を図るため、自然エネルギーの利用やクリーンエネルギー³の導入などの検討を進めます。
- 環境に配慮する行動と意識の高揚を図り、環境保全のまちづくりを進めます。
- 学校・地域・職場など、多様な場における環境学習の推進に努めます。

■ 施策の体系

5-3-(1) 地球環境問題への対応

① 自然エネルギーなどの利用推進

② 環境保全の取り組みの推進

③ 環境学習の推進

■ 計画の内容

① 自然エネルギー⁴などの利用推進

- 太陽光発電などの自然エネルギーの利用普及を進め、環境負荷の低減を図ります。

② 環境保全の取り組みの推進

- 市全体が環境に配慮したまちづくりを進めるため、角田市第2次環境基本計画の着実な実施と取り組みの評価を進めます。

- 使用済み天ぷら油を回収してつくったバイオディーゼル燃料（BDF）を、公用車の燃料として活用します。
- グリーン購入法⁵などに基づき、環境負荷の少ない製品の積極的な利用や普及を推進します。

③ 環境学習の推進

- 学校や地域、職場などにおける環境学習会や快適環境づくり講座などを開催・支援します。

■ まちづくりの指標

施策番号	指標名	算出の考え方	現状	目標水準	
				前期（H27）	後期（H32）
①	● 太陽光発電設置戸数（累計）	● 市内で太陽光発電が設置された戸数	200戸	450戸	700戸
②	● 市役所の低公害車の導入率	● 低公害車台数（※1）/全公用車台数（※2）×100	35%	60%	90%
③	● 環境学習会や出前講座の参加者数	● 環境学習会や出前講座への年間参加者数	367人/年	430人/年	500人/年

※1 低排出ガス車を含みます。

※2 特殊自動車を除きます。

■ まちづくりにおける市民の取り組み

- 省エネ製品の購入や自然エネルギーの活用など、環境に配慮した生活に努めます。

¹温室効果ガス：大気中の二酸化炭素やメタンなどで、太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあり地球の温度を平均約15℃に保っている

²環境学習：環境の保全についての理解を深め、環境の保全を行う活動につなげる学習で、環境基本法で位置づけられている

³クリーンエネルギー：電気や熱に変えても二酸化炭素（CO₂）や窒素酸化物（NOx）などの有害物質の排出が少ないエネルギー源

⁴自然エネルギー：太陽光や熱、風力、潮力、地熱など自然現象から得られるエネルギー

⁵グリーン購入法：グリーン購入とは、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選び購入することで、法で国などの機関に義務づけられ、地方公共団体や事業者・国民にも努めることとされているもの

(2)資源リサイクルの推進

■現状と課題

ごみの処理は、仙南地域広域行政事務組合で共同処理していますが、近年本市におけるごみの総排出量は徐々に減少しています。しかし、市民一人当たりのごみ排出量は減らず、横ばいで推移しているため、市民一人ひとりが日常生活の中でさらにごみ減量のための取り組みを行う必要があります。

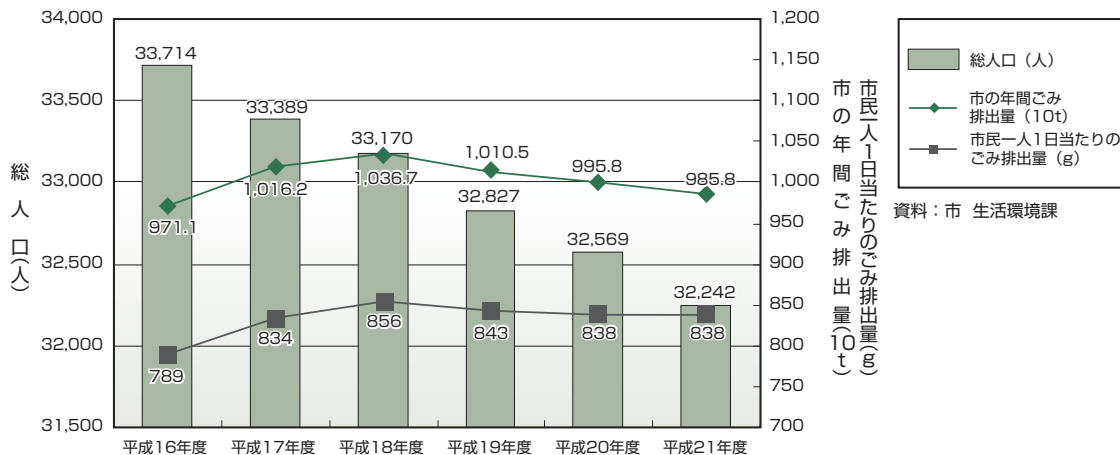
本市では、資源リサイクルの推進を図るため、適正なごみの分別回収に取り組んでいますが、徹底されていない面も見受けられます。また、平成23年4月からプラスチックごみの完全分別収集が始まるほか、平成24年7月からはごみ処理費用の有料化が実施される予定であり、これに伴いごみの不法投棄や不適正な分別による排出が予想されるため、モラル向上のための出前講座や啓発活動を一層進めていく必要があります。

家電製品やパソコンなどは、「資源有効利用促進法」に基づき指定された回収方法によりリサイクルすることが定められており、不法投棄を未然に防ぎ、取り締まりを強化する対策が必要です。

また、事業活動などに伴い発生した廃棄物は、事業所の責任により適正処理を行うことになっており、今後とも関係機関と連携しながら行政指導及び監視を徹底していく必要があります。



●ごみ処理の推移



■基本目標

- 環境衛生の向上のため、ごみ処理体制の充実に努めます。
- ごみの分別収集の徹底により、減量化や資源のリサイクルを推進します。
- 廃棄物の不法投棄を防止するための監視など、関係機関と連携しながら適正処理の推進を図ります。

■ 施策の体系

5-3-(2) 資源リサイクルの推進

① ごみ処理体制の充実

② ごみの減量化とリサイクルの推進

③ 廃棄物の適正処理の推進

■ 計画の内容

① ごみ処理体制の充実

- スケールメリット¹を活かしたごみの広域共同処理の充実に努め、環境衛生の向上を図ります。
- 地域住民が管理するごみ集積所の適正管理を支援します。

② ごみの減量化とリサイクルの推進

- マイバック運動のさらなる普及や使用済天ぷら油の回収など、3R（リデュース、リユース、リサイクル）²活動による具体のごみ減量に向けた取り組みの普及推進に努めます。

- 出前講座などを活用したごみの分別学習会を開催し、適正なごみの排出を推進します。
- ごみの分別収集の徹底により、燃やせるごみの減量と資源のリサイクル化を推進します。
- ごみ減量化・リサイクル推進団体を支援します。

③ 廃棄物の適正処理の推進

- 産業廃棄物が適正に処理されるよう関係機関と連携した指導に努めます。
- 廃棄物の不法投棄を防止するため監視に努めます。

■ まちづくりの指標

施策番号	指標名	算出の考え方	現状	目標水準	
				前期（H27）	後期（H32）
②	● 市民一人1日当たりのごみ排出量	● ごみ総排出量/市の人口/365日	838 g	784 g	754 g
②	● ごみのリサイクル率	● 再資源化量/ごみ総処理量×100	17%	24%	25%
③	● 不法投棄件数	● 直近3カ年平均の不法投棄把握件数	36件	36件	36件

■ まちづくりにおける市民の取り組み

- ごみの分別を徹底し、ごみの減量に取り組みます。
- マイバッグ持参や使用済み天ぷら油の回収協力など、身近にできる活動に取り組みます。

¹スケールメリット：規模が大きくなることによって得られる利益や効果

²3R（リデュース、リユース、リサイクル）：リデュース（reduce）＝廃棄物の発生抑制、リユース（reuse）＝再使用、リサイクル（recycle）＝再生利用・再資源化を進め、環境にできるだけ負荷をかけない循環型社会を形成する考え方

(3)環境衛生の向上

■ 現状と課題

これまで、美しいまちづくりを推進するため、ごみの散乱や河川の水質悪化防止など、市民一丸となって「市内一斉クリーン作戦」や河川の浄化活動などに取り組んできました。

害虫駆除については、環境衛生組合の協力の下、地域ぐるみで蚊やハエの駆除のための薬剤散布を実施していますが、引き続き環境衛生の向上に努めていく必要があります。特に、空き地や空き家の増加による雑草の繁茂や害虫の被害が発生するなど、周辺地域へ悪影響を与えており、地権者はもとより地域ぐるみで連携した駆除対応が求められています。

また、犬の飼養については、狂犬病予防法により飼い犬の登録と狂犬病予防注射が義務付けられていますが、接種率の低下がみられることより、今後とも犬の登録と予防注射の必要性を周知するとともに、犬の散歩中の糞の後始末など飼い主への指導とモラルの向上に努めてい

く必要があります。

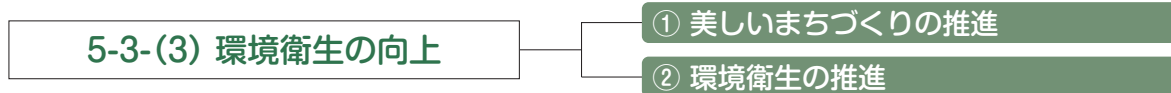
し尿の収集量は、公共下水道や合併処理浄化槽¹などの普及により減少していますが、し尿や浄化槽汚泥処理²については、今後とも広域共同処理により効率的な運用に努める必要があります。



■ 基本目標

- 美しいまちづくりに対する市民意識の啓発とともに、地域ぐるみでの環境衛生活動を進めます。
- 環境衛生の推進に係る指導の徹底とモラルの向上に努めます。

■ 施策の体系



第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章

■ 計画の内容

①美しいまちづくりの推進

- 美しいまちづくりに対する市民意識の啓発に努めます。
- 地域ぐるみのクリーン作戦を継続して実施します。

②環境衛生の推進

- 環境衛生の向上のために害虫駆除を進めます。
- ペットの飼い主へ法令順守の指導とモラルの向上に努めます。
- 河川の水質悪化防止に引き続き取り組むとともに、河川環境保全活動に取り組む市民活動組織を支援します。

■ まちづくりの指標

施策番号	指標名	算出の考え方	現 状	目 標 水 準	
				前期 (H27)	後期 (H32)
①	●環境衛生に関する市民満足度	●市民意識調査による把握	66.9%	72%	75%
②	●河川の水質の環境基準達成状況	●市内河川8ヶ所のBOD ³ 値が環境基準以下である割合	81%	100%	100%

■ まちづくりにおける市民の取り組み

- 地域ぐるみのクリーン作戦に取り組み、美しいまちづくりに努めます。
- ペットを飼う場合は、公衆のマナーに心掛けます。

¹合併処理浄化槽：公共下水道、農業集落排水の区域外で、汚水（し尿）と生活雑排水を合わせて微生物の働きなどを利用して浄化し、きれいな水にして放流する施設

²汚泥処理：排水から不純物を取り除く水処理を行ったあとに分離除去される泥状の汚泥を、安全に最終処分することや、再生資源として利用できるように加工することを汚泥処理という

³BOD：生物化学的酸素要求量の略称で、一般的な水質指標の1つであり、BODの値が大きいほどその水質は悪いと言えます。環境基準は2mg/L以下

第4節 生活安全への対応

(1) 災害に強い防災体制の整備

■ 現状と課題

<地域防災>

災害に強いまちづくりを進めるため、避難場所の適正配置、防災組織の育成、市民の防災意識の高揚など、防災を考慮した計画的なまちづくりを進める必要があります。

また、協働のまちづくりの理念の下、『地区計画』に基づく自主防災組織の結成や、危険箇所の調査、地域版防災マップ¹の作成などが行われていますが、こうした気運が市内全域に広がることが待たれるところです。

<消防>

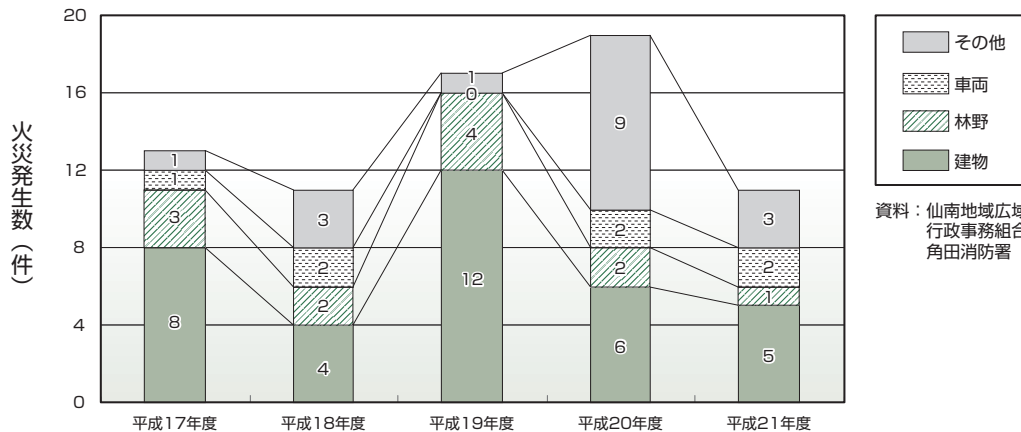
地域の防火・防災の役割を担う消防力については、消防団員の確保と消防施設の整備に努めています。特に、

消防団員については、団員の高齢化が進み、若年層の加入促進が課題となっていますが、少子高齢化社会を迎えている今日においては、市民総参加による消防体制のあり方を検討する必要があります。

<災害対策>

災害対策としては、年次計画により防災資機材などを購入、整備していますが、今後も各地区単位での備蓄の充実を図る必要があります。また、水害に備えた雨水排水路などの整備や、災害時の的確な情報収集と伝達が行える体制の確立が重要であり、通信手段の充実を図っていく必要があります。

● 火災発生数の推移



■ 基本目標

- 避難場所の適性配置、防災拠点施設の耐震化など、災害に強いまちづくりに努めます。
- 河川改修や雨水排水路の整備など、治山、治水事業を推進します。
- 地域ごとの自主防災組織の育成、市民の防災意識の高揚などによる地域防災力の向上に努めます。
- 消防設備、人員の確保による消防力の充実を図ります。

■ 施策の体系

5-4-(1) 災害に強い防災体制の整備

① 災害に強いまちづくり

② 治山、治水事業の推進

③ 地域防災力の向上

④ 消防力の充実

■ 計画の内容

① 災害に強いまちづくり

- 住宅の耐震化を支援します。
- 避難所や防災の拠点となる施設の耐震化を進めます。
- 緊急時の必要物資の輸送手段・経路を検討します。

② 治山、治水事業の推進

- 大雨被害対策のための河川改修や雨水排水路の整備を進めます。
- 急傾斜地崩壊危険箇所の防止工事の促進と危険性の高い箇所の周知徹底を進めます。

③ 地域防災力の向上

- 総合的な防災体制の整備と市民の防災意識の高揚を図ります。

- 『地区計画』に基づく、地域住民による自主防災組織の結成や危険箇所の調査、地域版防災マップの作成などを支援します。

- 防災倉庫の充実と防災無線のデジタル化を進めます。

④ 消防力の充実

- 常備消防力の強化と非常備消防設備²の充実を進めます。

- 消防職員・団員の資質向上と人員の確保に努めます。

- 企業などの自衛消防組織への指導・育成を進めます。

■まちづくりの指標

施策 番号	指 標 名	算出の考え方	現 状	目 標 水 準	
				前期 (H27)	後期 (H32)
①	●避難所の耐震化率	●耐震対応済み避難所数/総避難所数(建築物)×100	47.7%	90%	100%
②	●防災対策の市民満足度	●市民意識調査による把握	59.5%	65%	70%
③	●自主防災組織の数	●自主防災組織の登録数	12団体	53団体	93団体
④	●消防団員の充足率	●消防団員数/消防団員の定数×100	96.7%	100%	100%

■まちづくりにおける市民の取り組み

- 家庭でできる防災物資の備蓄や家具転倒の防止策などを行います。
- 避難所までの避難経路を確認しておき、日頃から災害に備えます。
- 地域の防災訓練に積極的に参加します。

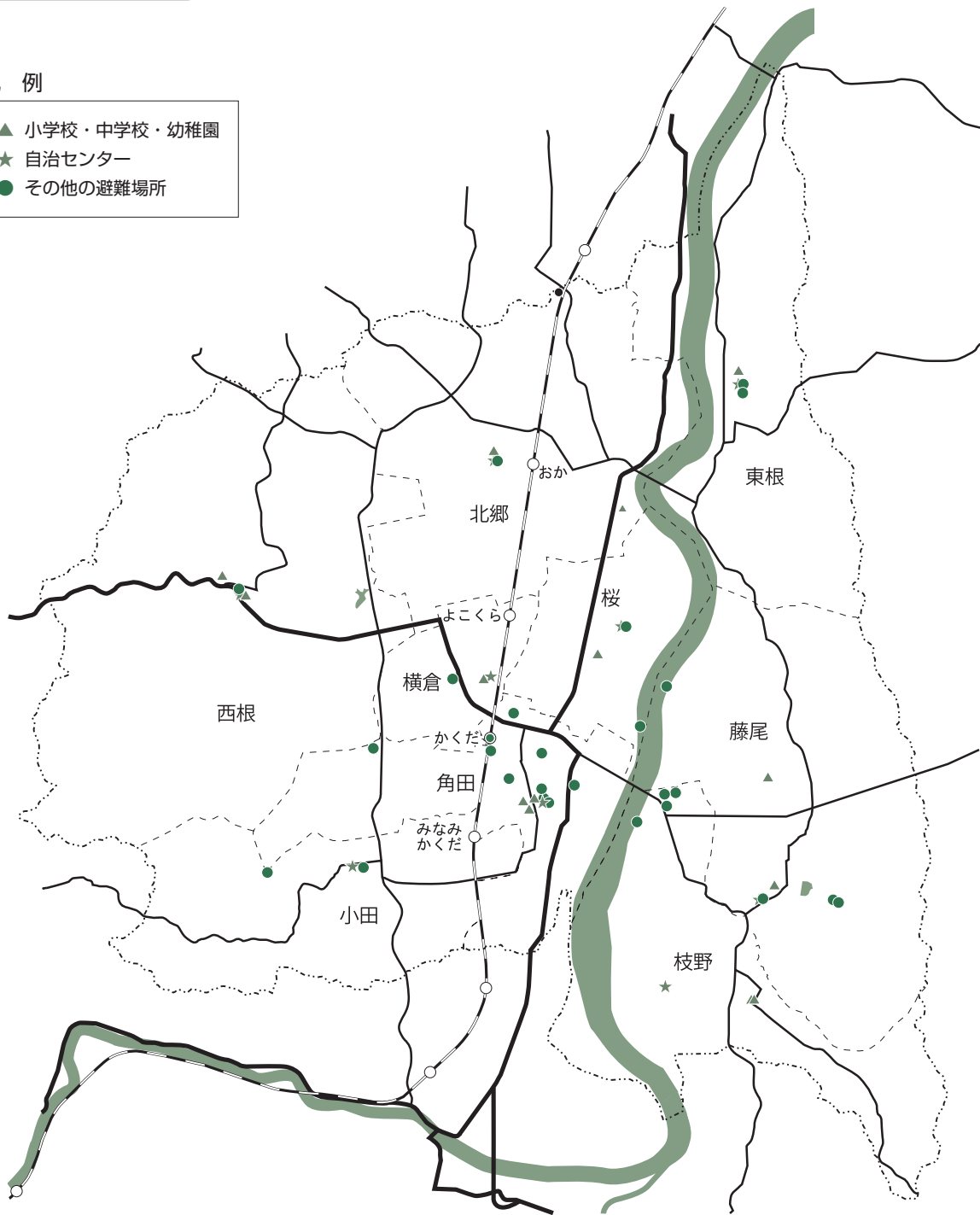
¹防災マップ：自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもので、地震防災危険度マップ、避難所マップなど

²常備消防・非常備消防：市町村や一部事務組合の消防専門の消防本部を常備消防といい、民間の自主的な組織である消防団を非常備消防という

避難場所配置図

凡例

- ▲ 小学校・中学校・幼稚園
- ★ 自治センター
- その他の避難場所



(2)交通安全と防犯の推進

■現状と課題

本市では、交通量の多い交差点への信号機の設置要望や、歩道の開設などの交通安全施設の整備を進めています。子どもや高齢者、障がい者などに配慮した安全な交通環境が求められる中、歩行者や自転車が安心して利用できる道路や、交通事情の変化に対応した交通安全施設を整備する必要があります。

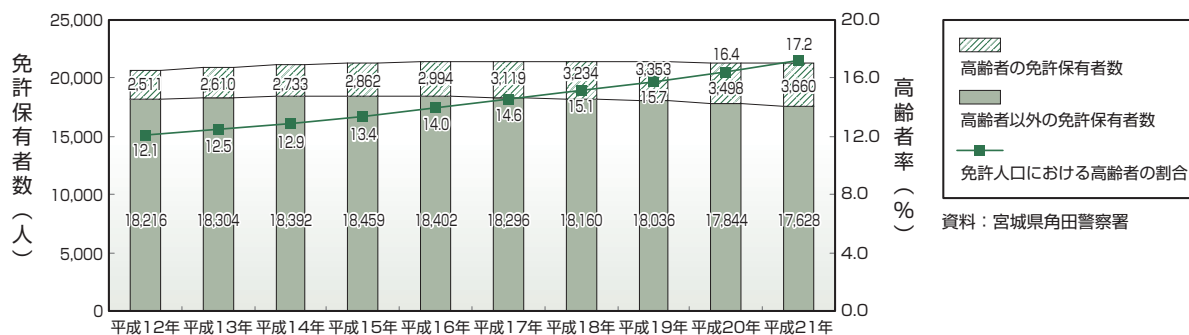
さらに、交通安全意識の高揚を図るため、交通安全指導員による街頭指導や交通安全教室の開催、交通安全母の会による啓発活動支援などを行っています。一方で、高齢者人口の増加により、高齢者が関係する事故が増加傾向にあることから、高齢者の交通安全意識の向上にさ

らに取り組む必要があります。

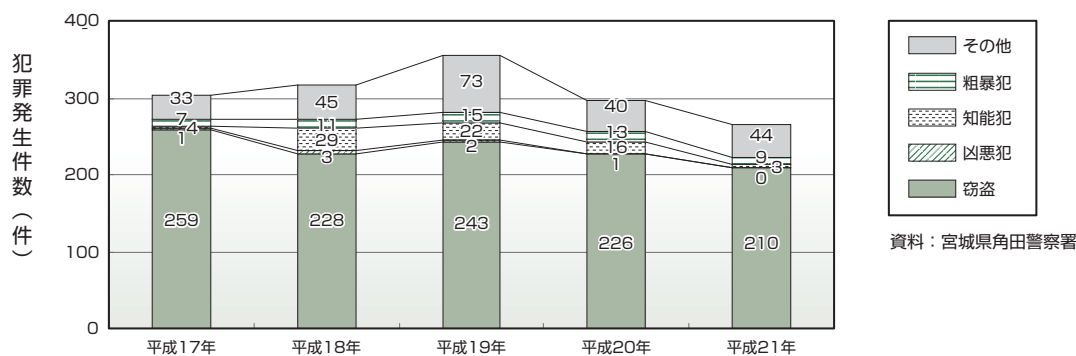
本市の防犯体制は、警察署や防犯協会、行政などが連携し、犯罪を発生させない環境を確保するため活動に取り組んでいます。また、子ども達が登下校時に交通事故や犯罪被害に遭わないよう、地域住民ボランティア¹による通学路の見守り活動も各地域で行われています。

市では、平成18年4月に「角田市生活安全条例」を施行し、安全な地域社会を実現するために「安心して暮らせる安全なまちづくり連絡会議」を創設しており、今後とも関係者との連携のもとに、地域ぐるみの防犯体制の強化を図っていく必要があります。

●高齢運転者の推移



●犯罪発生の推移



■基本目標

- 子どもや高齢者、障がい者などに配慮した安全な交通環境の向上に向け、交通安全施設の整備を進めます。
- 高齢者が関係する交通事故の増加に伴い、高齢者の交通安全意識の啓発、向上を図ります。
- 安心して暮らせる安全なまちづくりに向け、防犯体制の強化を進めます。

■ 施策の体系

5-4-(2) 交通安全と防犯の推進

① 交通安全施設の整備

② 交通安全意識の啓発

③ 防犯体制の強化

■ 計画の内容

①交通安全施設の整備

- カーブミラーの設置や、県公安委員会への信号機設置要望など交通安全施設の整備に取り組みます。
- 子どもや高齢者、障がい者などに配慮した道路環境の改善を進めます。

②交通安全意識の啓発

- 交通安全運動の積極的展開と交通安全の実践教育を推進します。

- 高齢者などへの交通安全教育の充実を図ります。

③防犯体制の強化

- 警察署や防犯協会などと連携し、犯罪を発生させない環境づくりを推進します。
- 子どもを事故や犯罪から守るための、地域住民による見守り活動を支援します。

■ まちづくりの指標

施策番号	指標名	算出の考え方	現状	目標水準	
				前期 (H27)	後期 (H32)
①	●交通安全対策の市民満足度	●市民意識調査による把握	66.9%	72%	75%
②	●交通安全教室の参加者数	●交通安全教室への年間の参加者数	3,545人/年	3,600人/年	3,600人/年
③	●防犯対策の市民満足度	●市民意識調査による把握	68.3%	72%	75%

■ まちづくりにおける市民の取り組み

- 交通ルールやマナーを守ります。
- 子どもの見守りや声掛け活動により、みんなで地域の安全確保に努めます。

¹ ボランティア：自発的に社会貢献事業などに参加し、無償の奉仕活動をする人

(3) 安心な生活環境の確保

■ 現状と課題

市民の消費生活は、消費物資の量的拡大と多様化が進み、豊かになりましたが、一方で、廃棄物の増大、環境汚染、産地偽装食品¹などにより健康に対する不安がもたらされています。

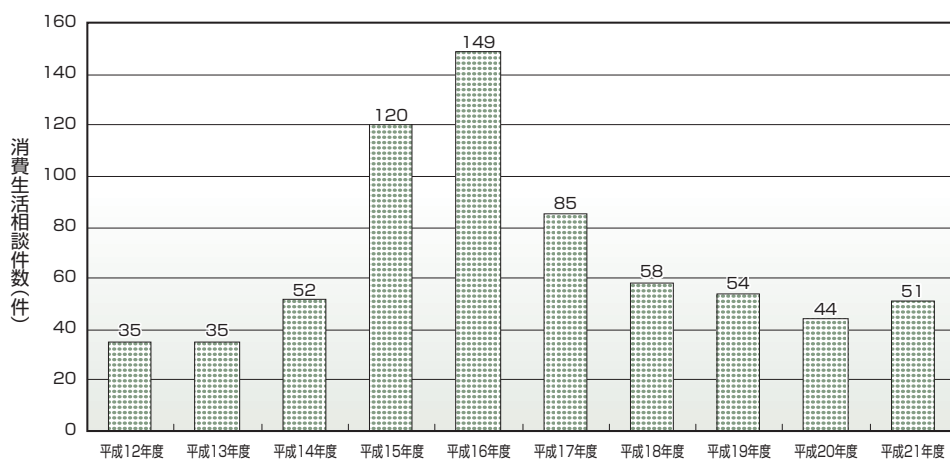
また、詐欺や悪質な商法により、消費者の被害も増えていることから、宮城県消費生活センターや関連機関と連携し、消費生活相談員を配して消費者の苦情相談を行っています。特に、高齢者や若者層に被害が及んでいることから、被害未然防止のための学習会や啓発活動が必要です。今後も、多様化、複雑化する消費生活上のトラブルに対して、消費生活相談の役割はますます重要になり、その機能を充実する必要があります。

消費生活相談以外では、市で人権相談や行政相談、法律相談などを行っていますが、最近の社会情勢のなかで相談件数も増加しており、今後は市民ニーズにあった総合的な相談体制の充実を図っていく必要があります。

また、本市には、寺院によって管理されている墓地と農村集落における共葬墓地²が点在しています。市営墓地については、今後の需要把握に努め、新たな墓地の在り方について検討も必要です。

火葬場は、仙南地域広域行政事務組合運営のあぶくま斎苑が設置され、丸森町と共同で利用しており今後も適正な管理運営に努める必要があります。

● 消費生活相談件数の推移

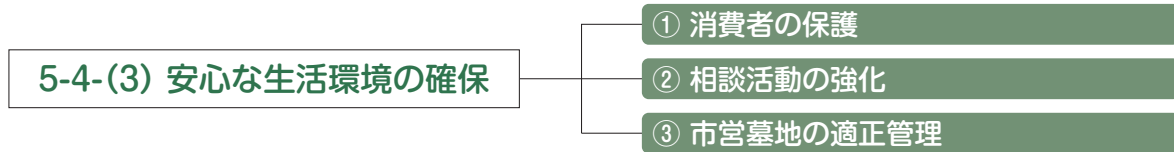


資料：市 生活環境課

■ 基本目標

- 多様化、複雑化する消費生活上のトラブルに対し、消費者の保護を図ります。
- 現在の社会情勢を反映し、人権相談や結婚相談、さらに行政相談や法律相談など多様な相談活動の強化を促進します。
- 市営墓地や斎場の適正な管理運営に努めます。

■ 施策の体系



■ 計画の内容

① 消費者の保護

- 消費生活相談の充実を図ります。
- 不適正な販売・取引に対する調査・監視・指導を強化します。
- 消費者団体の育成支援に取り組みます。
- 消費者情報の収集及びその情報提供体制を充実します。

② 相談活動の強化

- 総合相談窓口の設置と充実を進めます。
- 様々な市民ニーズに応じた相談体制を整備します。

③ 市営墓地の適正管理

- 市営墓地の適正な維持管理に努めます。

■ まちづくりの指標

施策番号	指標名	算出の考え方	現状	目標水準	
				前期 (H27)	後期 (H32)
①	● 消費生活相談件数	● 消費生活関係の年間の相談件数	51件/年	70件/年	90件/年

■ まちづくりにおける市民の取り組み

- 消費に関する正しい知識を身に付けます。

¹産地偽装食品：評判の高い産地などに偽って表示して売る食品

²共葬墓地：共同墓地と同じ意味で、地域で自然発生的に生まれた墓地

第6章 持続可能な行政経営を目指して

第1節 市民に開かれた行政を目指して

(1) 行政情報の公開

■ 現状と課題

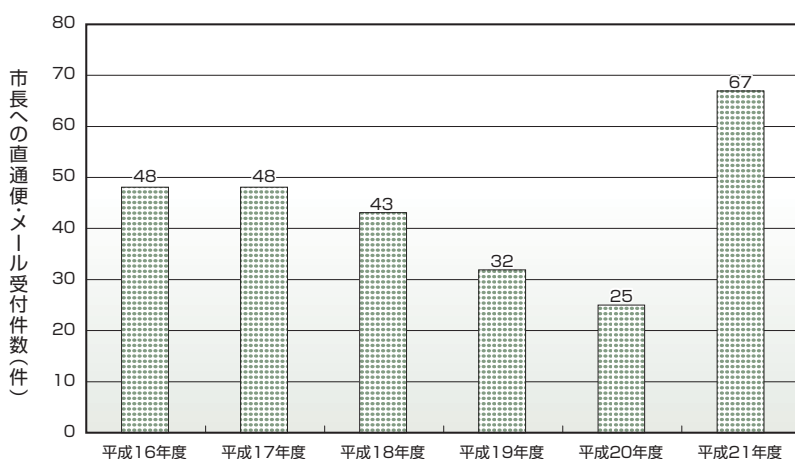
市民と行政との協働のまちづくりを進める上で、市民の「知る権利」を保障することは大変重要です。政策などの説明責任¹を果たすためにも、行政が保有する情報の公開について、質・量ともに高めていくことが求められています。

市民からの情報公開請求などについては、情報公開条例及び個人情報保護条例に基づき、プライバシーの保護に配慮しつつ、適切に提供できるよう運用しています。

今後は、情報公開請求に迅速に対応するため、公文書の管理及び公開のための更なる環境整備や、政策形成過程における資料などの適正な管理及び個人情報の適正な管理・運用が重要な課題となります。

また、政策形成過程に市民の意向を反映していくための計画的かつ積極的な情報提供についても運用を検討していく必要があります。

● 市長への直通便・メール受付件数の推移

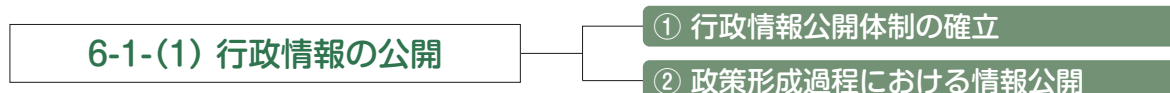


資料：市 総務課

■ 基本目標

- 行政情報の公開に向けた適正な情報管理と公開体制の充実を進めます。
- 行政運営の政策形成過程の情報公開を進めます。

■ 施策の体系



■ 計画の内容

① 行政情報公開体制の確立

- 行政情報公開のための情報整理と公開体制の充実を図ります。
- 公文書の適正管理、例規の整備などを進めます。

② 政策形成過程における情報公開

- 各種審議会など政策形成段階の運営資料などを積極的に公開します。
- 政策形成過程における行政情報についてマスメディア²を活用し、計画的かつ積極的に情報を発信します。

■ まちづくりの指標

施策番号	指標名	算出の考え方	現 状	目 標 水 準	
				前期 (H27)	後期 (H32)
①	● 行政情報公開に関する認知度	● 市民意識調査による把握	63.5%	70%	80%

■ まちづくりにおける市民の取り組み

- 行政情報に関心を持ち、まちづくりに積極的に関わります。

¹説明責任：説明が必要な事柄で、説明を求められた場合に、当事者が十分な説明を行うべき責任

²マスメディア：新聞・雑誌・テレビ・ラジオなど大量伝達手段を用いるメディア（媒体）による不特定多数に向けた情報伝達手段

(2) 広報活動による行政情報の発信

■ 現状と課題

本市の広報活動は、「広報かくだ」や「ホームページ」をはじめ、「議会だより」、「自治センターだより」など、多様なチャンネル²で情報発信を行っています。特に毎月全戸に配布される「広報かくだ」については、多くの市民に行政の様々な情報を提供する情報発信の柱として、内容の充実に取り組んでいます。

市の広報媒体には、読み手である市民が求める情報をよりわかりやすく、タイムリーに伝えることが求められています。そのため、即時性があるホームページにはよりタイムリーな情報を、紙媒体の広報紙には記録に残るようなトピックス記事や特集記事などの情報を掲載するなど、それぞれの媒体の特性を生かした広報を行うことが重要です。また、紙面に限りのある広報紙には概略的な情報を掲載し、より詳しい情報については掲載スペースの制限が少ないホームページに掲載するといった工夫も必要となります。今後、より多くの市民がホームページを閲覧できる環境が整えば、「詳しくはホームページに掲載しています」など、広報紙上からホームページなどの情報へと案内することも効果的な手法といえます。

そのほか、市のイメージアップや認知度の向上を図るため、また角田ブランド³形成のためにも、マスメディア⁴をはじめ、各種のメディアを活用した情報発信を計画的かつ積極的に行っていくことが重要な課題になっています。



■ 基本目標

- 市民が参画し、親しみのもてる広報活動を推進します。
- 各種メディアを活用し、情報発信機能を高めます。

■ 施策の体系

6-1-(2) 広報活動による行政情報の発信

- ① 市民が参画し、親しみのもてる広報活動の推進
- ② 各種メディアを活用した情報発信機能の強化

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章

■ 計画の内容

① 市民が参画し、親しみのもてる 広報活動の推進

- 分かりやすく、読みやすい広報紙づくりを進めます。
- 投稿のコーナーや、子どもの写真の掲載など、市民が参加できる紙面づくりを行います。
- 市民の意見を広報紙づくりの参考とするため、広報モニター⁵によるアンケートを実施します。
- 障がい者や外国人などにもわかりやすい情報提供を検討します。
- 誰もがアクセスしやすい⁶ホームページづくりを進めます。

- 様々な媒体の特性を活かした広報活動を行います。

② 各種メディアを活用した 情報発信機能の強化

- 新聞、テレビなどのマスメディアに、市の情報を積極的に提供し、広く角田市の情報を発信します。
- ホームページの内容を充実し、情報発信機能を高めます。

■ まちづくりの指標

施策 番号	指 標 名	算出の考え方	現 状	目 標 水 準	
				前期 (H27)	後期 (H32)
①	● 広報活動の満足度	● 市民意識調査による把握	78%	85%	90%

■ まちづくりにおける市民の取り組み

- 市の広報紙や自治センターだよりなどを、家族みんなで見るように努めます。

¹ホームページ：インターネット上で公開された最初に表示されるページで、文章や画像などのデータで構成される

²チャンネル：情報を伝達する通信媒体またはコミュニケーションの方法や機会

³ブランド：銘柄、商標の個性で、他の銘柄と明確に異なる特性を有し、社会や消費者がもつ印象。経済産業省企業法制研究会によれば競争相手の製品等と識別化または差別化するためのネーム、ロゴ、マーク、シンボル、パッケージ・デザインなどの標章と定義されている

⁴マスメディア：新聞・雑誌・テレビ・ラジオなど大量伝達手段を用いるメディア（媒体）による不特定多数に向けた情報伝達手段

⁵広報モニター：広報紙の記事や写真などの内容について意見を求めるため、市から依頼している人

⁶アクセスしやすい：情報やサービスなどがどの程度広範囲な人々に利用しやすいかを表す意味またはその度合い

(3) 広聴活動の推進

■ 現状と課題

市民の生活様式が多様化する中、行政に対する市民ニーズも多種多様になってきています。こうした市民の多様なニーズに市が応えるためには、事業を進めるにあたって、市民の意見を取り入れていくことが不可欠です。

市では、これまで、「市長への直通便」、「市長へのメール」、「市長とランチミーティング」、「まちづくり懇談会」、「出前講座」など、市民の声を聴くためにさまざまな取り組みを行ってきました。こうした取り組みは、市民の意見を市政に反映させる上で一定の効果をあげています。

今後は、こうした取り組みをより効果的に行っていくとともに、個々の事業を実施する各担当部署においても、計画策定段階でのパブリックコメント¹の実施や、各種市民アンケートの実施など、より幅広く市民の声を集め事業に反映させることが、ますます重要になってきます。

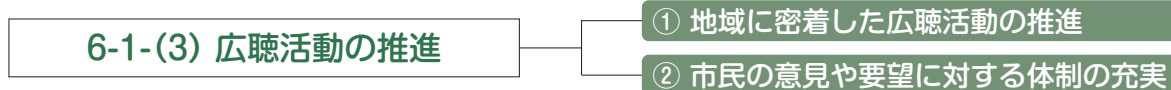
また、職員が市民と接する際は、職員一人ひとりが広聴活動の最前線の担い手であるという認識を持ち、頂いた意見や要望については、適切に対応するとともに、貴重な情報として分類、分析して蓄積し、今後の的確な対応につなげていく必要があります。また、その対応状況を市民にお知らせすることが求められています。



■ 基本目標

- 地域に密着した幅広い広聴活動を推進します。
- 市民の意見、要望に対する体制の充実を図ります。

■ 施策の体系



第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章

■ 計画の内容

① 地域に密着した広聴活動の推進

- まちづくり懇談会などにより、地域に密着した広聴活動を行います。
- ランチミーティング、出前講座、市長への直通便、電子メールなど多くのチャンネル²を設け、幅広く市民の意見を求めます。
- 事業運営や計画策定にあたっては、アンケートやパブリックコメントを実施するなど、各事業の担当部署においても市民の意見を反映させる取り組みを行います。

② 市民の意見や要望に対する体制の充実

- 市民から寄せられた意見や要望に対しては、担当部署と連携し適切に対応します。
- 意見や要望に対する対応状況を市民にお知らせします。
- 寄せられた意見や要望を分類、分析して蓄積し、今後の施策に活かします。

■ まちづくりの指標

施策番号	指標名	算出の考え方	現状	目標水準	
				前期 (H27)	後期 (H32)
①②	● 広聴活動の満足度	● 市民意識調査による把握	78%	85%	90%

■ まちづくりにおける市民の取り組み

- 市民の視点から行政サービスのあり方について提案します。

¹パブリックコメント：行政機関が政策の立案などを行う際に、案を公表して市民、事業者などの意見や情報を求める制度

²チャンネル：情報を伝達する通信媒体またはコミュニケーションの方法や機会

第2節 時代に即応した行政経営

(1) 効率的な行政経営を目指して

■ 現状と課題

自治体経営を進めていく上では、「成果重視」、「経営感覚」、「説明責任」を中心に据えた行政運営が根幹となります。今後は、行政評価の着実な運用を行うとともに、市民による第三者評価を加えて事業の見直しを的確に実施することが求められています。

これまで、総合計画や各種計画に基づき様々な事業を実施してきたものの、計画の進行管理が十分に行われていませんでした。今後は、計画⇒実行⇒評価⇒改善（PDCAサイクル²）の着実な運用により、施策の優先順位を考慮した見直しや、選択と集中による効率的な事業実施に配慮する必要があります。

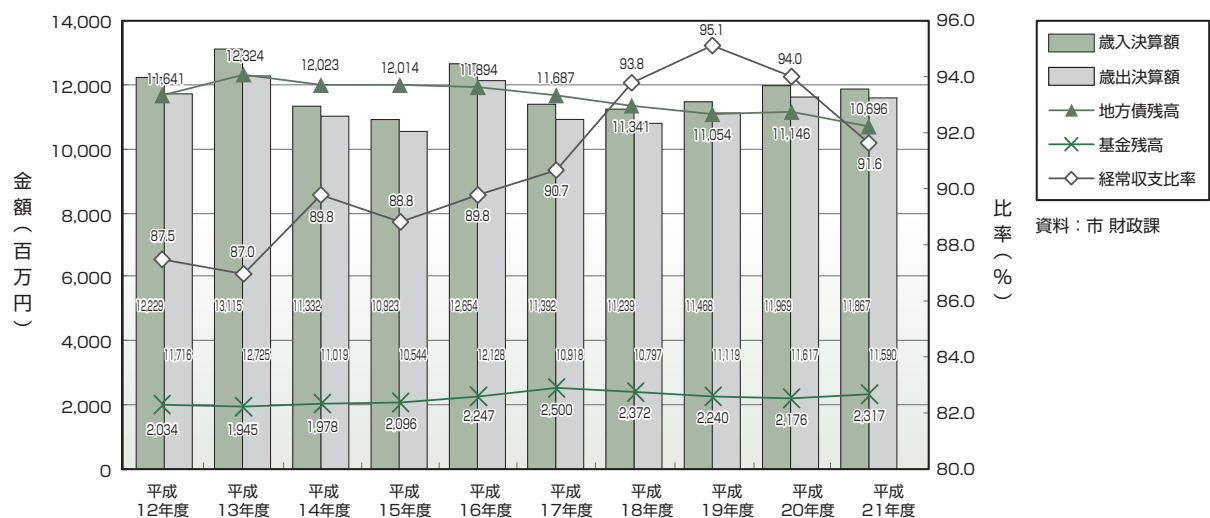
近年の地方分権化の進展により、自治体では市民ニーズに的確に対応できる政策形成能力の高い職員が求められており、職員の資質の向上をさらに図っていく必要があります。

長引く景気の低迷による市税の減収、さらには国の危機的財政による地方交付税の削減など本市の財政は厳しい状況が続いています。

これまでも、一貫して財政の健全化に取り組んできましたが、小・中学校をはじめとした耐震補強や、保育所などの建て替えへの対応など、財政の健全化と行政需要のギャップが著しくなっています。最少の経費で最大の効果を上げることが財政運営の原則であり、市民と行政との協働のまちづくりを進める視点から、問題・課題を共有しながら、効果的・効率的な財政運営が求められています。

また、大規模災害の発生など不測の事態にも行政経営が適切に継続できるように、危機管理体制の整備も必要です。

● 財政状況の推移



■ 基本目標

- 行政評価や計画のPDCAサイクルを確実に実施することにより、むだの無い行政経営を推進します。
- 社会経済動向や市民ニーズに的確に対応できるよう、職員の政策立案能力の形成や資質の向上に取り組みます。
- 市民に分かりやすく財政状況の公表を行いながら、健全な財政運営を行います。

■ 施策の体系

6-2-(1) 効率的な行政経営を目指して

① 持続可能な行政経営

② 職員の政策形成能力や資質の向上

③ 健全な財政運営

■ 計画の内容

① 持続可能な行政経営

- 長期総合計画や各種計画の進行管理を、市民と共に進めます。
- 持続可能な行政経営に向けて、行財政改革の着実な実施に取り組めます。
- 行政評価やPDCAサイクルの着実な運用を図ります。
- 指定管理者制度³などのアウトソーシング⁴手法を積極的に活用します。
- 公共施設の効率的な維持管理を図るため、公共施設ストック計画⁵を策定します。
- 災害時などにも行政経営を継続するためのリスク分析⁶を行い、危機管理体制を整備します。

② 職員の政策形成能力や資質の向上

- 政策形成能力を向上させるための職員研修の実施や職員提案の充実に取り組めます。
- 適正な人事管理と専門職員の確保を図ります。
- 多様な住民ニーズに対応できる組織機構の点検と見直しを進めます。

③ 健全な財政運営

- 経費の節減や事務の効率化に努めるとともに、財政計画の策定を通して、健全な財政運営を行います。
- 市民に分かりやすい財政状況の公表を行います。
- 課税対象の把握と収納率の向上を図ります。
- 各種外郭団体などの適切な運営に向けて、目的と役割について点検と見直しを行います。

■ まちづくりの指標

施策番号	指標名	算出の考え方	現状	目標水準	
				前期 (H27)	後期 (H32)
①	● 行政全体に対する満足度	● 市民意識調査による把握	48.6%	54%	60%
③	● 経常収支比率 ⁷	● 経常経費充当一般財源/経常的一般財源×100	91.6%	90%	85%

■ まちづくりにおける市民の取り組み

- 総合計画の進捗状況を市民目線で評価することにより、行政経営に協力します。
- 税金の使途に関心を持ち、財政の健全化に協力します。

¹説明責任：説明が必要な事柄で、説明を求められた場合に、当事者が十分な説明を行うべき責任

²PDCAサイクル：計画に基づく実行過程で継続的に改善するために、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を取り組みによって、逐次業務改善を行う手法

³指定管理者制度：住民サービスの向上や経費の節減などを目的に、公的施設の管理や運営を民間事業者・団体などの自主的な運営に任せる制度

⁴アウトソーシング：企業や行政の業務のうち専門的なものについて、それをより得意とする外部の企業などに委託することで、外部の資源やサービスを活用する手法

⁵公共施設ストック計画：公共建築物などの更新時期に対応して、建築物の長寿命・延命化とライフサイクルコスト（建築物などの企画、設計からそれを建設し、運用した後、除去するまでの生涯期間に費やされる費用）の縮減を目指す方針と行動の計画

⁶リスク分析：リスク（危険性）がどのように存在し、リスクの発生によりどの程度の損失をもたらすかという影響の度合いを測定し、分析すること

⁷経常収支比率：地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で比率が高いほど財政構造が硬直化していることを示すもので、経常経費（人件費、公債費など）に経常一般財源収入（地方税、普通交付税など）がどの程度充たされているかを見るもの

(2) 情報化社会への対応

■ 現状と課題

情報の高度化と多様化が進む中、情報化社会の進展は市民生活の様々な面に大きな影響を与えています。とりわけ、インターネットによる情報の入手・発信が容易になっています。

本市では、各種行政サービスの電子化を進めてきていますが、市民や企業が求める情報を効率的に、また即時性をもって提供することや、広く角田の様子を発信して角田を知ってもらうための情報発信を行うなど、情報コンテンツ¹の一層の充実を図る必要があります。

今後は、市全体の情報化についての目標を明確にし、情報の高度化による文化交流、産業交流、技術開発・育成など、それぞれの分野における方針を明らかにして、電子市役所²の構築に取り組む必要があります。特に、情報の双方向性³への取り組みや施設の利用申込みの電子化、図書館の図書の出し予約など、市民の多様な要望に応えられるよう機能を高めていく必要があります。

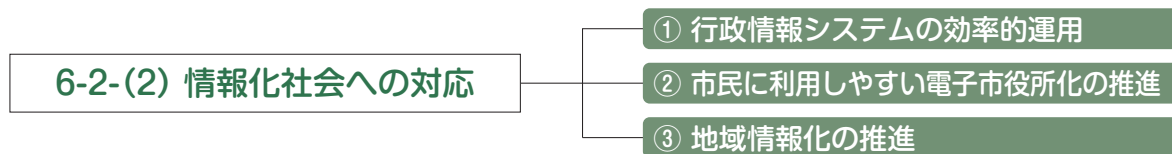
また、地上デジタル放送⁴への移行に伴う市内の難視聴地域の受信対策とともに、光ファイバー⁵網が市内全域に敷設されることにより、高速デジタル通信⁶が可能となることから、その活用について検討することが必要となります。



■ 基本目標

- 効率的な行政経営を実現するための情報システムを確立します。
- 市民サービスの向上を目指した利用しやすい電子市役所化を推進します。
- 情報通信ネットワークの普及を進めます。

■ 施策の体系



第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章

■ 計画の内容

① 行政情報システムの効率的運用

- 事務の効率化につながる情報システムの運用に取り組みます。
- 情報化推進計画を策定し、行政情報システムの効率的な運用を図ります。
- 情報漏えい対策に向けた、セキュリティ⁷の強化に取り組みます。

② 市民に利用しやすい電子市役所化の推進

- 各種行政サービスの電子申請・届出のシステム化を進めます。
- かくだ応援サポーター向けの情報発信をすると

もに、本市出身者や姉妹都市・友好都市関係者などへ交流に関わる情報提供を行います。

③ 地域情報化の推進

- 地上デジタル放送の難視聴地域の受信対策を進めます。
- 光ファイバー網などによる地域情報化の推進と効率的活用を検討します。

■ まちづくりの指標

施策番号	指標名	算出の考え方	現状	目標水準	
				前期 (H27)	後期 (H32)
①	● 情報化推進計画の策定	—	—	策定	—
②	● 電子申請システムの構築	—	—	—	構築

■ まちづくりにおける市民の取り組み

- 生活の利便性を高めるため、インターネットなどの活用能力の習得や向上に努めます。

¹情報コンテンツ：情報の内容、中身のこと、ウェブサイト（インターネット上で、さまざまな情報を提供するページ）やCD、DVDなどの媒体で閲覧できるテキスト、静止画、音楽などの情報全般

²電子市役所：情報通信技術（IT）を活用し、行政の市民サービス向上や事務の効率化を図る取り組みを進める行政機関のこと

³情報の双方向性：送り手と受け手の立場の両者の間では情報が一方通行で伝達されるのではなく、双方向にやりとりされる伝達形式

⁴地上デジタル放送：映像や音声をデジタル情報に変換し、地上にある放送局から送信する放送方式

⁵光ファイバー：通信手段として光を用いるために利用される太さ0.1mmほどのガラスでできた繊維による通信ケーブルで、最も高速な通信能力を持つ

⁶高速デジタル通信：通話からデータ・映像まであらゆる情報が伝送可能な高速・大容量のデジタル専用回線による通信

⁷セキュリティ：安全、保安、安全管理

(3) 広域行政の推進

■ 現状と課題

昭和45年（1970年）に仙南2市7町で構成する「仙南地域広域行政事務組合」を設立し、衛生、消防、教育など事務の共同処理を行っています。平成12年度（2000年）からは介護保険制度における介護認定、平成17年度（2005年）からは一定規模以上の税の滞納に係る徴収、平成18年度からは障害者自立支援審査のための機関を設置しています。今後も、スケールメリット¹を活かせる共同処理事務や新たな広域事務のニーズに応じ、組合の構成市町と協議し機能充実を図っていく必要があります。

なお、消防事務については、消防組織法の改正に伴い平成24年度を目途に「消防の広域化」が求められており、今後その対応が必要になります。

また、平成10年に角田市、大河原町、柴田町、村田町の4市町からなる一部事務組合として「大河原町外1市2町保健医療組合」を設立し、「みやぎ県南中核病院」の運営を行っていますが、市内医療機関との連携を図りながら、円滑な高次救急医療を担っていくことが求められています。

さらに、保育所などの公の施設の相互利用、機関の共同設置、事務の委託などをこれまで進めてきていますが、市民の利用実態や広域的な行動範囲などを見極めな

がら、適時見直しを図り、市民サービスの向上に配慮した広域行政の有効活用を図る必要があります。

なお、広域連携として、平成18年（2006年）1月に県南の各市町間に関わる行政課題についての調査、研究のために仙南4市9町の首長で構成する宮城県南サミットを設立し、種々協議を重ねてきていますが、今後はこうした組織を核として、広域的な課題などについて検討することが大切です。



■ 基本目標

- 広域市町圏における事務事業を協力して進め、効率的な広域行政を推進します。
- 広域連携により市民サービスの向上を図ります。

■ 施策の体系

6-2-(3) 広域行政の推進

① 広域行政事務・事業の改善と充実

② 広域市町圏における連携強化

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章

■ 計画の内容

① 広域行政事務・事業の改善と充実

- 仙南地域広域行政事務組合の事務の共同処理を円滑に進めるとともに、みやぎ県南中核病院における適切な病院経営への参画を図ります。

② 広域市町圏における連携強化

- 仙南圏域市町や宮城県南サミットとの連携強化を進め、市民サービスの向上を図ります。
- スケールメリットを活かせる分野での広域行政を進め、効率的な行政運営を行います。

■ まちづくりの指標

施策番号	指標名	算出の考え方	現状	目標水準	
				前期 (H27)	後期 (H32)
①②	● 広域行政の満足度	● 市民意識調査による把握	48.1%	54%	60%

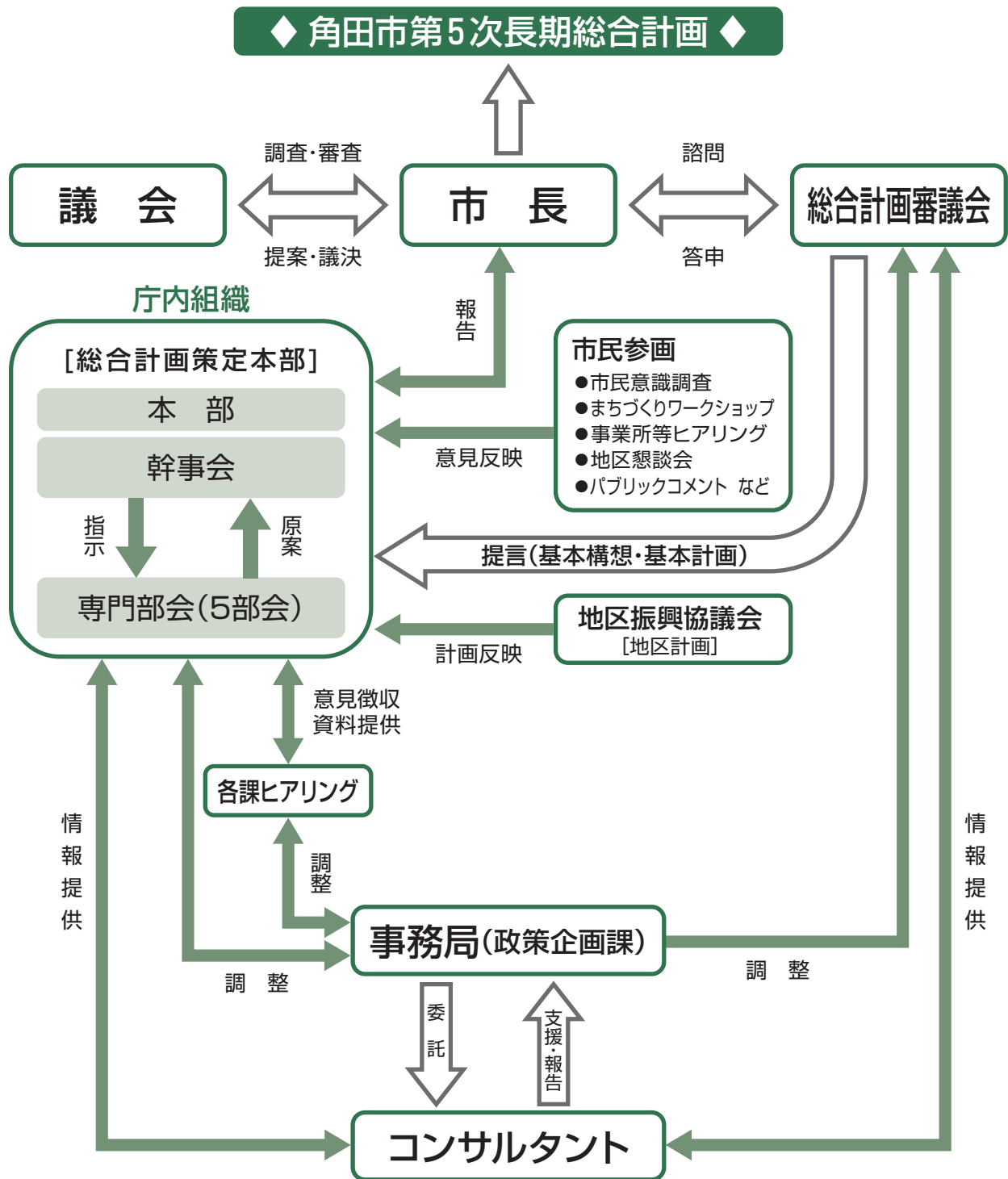
■ まちづくりにおける市民の取り組み

- 市民レベルでの周辺市町との様々な交流や情報発信を積極的に行います。

¹スケールメリット：規模が大きくなることによって得られる利益や効果

資料編

1. 計画策定体制



2. 計画策定経過

年 月 日	会議などの開催状況	主 な 内 容
平成21年（2009年）05.22	第1回長期総合計画策定本部・幹事会合同会議	長期総合計画策定方針（案）の審議
//	第5次長期総合計画策定方針の決定	
07.01	第1回長期総合計画策定庁内専門部会合同会議	長期総合計画策定方針の報告、第4次長期総合計画後期基本計画の実績点検の説明
//	第1回長期総合計画策定庁内専門部会会議	実績点検の進め方の確認（教育文化部を除く）
07.03	第4回角田市政策推進会議	第5次長期総合計画策定支援業者の選定
07.08	第1回教育文化部会会議	実績点検の進め方の確認
07.09	計画策定支援業者の企画提案審査会	5社対象
07.22	第2回行財政部会会議	実績点検と関係課ヒアリングについて打合せ
07.27	第3回行財政部会会議	実績点検と関係課ヒアリングについて打合せ
07.28	第4回行財政部会会議	実績点検の関係課ヒアリング
07.29	計画策定支援業者との業務委託契約締結	委託先:株式会社国際開発コンサルタント仙台支店
07.31	第2回環境生活部会会議	実績点検と関係課ヒアリングについて打合せ
08.03	第2回教育文化部会会議	実績点検と関係課ヒアリングについて打合せ
08.06	第2回市民福祉部会会議	実績点検の関係課ヒアリング
08.11	第3回環境生活部会会議	実績点検の関係課ヒアリング
08.12	第3回市民福祉部会会議	実績点検の関係課ヒアリング
08.13	第4回環境生活部会会議	実績点検の関係課ヒアリング
08.18	第5回環境生活部会会議	実績点検の関係課ヒアリング
//	第5回行財政部会会議	実績点検の整理
08.19	第3回教育文化部会会議	実績点検の関係課ヒアリング
08.20	第2回産業建設部会会議	実績点検の関係課ヒアリング
08.21	第3回産業建設部会会議	実績点検の関係課ヒアリング
08.25	第4回教育文化部会会議	実績点検の整理
09.09	市民意識調査の実施	市民3000人へ郵送（9/28締め切り）、市内中学2年生へ依頼（274人）
09.29	第6回環境生活部会会議	実績点検の整理
10.06	長期総合計画事務事業（実施計画）調査実施	
10.08	第1回庁内専門部会正副部会長会議	実績点検結果の共有
10.20	第2回長期総合計画策定本部・幹事会合同会議	実績点検結果の共有
11.24	第3回長期総合計画策定本部・幹事会合同会議	第4次長期総合計画後期基本計画のリーディングプロジェクトの実施状況報告 第5次長期総合計画策定に係る課題の検討・整理
11.26	市長インタビュー	新しい都市像についてのヒアリング （第5次長期総合計画策定にかかるトップインタビュー）
12.08	第2回長期総合計画策定庁内専門部会合同会議	第5次長期総合計画策定に係る課題の検討・整理
12.17	第7回環境生活部会会議	第5次長期総合計画策定に係る課題の検討・整理
//	第4回産業建設部会会議	第5次長期総合計画策定に係る課題の検討・整理
12.22	第5回教育文化部会会議	第5次長期総合計画策定に係る課題の検討・整理
12.25	第4回市民福祉部会会議	第5次長期総合計画策定に係る課題の検討・整理
//	第6回行財政部会会議	第5次長期総合計画策定に係る課題の検討・整理
//	市長インタビュー	第5次長期総合計画におけるリーディング事業についてのヒアリング （角田中央公園南側整備）
12.28	第1回長期総合計画審議会	会長・副会長の選任、策定基本方針の説明
平成22年（2010年）01.13	第8回環境生活部会会議	第5次長期総合計画策定に係る課題の検討・整理
01.15	第7回行財政部会会議	第5次長期総合計画策定に係る課題の検討・整理
01.21	第5回市民福祉部会会議	第5次長期総合計画策定に係る課題の検討・整理
01.22	第5回産業建設部会会議	第5次長期総合計画策定に係る課題の検討・整理
01.26～02.15	まちづくり懇談会（市内9地区）	第5次長期総合計画策定の基本的な考え方や策定スケジュールなどを説明
01.28	第5次長期総合計画策定に係るまちづくり講演会	演題：時代の潮流と地域再生の道（鈴木浩・福島大学教授）
//	第2回長期総合計画審議会	第5次長期総合計画策定に係る基礎調査、市民意識調査結果、将来人口フレームについて説明
02.04	市議会全員協議会	第5次長期総合計画の策定基本方針や策定体制などについて説明
02.19	第6回市民福祉部会会議	角田市の子育て支援・介護保険・包括支援センターについての担当課ヒアリング
02.24	長期総合計画審議会 推進部会合同会議 （協働推進部会・課題検討部会）	第4次長期総合計画後期基本計画における課題の説明
//	第3回長期総合計画審議会	第4次長期総合計画後期基本計画における課題の説明

年 月 日	会議などの開催状況	主 な 内 容
03.09	第1回協働推進部会（審議会）	各地区ごとの課題の整理及び取り組みについての情報共有
//	第1回課題検討部会（審議会）	第4次長期総合計画後期基本計画における課題の検討
03.15	中学生まちづくりワークショップ（第1回）	テーマ：角田の「好きなところ」「気になるところ」を語り合おう
03.23	第2回課題検討部会（審議会）	第4次長期総合計画後期基本計画における課題の検討
//	第4回長期総合計画審議会	諮問、各地区における課題の整理、新しい都市像について検討
03.25	中学生まちづくりワークショップ（第2回）	テーマ：将来のまちづくりを考えよう
04.15	第3回課題検討部会（審議会）	第5次長期総合計画策定に係る課題の検討・協議
04.20	第3回長期総合計画策定庁内専門部会合同会議	新しい都市像及び施策体系の検討
04.23	第4回長期総合計画策定本部・幹事会合同会議	新しい都市像及び施策体系の検討
04.26	第4回課題検討部会（審議会）	第5次長期総合計画策定に係る課題の検討・協議
05.11	第5回課題検討部会（審議会）	第5次長期総合計画策定に係る課題の検討・協議
05.20	第5回長期総合計画審議会	課題の整理、新しい都市像の方向性及び施策体系の検討
05.26～06.03	事業所等ヒアリング	誘致企業4社、商工会、JA
06.23	第6回課題検討部会（審議会）	重点プロジェクトの検討
//	第6回長期総合計画審議会	新しい都市像の方向性及び施策体系の検討
07.02	第4回長期総合計画策定庁内専門部会合同会議	基本構想・基本計画骨子案の検討
07.06	第6回産業建設部会会議	施策の体系、基本構想の検討（部会所管分）
//	第9回環境生活部会会議	基本計画骨子案の内容検討（部会所管分）
07.07	第7回市民福祉部会会議	基本計画骨子案の内容検討（部会所管分）
07.12	第8回行財政部会会議	基本構想・基本計画骨子案の内容検討（部会所管分）
07.13	第7回課題検討部会（審議会）	重点プロジェクトの検討
07.15	第10回環境生活部会会議	基本計画骨子案の内容検討（部会所管分）
07.16	第5回教育文化部会会議	基本構想・基本計画骨子案の内容検討（部会所管分）
//	第5回長期総合計画策定本部・幹事会合同会議	基本構想骨子案の検討
07.20	第7回長期総合計画審議会	基本構想骨子案の説明、事業所等ヒアリングの結果報告
//	第7回産業建設部会会議	基本計画骨子案の内容検討（部会所管分）
07.21	第9回行財政部会会議	基本構想・基本計画骨子案の内容検討（部会所管分）
07.27	第8回市民福祉部会会議	基本構想・基本計画骨子案の関係課ヒアリング
07.28	第8回産業建設部会会議	基本計画骨子案の内容検討（部会所管分）
//	第11回環境生活部会会議	基本計画骨子案の内容検討（部会所管分）
07.29	第12回環境生活部会会議	基本構想・基本計画骨子案の関係課ヒアリング
//	第10回行財政部会会議	基本構想・基本計画骨子案の関係課ヒアリング
07.30	第13回環境生活部会会議	基本構想・基本計画骨子案の関係課ヒアリング
08.04	第6回教育文化部会会議	基本構想・計画骨子案の内容検討（部会所管分）
08.05	第9回産業建設部会会議	基本計画骨子案の内容検討（部会所管分）、まちづくりの指標設定検討
08.06	第11回行財政部会会議	基本構想・基本計画骨子案の関係課ヒアリング
08.10	第9回市民福祉部会会議	基本構想・基本計画骨子案の関係課ヒアリング
08.11	第10回産業建設部会会議	まちづくりの指標設定検討
//	第12回行財政部会会議	基本構想・基本計画骨子案の関係課ヒアリング
08.12	第7回教育文化部会会議	基本構想・基本計画骨子案の内容検討（部会所管分）
//	第13回行財政部会会議	基本構想・基本計画骨子案の関係課ヒアリング
//	第14回環境生活部会会議	関係課ヒアリングのまとめ、まちづくりの指標設定検討、基本構想骨子案の検討
08.18	第8回教育文化部会会議	基本構想・基本計画骨子案の内容検討（部会所管分）
08.19	第11回産業建設部会会議	まちづくりの指標設定検討
08.20	第14回行財政部会会議	関係課ヒアリングのまとめ
08.23	第15回環境生活部会会議	まちづくりの指標設定検討
08.24	第12回産業建設部会会議	まちづくりの指標設定検討
08.26	第8回課題検討部会（審議会）	重点プロジェクトの検討
//	第9回教育文化部会会議	基本構想・基本計画骨子案の内容検討（部会所管分）
//	第10回市民福祉部会会議	基本構想・基本計画骨子案の内容検討（部会所管分）
08.30	第11回市民福祉部会会議	基本構想・基本計画骨子案の検討
09.01	第13回産業建設部会会議	基本構想・基本計画骨子案の関係課ヒアリング
09.04	まちづくり市民フォーラム	基調講演・パネルディスカッション （テーマ：住んでみたい、住み続けたいなるまちづくり）
09.16	第10回教育文化部会会議	基本構想・基本計画骨子案の内容検討（部会所管分）

年 月 日	会議などの開催状況	主 な 内 容
09.22	第11回教育文化部会会議	基本構想・基本計画骨子案の関係課ヒアリング
09.28～10.26	まちづくり懇談会（市内9地区）	基本構想・基本計画骨子案の内容説明
10.26	第2回庁内専門部会正副部会長会議	重点プロジェクト、基本計画案の検討
10.27	第3回庁内専門部会正副部会長会議	基本計画案の検討
11.02	第4回庁内専門部会正副部会長会議	基本計画案の検討
11.08	第6回長期総合計画策定本部・幹事会合同会議	重点プロジェクト、基本計画案の検討
11.18	第8回長期総合計画審議会	重点プロジェクト、基本計画案の検討
11.25	第9回長期総合計画審議会	基本計画案の検討
12.13	市議会調査特別委員会	基本計画案の調査
12.14	第10回長期総合計画審議会	基本計画案の検討
12.20	市議会調査特別委員会	基本計画案の調査
12.21	市議会調査特別委員会分科会（産業建設、教育厚生）	基本計画案の調査
12.22	市議会調査特別委員会分科会（総務財政）	基本計画案の調査
平成23年（2011年）01.12	市議会調査特別委員会分科会（総務財政）	基本計画案の調査
01.17	市議会調査特別委員会分科会（総務財政）	基本計画案の調査
01.18	市議会調査特別委員会分科会（産業建設、教育厚生）	基本計画案の調査
01.20	第7回長期総合計画策定本部・幹事会合同会議	基本構想・基本計画案の調整
01.24	市議会調査特別委員会	基本計画案の調査
01.27	第11回長期総合計画審議会	基本構想・基本計画案の検討
//	市議会調査特別委員会	市議会議長に対し第5次長期総合計画策定に関する調査結果を報告
02.04	長期総合計画策定本部会議	基本構想・基本計画案の最終調整
02.07	第12回長期総合計画審議会	基本構想・基本計画案の最終調整、答申
02.28～03.02	市議会第355回定例会「角田市第5次長期総合計画基本構想調査特別委員会」	
03.23	市議会第355回定例会において「角田市第5次長期総合計画基本構想」を議決	

3. 市民参画

①長期総合計画審議会

長期総合計画の策定に関する事項について、専門的見地から調査・審議を行うことを目的に、市民で構成する長期総合計画審議会を設置しました。

また、地域にできるだけ速やかに審議会の議論内容を伝え、その反響を審議会に反映させたり、地域の各種課題を検討して審議会を機動的に運営していくことを目的に、審議会委員で構成する「協働推進部会（9名）」と「課題検討部会（6名）」を設置しました。

【協働推進部会での主な検討内容】

- ・ 地区ごとの課題の整理
- ・ 地域づくり実践活動の情報共有

【課題検討部会での主な検討内容】

- ・ 目指すべき都市像の整理
- ・ 重点プロジェクトで取り組むべきこと

表 3-1 審議会委員名簿

No.	構成区分	役職名	氏 名	役 職 名	
1	市 議 会 議 員		細 川 健 也	市議会総務財政常任委員会委員長	
2			星 守 夫	市議会教育厚生常任委員会委員長	
3			谷 津 睦 夫	市議会産業建設常任委員会委員長	
4	知 識 経 験 者	会長	鈴 木 浩	福島大学名誉教授	
5			戸 村 真喜夫	みやぎ仙南農業協同組合角田地区本部長	
6			三 浦 徹	産直広場めぐりっと・かくだ代表	
7			齋 藤 栄 子	角田市観光物産協会食農アドバイザー	
8			河 村 博 明	前本町繁栄会長	
9			菊 池 勝 美	アルプス電気(株)角田工場管理課総務グループリーダー	
10			山 家 孝	(株)ケーヒン宮城オフィス角田総務課長	
11			安 藤 由紀子	角田市医師会・角田市心身障害児就学指導委員会委員	
12			齋 藤 弘 美	角田市主任児童員	
13			山 崎 義 幸	宮城県地球温暖化防止活動推進員	
14			毛 利 良 子	コーラスりんどう代表	
15			宮 崎 三枝子	毛萱スローライフサークル代表	
16		公 共 的 団 体 の 役 員	副会長	遠 藤 昭 助	角田地区振興協議会長（天神町行政区長）
17				伊 藤 健 治	横倉地区振興協議会長（前沖第2行政区長）
18				佐 藤 康 信	小田地区振興協議会長（柵崎行政区長）
19			高 橋 達 征	枝野地区振興協議会長（枝野7行政区長）	
20			氏 家 俊 一	藤尾地区振興協議会長（藤尾5行政区長）	
21			田 中 宏 志	東根地区振興協議会長（平貫上行政区長）	
22			大 沼 慶四郎	桜地区振興協議会長（桜1行政区長）	
23			森 仁	北郷地区振興協議会長（南岡行政区長）	
24			金 澤 賢 道	西根地区振興協議会長（西根4行政区長）	
25			玉 手 啓 道	元東根地区計画策定委員長	
26			面 川 百合子	角田市民生委員児童委員協議会北郷地区会長	
27			高 橋 力 雄	角田市体育協会理事長	
28			川 上 朋 子	NPO法人角田保育ママの会理事長	
29			大 橋 かよ子	角田市交通安全母の会会長	
30			荒 井 秀 一	角田市子ども会育成会長	

長期総合計画審議会及び推進部会の開催状況

	会議名称	年月日	主な内容
1	第1回審議会	平成21年12月28日	会長・副会長の選任、策定方針の説明
2	第2回審議会	平成22年1月28日	計画策定に係る基礎調査、市民意識調査、将来人口フレームについて説明
3	第3回審議会	平成22年2月24日	新長期総合計画後期基本計画における課題の説明
4	第1回協働推進部会	平成22年3月9日	各地区ごとの課題の整理及び取り組みについての情報共有
5	第1回課題検討部会	平成22年3月9日	新長期総合計画後期基本計画における課題の検討
6	第2回課題検討部会	平成22年3月23日	新長期総合計画後期基本計画における課題の検討
7	第4回審議会	平成22年3月23日	第5次長期総合計画基本構想について諮問、各地区における課題の整理、
8	第3回課題検討部会	平成22年4月15日	新しい都市像について検討
9	第4回課題検討部会	平成22年4月26日	第5次長期総合計画策定に係る課題の検討・協議
10	第5回課題検討部会	平成22年5月11日	第5次長期総合計画策定に係る課題の検討・協議
11	第5回審議会	平成22年5月20日	第5次長期総合計画策定に係る課題の検討・協議
12	第6回課題検討部会	平成22年6月23日	課題の整理、新しい都市像の方向性及び施策体系の検討
13	第6回審議会	平成22年6月23日	重点プロジェクトの検討
14	第7回課題検討部会	平成22年7月13日	新しい都市像の方向性及び施策体系の検討
15	第7回審議会	平成22年7月20日	重点プロジェクトの検討
16	第8回課題検討部会	平成22年8月26日	基本構想骨子案の説明、事業所等ヒアリングの結果報告
17	第8回審議会	平成22年11月18日	重点プロジェクトの検討
18	第9回審議会	平成22年11月25日	重点プロジェクト、基本計画案の検討
19	第10回審議会	平成22年12月24日	基本計画案の検討
20	第11回審議会	平成23年1月27日	基本計画案の検討
21	第12回審議会	平成23年2月7日	基本構想・基本計画案の検討

諮 問 文

角 政 第 308 号
平成22年3月23日

角田市長期総合計画審議会
会 長 鈴 木 浩 殿

角田市長 大 友 喜 助

角田市第5次長期総合計画基本構想について（諮問）
角田市長期総合計画審議会条例（平成元年角田市条例第3号）第2条の規定に基づき、角田市第5次長期総合計画基本構想について諮問します。

答 申 文

平成23年2月7日

角田市長 大 友 喜 助 殿

角田市長期総合計画審議会
会 長 鈴 木 浩

角田市第5次長期総合計画基本構想(案)について（答申）
本審議会は、平成22年3月23日付け、角政第308号をもって諮問のあった角田市第5次長期総合計画基本構想(案)について、慎重に審議した結果、今後の市政運営の指針として適切なものと認めます。
なお、基本構想の実現にあたっては、次の事項に十分配慮し、計画の円滑な推進に努められたい。

記

- 1 計画の推進にあたっては、市民と行政の協働のまちづくりの理念の下、市民力や地域力を活かし、「人と地域が輝く 田園交流都市」の実現に努めること。
- 2 人口減少・少子高齢化の進行、深刻化する地球環境問題、高度情報通信社会の進展など、本市を取り巻く諸課題に果敢に取り組むこと。
- 3 市役所改革と財政改革を基本に、時代に即応した行政経営に取り組むこと。特に、本計画の進行管理を市民と共に行い、説明責任を果たしていくこと。

②市民意識調査（市民アンケート）

市民のまちづくりに対する思いを把握することを目的に、平成21年9月に2つのアンケート調査を行いました。

【成人を対象としたアンケート調査】

- ・対象：20歳以上の市民3,000名（無作為抽出）
- ・回収結果：1,281票（回収率42.7%）

ア) 市の行政サービスに対する満足度や重要度について（63項目について5段階評価）

満足度について、上位と下位の5項目は下記の表のとおりです。また、重要度が高く、満足度が低い分野は、地域医療や社会保障、少子化対策、農商工の活性化、道路網整備等社会基盤整備などでした。重要度、満足度がともに高いのは、環境分野でした。

▲満足度が高かった項目

順位	項目	主な取り組み
1	学び合う社会の形成	生涯学習、スポーツ振興、交流推進など
2	家庭・地域の教育力の向上	子育て支援、青少年の健全育成など
3	開かれた行政	情報公開・広報活動、各種市民相談など
4	環境負荷の少ないまちづくり	リサイクルの推進、環境美化の推進など
5	安全・安心なまちづくり	交通安全対策、防犯対策など

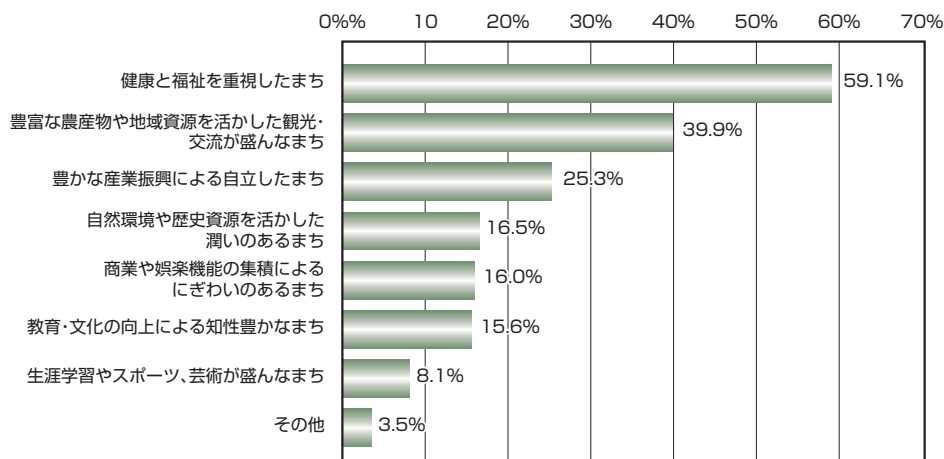
▼満足度が低かった項目

順位	項目	主な取り組み
1	工業の振興	企業誘致、起業活動の環境整備など
2	勤労環境の充実	企業支援の充実、職業訓練支援など
3	商業サービス業の振興	中小企業への財政支援、街並み整備など
4	魅力的な市街地	中心市街地の再生、地域づくり活動支援など
5	総合的な広域行政	県南中核病院の高次救急医療の充実など

イ) 将来のまちづくりの方向性について（2つまで選択）

年代別にみると、いずれの年代においても「健康と福祉を重視したまち」や「豊富な農産物や地域資源を活かした観光・交流が盛んなまち」を望む声が多くありましたが、20歳代では「商業や娯楽機能の集積によるにぎわいのあるまち」が最も多い意見でした。

● 目指すべきまちづくりの方向性



【子どもを対象としたアンケート調査】

- ・対 象：市内の中学2年生全員273名
- ・回収結果：259票（回収率94.5%）

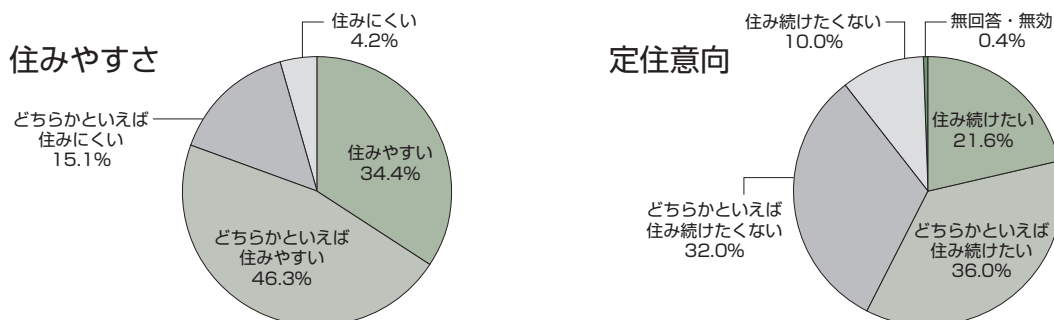
ア) 地域の魅力や課題について

住んでいる地域で好きなところは、「家族や友達など、親しい人がいる」や「近くに山、川などの自然がたくさんある」など、地域コミュニティの特性や周りの自然環境を魅力に感じ、不満なところは、都市的 생활が享受できないところにあることがうかがわれます。

▲好きなところ		▼不満なところ	
順位	理由	順位	理由
1	家族や友達など、親しい人がいる	1	商店が少なく、買い物に不便
2	近くに山、川などの自然がたくさんある	2	近くに公園やスポーツ施設などの遊び場が少ない
3	住んでいる人が親切	3	交通が不便

イ) 住みやすさや今後の定住意向について

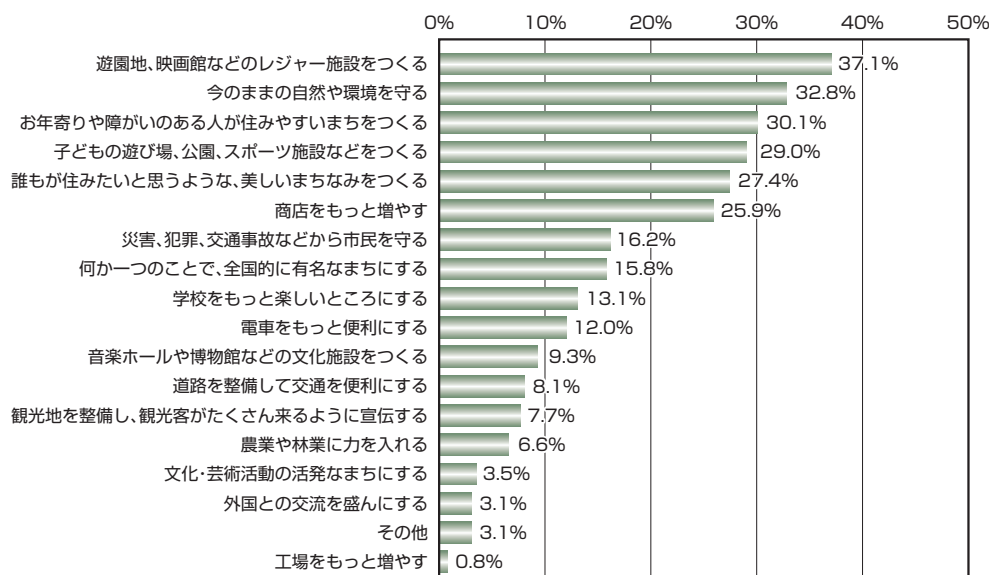
住みやすさについては、約8割の方が「住みやすい」と回答している一方で、定住意向については、約4割の方が「住み続けたくない」と回答しており、その理由は、市外での仕事や生活に対するあこがれがあるようです。



ウ) 将来のまちづくりの方向性について（3つまで選択）

将来、もし角田市長になったらどんなまちづくりをしてみたいかを尋ねたところ、今の環境を保持しつつ、さらに利便性の高い生活を望んでいることがうかがえます。

● 将来もし市長になったら…



③中学生まちづくりワークショップ

次代を担う若者の視点での「まちづくりの将来像」を把握することを目的に、市内3つの中学校（角田中、北角田中、金津中）より代表生徒（男女各3名）の参加を得て、平成22年3月に2回のワークショップを開催しました。

●1回目のテーマ【角田の「好きなところ」「気になるところ」を語り合おう】



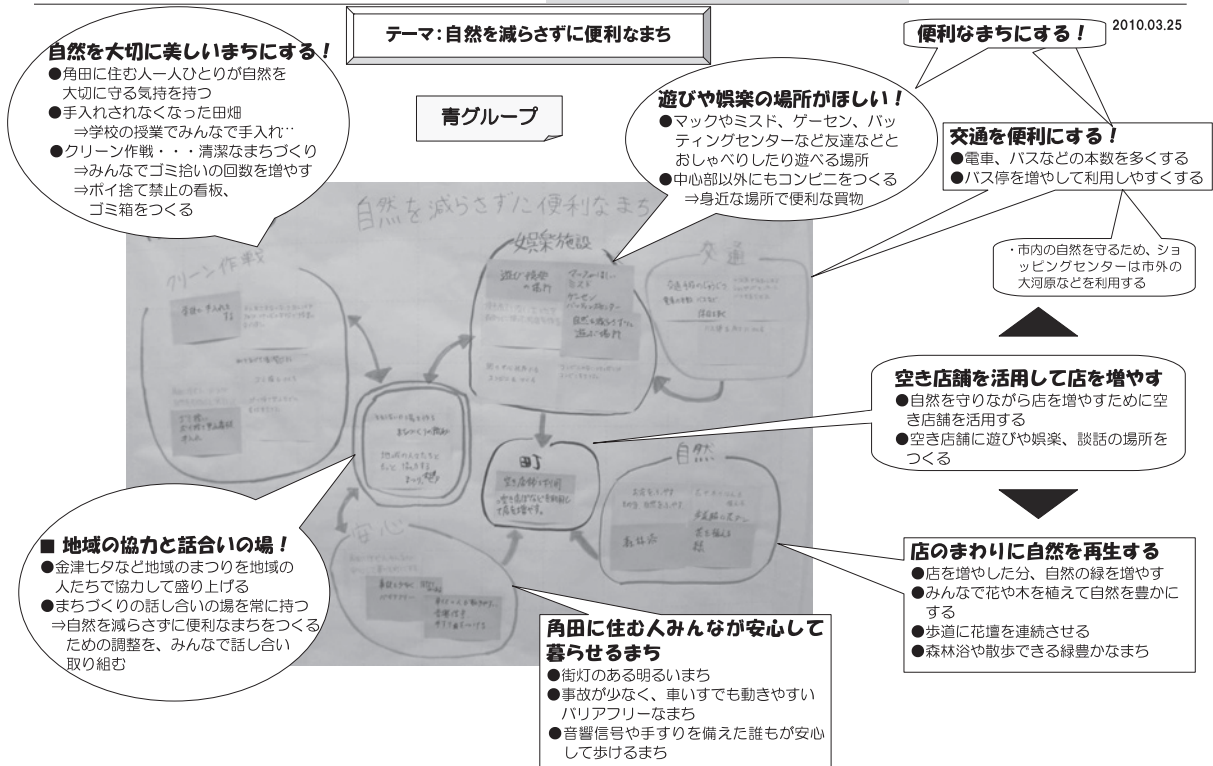
ワークショップ



ワークショップ発表

●2回目のテーマ【将来のまちづくりを考えよう】

中学生まちづくりワークショップ 第2回 将来のまちづくりを考えよう 検討結果



ワークショップ検討結果（青グループ）

黄グループ

自然
 ○現在の優れた自然が、引き継がれている
 ○地域の人たちが協力してまちにも草花があるなど身近な自然がたくさんある

交流 (交流の三段論法)
 市全体が自慢
 ⇒地域交流が盛ん
 ⇒市の活性化
 ○観光の目玉が一杯
 ○市の特産品が有名
 ○花火などのイベントに沢山の人が交流

道路
 ○市全体がつながれ、移動が楽にできる
 ○歩道がつながり、安全

商業・産業
 ○沢山の企業が立地
 ○働く人がたくさんいて活気がある
 ○近くにスーパーやコンビニがあって、お年寄りの買い物も楽♪

10年後の角田の将来像は…?!
誰もが住みやすい、住みたいと思う市!
 ・活気がある市
 ・住みやすさに差がない(市内のどこでも住みやすい)
 …など

みんなで作えた 10年後の角田市!
 ~将来はこんなまちになっているといいなあ~

【自然・交流】をテーマに 将来のまちの姿を考えました!

つながりな町 角田

実現するために…

【場】の整備と活用
 ○内町湖でゆっくり自然を堪能
 ⇒ベンチの設置や看板等による場所のPR
 ○パティンター、ホール、映画館など、市にない施設を誘致、整備

【物】の展開
 ○市の食材を使った料理コンテストの開催
 ○梅干しや納豆づくりなどが体験できるイベントの開催

【祭】の提案
 ○ロケットなど、市の特徴を活かした祭の回数を増やし、盛大に!
 ○これらをきちんと【CM】することが大事!

10年後の角田市の将来イメージ

「祭」と書いて「イベント」と読む! (の)

黄グループ

ワークショップ検討結果 (黄グループ)

緑グループ

2010.03.25

キャッチフレーズ ~ グループで思い描く、将来のまちづくりのタイトル
【自然豊かな みんなが笑顔になれるまち】

安全で便利なまちにしたい!
 ●お年寄りや障がいのある人も楽に、安全に出掛けられるまちづくり
 ●買い物がいやしく便利なまちづくり
 ●安全なまちづくり
 ●みんなが住みやすいまちづくり

交通が便利なまちにしたい!
 ●交通が便利なまちづくり

自然が豊かなまちにしたい!
 ●環境を守るまちづくり
 ●いつまでも空気がきれいなまちづくり
 ●自然が豊かなまちづくり

観光で人を呼び込むまちにしたい!
 ●他の市の人や他の県の人達にいいところだと思ってもらえるまちづくり
 ●観光名所のあるまち
 ●観光が豊かなまちづくり

観光で人を呼び込むまちにするために
 ●友達と一緒に楽しめるようなテーマパークをつくる
 ●他の市の人や他の県の人達にいいところだと思ってもらえる
 ●向かて誇りが持てる市
 ●他の市などとも交流を多くしたい
 ●名物・有名なものをどんどんPRする
 ●角田の特産品などを使った、観光資源をつかって人を呼び込む

安全で便利なまちにするために
 ●交通が不便な場所に、もっとバスやタクシーを増やす
 ●角田市の中心部以外の場所にスーパーやコンビニ等の商店を増やし、買い物をしやすくする。角田で欲しいものが全てそろうようになってほしい
 ●だれでも住みたいと思える市にする
 ●交通量の多い危ない交差点に信号機を設置する
 ●市の中心部だけではなく、郊外にも夜暗い道路に街灯をついたり、道路を広くしたりと、お年寄りから子どもまでが住みやすいまちづくりをする

交通が便利なまちにするために
 ●角田市内のバス(バス停)を増やす
 ●宣伝して、誰もが知っているバスにする
 ●誰もが、気軽に乗れるようにする
 ●バス停をつくって、決まった時間に来るようなバスを走らせたほうが、お年寄りに優しいまちになる
 ●阿武隈急行の本数を増やしたほうが利用する人も増えるのではないかな

自然が豊かなまちにするために
 ●今の豊かな自然を守り、いつまでも空気がきれいなまちづくりをする
 ●もっと自然が豊かな市にする
 ●「自然」の多い公園(観光スポットになるような、誰もが楽しく遊べる、緑の多い公園)
 ●山や川などの自然は今のままにして、角田のよいところは残してほしい

目的
 ~まちづくりのテーマ~

目的達成のために、どうしたらいいか

目的 (まちづくりのテーマ)

そのためにどうするか

ワークショップ検討結果 (緑グループ)

④事業所等ヒアリング

市内で事業活動を行う各産業分野の企業や団体などを対象に、事業活動の現況や今後の事業展開をしていく上で行政に望む支援策など、経済・産業面における課題を把握することを目的に、平成22年5月から6月にかけて市内の事業所等（誘致企業4社、商工会、農協）を訪問し、ヒアリングを行いました。

【市に望む主な支援策】

●安心して働ける環境づくり

- ・ 出産後に母親が無理なく職場復帰できるよう、保育所などでの子どもの受け入れの弾力的運用
- ・ 共働き世帯を支援するため、2時間程度の残業にも対応できるよう保育時間の延長
- ・ 老人介護サービス・施設の充実

●交通環境の改善

- ・ 高速道路や国道へのアクセス性向上のための道路整備
- ・ 角田に來たり、角田から出かける新幹線利用出張者のために、公共交通の利便性向上

⑤まちづくり市民フォーラム

まちづくりの専門家や、それぞれの分野で活躍している市民の方々を迎え、地域が持つ個性の活かし方や、住み続けたいと思えるまちづくりなどについて意見交換を行うことを目的に、平成22年9月4日に市民フォーラム（145名参加）を開催しました。



基調講演

●第1部 基調講演「地域の再生と個性を活かしたまちづくり」

講師：風見 正三氏

（宮城大学 事業構想学部 事業計画学科 教授）

<主な講演内容>

- ・ 都市と農村の融合による協働社会を支えるコミュニティビジネスの可能性
- ・ 持続可能な地域社会をつくるヒント

●第2部 パネルディスカッション「住んでみたい、住み続けたいまちづくり」

コーディネーター：鈴木 浩氏（福島大学 共生システム理工学類 特任教授）

パネリスト

- 三浦 徹氏（農産物直売所『あぐりっと・かくだ』代表）
- 安藤由紀子氏（医師、角田市心身障害児就学指導委員会委員長）
- 風見 正三氏（宮城大学 事業構想学部 事業計画学科 教授）
- 大友 喜助（角田市長）

<主な発言>

- ・ 積極的な情報発信やPR活動
- ・ 行政及び市民の意識改革
- ・ 交流人口の増加
- ・ 励まし支え合うまち
- ・ 農村と中心市街地の結び付きの再構築



パネルディスカッション

⑥まちづくり懇談会

市民に対し、市政情報を積極的に提供し市政に対する理解と協力を得るとともに、第5次長期総合計画の内容について説明し、意見交換を行い、これからのまちづくりについて考える機会とすることを目的に、市内9地区で2回のまちづくり懇談会を開催しました。

●1回目 平成22年1月26日～平成22年2月15日 参加者数331名

<主な内容>

- ・これまでのまちづくりや行財政改革などの取り組みの報告
- ・第5次長期総合計画策定の基本的な考え方や策定スケジュールなどの説明
- ・意見交換

●2回目 平成22年9月28日～10月26日 参加者数307名

<主な内容>

- ・第5次長期総合計画の基本構想・基本計画骨子案の内容説明
- ・意見交換



まちづくり懇談会



まちづくり懇談会

⑦パブリックコメント

第5次長期総合計画策定の最終段階において、広く市民からの意見をいただくため、平成22年12月から平成23年1月にかけてパブリックコメント（意見募集）を行いました。

募集期間内に2名から22件の意見が提出され、次のとおり対応しました。また、実施結果は、意見の概要や市の考え方をまとめ平成23年2月に公表しました。

- 計画に反映したもの（5件）
- 計画に関わる市の考え方を説明したもの（11件）
- 今後の参考にしたもの（6件）

人と地域が輝く 田園交流都市 かくだ
角田市第5次長期総合計画

発行日 平成23年（2011年）6月
令和 2年（2020年）3月 変更

企画・発行 角 田 市
〒981-1592 宮城県角田市角田字大坊41
TEL 0224-63-2111

編集・印刷 株式会社国際開発コンサルタンツ 仙台支店
〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町1-5-25
